

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月
志學館大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学修と教授	17
基準 3 経営・管理と財務	43
基準 4 自己点検・評価	60
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	66
基準 A 地域貢献	66
V. エビデンス集一覧	79
エビデンス集（データ編）一覧	79
エビデンス集（資料編）一覧	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. はじめに

志學館大学は、昭和 54(1979)年に鹿児島県始良郡隼人町（現・霧島市）において開学した鹿児島女子大学を前身とする。開学 20 年を迎えた平成 11(1999)年度から男女共学に転換して、大学名を「志學館大学」に改称するとともに、従来の文学部に加えて法学部（法律学科）を新設した。平成 15(2003)年に、文学部を人間関係学部に変更し、心理臨床学科及び人間文化学科を設置、同学部心理臨床学科を基礎とする大学院心理臨床学研究科（修士課程）を、平成 17(2005)年に設置した。さらに平成 20(2008)年には法学部ビジネス学科を設置して、今日に至っている（2 学部 4 学科・大学院 1 研究科）。

なお平成 23(2011)年には、今後のさらなる発展と、法人（学校法人志學館学園）各設置校間の連携強化による教育・研究の充実等を図るため、大学キャンパスを鹿児島市内へ全面移転した。このキャンパス移転によって、利便性（大学へのアクセス）が大幅に改善されるとともに、法人各設置校がすべて鹿児島市内に立地することになり、法人本部の業務機能を向上させることも可能となった。

なお付言すると、現在、学校法人志學館学園は、合計 7 つの設置校を有するほか保育園を付設し、総合学園として活発な教育活動を展開している（設置校・園は次のとおり。志學館大学及び同大学院、鹿児島女子短期大学、志學館高等部、志學館中等部、鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園、同すみれ幼稚園、同なでしこ幼稚園、なでしこ保育園）。

2. 学園の「建学の精神」と本学の歩み

本学の前身である鹿児島女子大学は、明治 40(1907)年に鹿児島における女子教育の先駆者・満田ユイが鹿児島市平之町に開いた「鹿児島女子手芸伝習所」を淵源とする「学校法人・実践学園」（昭和 24(1949)年に設置）が、長年にわたる女子専門職業教育を高等教育の場においても展開するために、「鹿児島女子短期大学」（昭和 40(1965)年開設）に続いて設置したものである。設置に当たっては、「時代に即応した堅実にして実際に役立つ婦人の育成」という学園の建学の精神を大学の基本理念として継承することとした。

この建学の精神は、すでに学園の草創期から掲げられていたもので、当時は女子のみを対象とする教育機関だったため、「時代に即応した堅実にして実際に役立つ婦人の育成」という女性を念頭に置いた表現となっていたが、学園創設 80 年を期して男女共学の「志學館中等部」が開設された昭和 62(1987)年に、「実際に役立つ婦人」の部分は、「有為な人間」と改められた。

なお満田ユイは、建学の精神を示すと共に、白居易の詩に因んだ「雪の如く清らかに、月の如く明らけく、花の如く撫子の強く優しく」という「みおしえ」を遺しており、現在でも学園各設置校でこの「みおしえ」が親しまれている。たとえば、「みおしえ」に示された雪・月・花は、「建学の精神」を具体的に実践する際の心根を象徴するものとして、学園章・校章・学園旗及び校旗で使用されている。

鹿児島女子大学の時代まで約 90 年間にわたり、主として女子教育を展開してきた本学園は、平成 11(1999)年、教育活動の一層の発展を期して、女子大学の共学化に踏み切り、大学名を「志學館大学」に変更すると共に、学校法人の名称も「志學館学園」へと改称し

た。なお共学化と同時に、法学部（法律学科）を増設した。当法学部は、南九州の地における法学教育のメッカたることを目指し、「21世紀に相応しい時代感覚とリーガルマインド（法的思考力）を備えた、社会の様々な面で活躍できる人材」（法曹関係のみならず、いわゆるゼネラリスト）の養成を目標に掲げて構想されたものである。

鹿児島女子大学以来の文学部と新設の法学部で再出発した本学は、平成15(2003)年度に、伝統的な文学部における教育・研究を超えた新しい教育・研究に対する社会的ニーズに応えるために、文学部を「心理臨床学科」と「人間文化学科」から成る「人間関係学部」に改組した。前者は、現代社会において存在意義を増している心理学、特にその臨床的側面の教育・研究に重点をおいた学科であり、後者は、伝統的な文学部の教育（教養教育）を保持しつつ、さらに人文科学と社会科学との融合を目指した学科であった。

心理臨床学に関する教育・研究は、県民を中心として強い支持を受け、心理臨床学科（学士課程）及び同課程を基礎とする大学院心理臨床学研究科（修士課程）は、県下有数の心理臨床学の教育・研究機関となっている。なお同研究科は、平成19(2007)年に日本臨床心理士認定協会から指定大学院〔第Ⅰ種〕の指定を受けた。当初の指定期間は、平成25(2013)年3月31日までとされたが、引き続き平成31(2019)年3月31日まで指定を受けている。

法学部は、すでにその開設時において、一般企業におけるリーガルマインドの持ち主の育成を教育の主要な柱としていたが、その後コンプライアンス（法令遵守）をはじめとして経済社会の公正な競争が提唱される時代の到来と、事前規制型社会から事後チェック型社会への変化に伴って、ビジネス社会において、自律的で自己教育力に富む人材の養成を強化する必要があるとの判断から、「法ビジネス学科」を増設することとした（平成20(2008)年度）。

また、「法ビジネス学科」の新設と同時に、「人間文化学科」も、当該学科の特色を明確にすることを狙ってコースの改編を行った。すなわち、社会学系、生涯教育系の教員の「法ビジネス学科」への異動に合わせて、「人間文化学科」を語学、文学、歴史、地理に絞り込んだ学科へと衣替えした。その結果、「人間文化学科」では、地元で根強い人気のある日本文学や歴史（学）を専門的に学ぶことができるようになった。また、社会学系、生涯教育系の教員が所属する「法ビジネス学科」では、社会・地域に密着した教育が可能となっている。

なお平成25(2013)年は、本学の前身・鹿児島女子大学の第1期生が卒業してから30年、男女共学となった新生・志學館大学の入学者を初めて社会に送り出してから10年という節目の年であった。その間、総計5,000名を超える卒業生が巣立ったことになる。このように本学は、学園の建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」を、時々の社会状況において実現すべく努力してきている。要するに、大学のあり方を、時代の進展に合わせて常に点検し、必要に応じて修正してきたということであり、今後ともこの基本姿勢は堅持してゆきたい。

3. 志學館大学の基本理念、使命及び目的

(1) 基本理念

平成17(2005)年度に、学園建学の精神に基づき、大学としての基本理念を明文化した。すなわち、「時代に即応した堅実にして有為な人間」を、より具体的に敷衍して「誠実な

人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を合わせ持つ有為な人間」と理解し、「豊かな教養に裏付けられた実践力と学ぶことへの高い志を持つ人間の育成」を志學館大学の基本理念とすることとした（平成17(2005)年12月の大学運営会議を経て、翌年1月の各学部教授会です承）。なお学校教育法（第83条）の趣旨を踏まえ、志學館大学学則第1条では、次のように本学の目的を定めている。

「本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする。」

大学院（心理臨床学研究科）については、学校教育法（第99条）の趣旨を踏まえ、志學館大学大学院学則第2条に、次のように大学院の目的を定めている。

「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」

（2）使命及び教育目的

「大学の基本理念」を明確化したことに伴い、それを社会との関係からより具体的に表現した以下の「使命」を定めた（平成17(2005)年12月）。

「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与するために、人間と社会に対する深い関心と識見を持ち、専門的知識・技能を身につけ、社会に貢献する幅広い職業人を育成する。」

同時にこの「使命」を実現するために、教育目的が以下のように定められた。

- 1) 個性の伸長をはかり、自主的・創造的な人間を育成する。
- 2) 豊かな教養とコミュニケーション能力を身につけ、常に課題意識を持ち、学ぶことの喜びを知る人間の育成に努める。
- 3) 実践・臨床に重きを置いた教育を行い、また、将来を見据えたキャリア教育を組織的段階的に行う。
- 4) 国際理解の教育を推進し、国際人として活躍する素地を培う。
- 5) 社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える。

なおこの5項目の教育目的は、「個性・実践・人間力」という簡潔な標語に集約し、さまざまな機会を通じて学生及び教職員に周知徹底を図っている。

4. 志學館大学の個性及び教育の特色

（1）本学の個性

①「教職員と学生の距離が近い大学」

本学は地方の小規模大学であり、アットホームな女子大時代の気風を受け継ぎ、一箇所にコンパクトにまとまった大学である。この点は、豊かな自然環境に恵まれた従前のキャンパス（霧島市隼人町）においても、また県都の市街地に立地する現キャンパス（鹿児島市紫原）においても変わることはない。このような事情もあって、「教職員と学生の距離の近さ」が本学の個性（カラー）として定着している。そのことは、たとえば大学の募集パンフレット作成に学生が参加したり、大学説明会で学生が大学紹介のプレゼンテーションを行ったりしていることにも表れている。ちなみに本学のシンボルマークとして使われている「コミュニケーションマーク」は、教職員と学生という二つの顔の重なりを表現したもので、両者の距離の近さを象徴している。

また「教職員と学生の距離の近さ」は、建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」を実践する中から生まれてきたものであり、学園創設期から現在に至るまで一貫した本学園の特色でもある。さらに本学は、今日の大学の機能分類における「幅広い職業人の養成を目指す大学」に該当するが、その点に関して「教職員と学生の距離の近さ」は、大きなメリットを有しているといえよう。

②「地域に密着した大学」

本学のもうひとつの個性（カラー）は、「地域に密着した教育・研究を行っている大学」ということである。従前のキャンパスでは、地方都市の市街地ではなく郊外に立地する点を利用した特徴ある地域活動を展開し評価を得てきたが、移転後も旧所在地の霧島市（特に、国分・隼人地域）との連携を維持し、また現キャンパスにおいても地域に密着した新たな教育・研究を行うとともに、地域での活動を通して「幅広い職業人」を育成している。なお、平成21(2009)年に策定された学園の「長期経営計画（2010-2015）」でも、本学のあり方を「地域と社会に貢献する人材を輩出する大学」「地域共生型大学」と明確に規定している。このように、地域貢献は本学が個性・特色として重視している領域なので、今回の認証評価にあたっては、大学独自の評価基準として設定することとした。（後出「基準A」）

(2) 本学における教育の特色

① 学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育

「教職員と学生の距離の近さ」という本学の個性に立脚して、「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」が本学における教育の特色となっている。それは換言すると、学生一人ひとりの能力・適性に合った教育を行い、意欲面や学力面において格差が目立つようになった学生達を、それぞれの学力レベルにおいてきめ細かく指導し、学力等の一層の伸長を図る、ということである。具体的には、少人数編成による「導入教育」におけるコミュニケーション能力を養うための指導、出席状況調査とそれに基づいた個別の対応、丁寧な卒論指導と大学院入試対策、学生とともに行う学外調査、一部資格試験対策のための特別の課外講座、「個人ファイル（学生記録）」による指導、「オフィスアワー」の活用による教育、などを行っている。

また導入教育においては、特に「リテラシー教育」を重視し、日本漢字能力検定協会の教材の利用や、「レポートコンクール」の実施などによってリテラシーの涵養を図っている。なお、「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」は、組織的な合意に基づいて行わ

れているだけでなく、個々の教職員が主体的に取り組んでいるものでもある。さらに、学生のフォローを包括的に行う機関として、「学生支援センター」が設けられており、個々の教職員では対応が難しいケース等に備えている。

② キャリア教育と連動したきめ細かな進路指導

本学は、その教育の最終段階としての進路指導においても、本学の個性の一つである「教職員と学生の距離の近さ」を活かしたきめ細かな個別面談指導を行っている。つまり、進路支援担当者が、学生一人ひとりの実情に精通するとともに求人側の求める人材像を的確に把握し、学生の能力・適性に即した就職の実現に努力している。地域の職場の状況に詳しい担当者の指導は、まさに本学のもう一つの個性「地域に密着した大学」の表れでもある。

また進路選択・決定に当たっては、学生自身が自分自身を客観視し人生を設計する能力を有していることが重要であるが、そういった自己分析の能力を身につけるために、教養教育の一環として、初年次からさまざまなキャリア教育のプログラムを展開している。また学生が「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力」（大学設置基準第42条の2を参照）を身に付けることができるように、教育課程の実施及び厚生補導の両面からさまざまな取り組みを行っている。たとえば、教育課程の面ではキャリア形成科目群の充実など、厚生補導の面では進路支援センターを中心とする個別面談指導などがあげられる。このように、キャリア教育と綿密な進路指導が連動することによって、本学は鹿児島県内において優れた就職実績を誇っている。

③ 地域に密着した教育・研究

地方の小規模大学である本学は、地域の支持なくして立ち行かないことを自覚し、地域に密着した教育・研究を目指して地道に努力を重ねてきた。そのような取り組みによって、既述の「地域に密着した教育を行っている大学」というもう一つの個性が生まれたのである。

本学の地域社会における活動は、主として「生涯学習センター」及び「心理相談センター」を拠点として行われてきたが、キャンパス移転後は、その両者に加えて、「発達支援センター」と「地域協働センター」を新たに開設し、地域連携のための体制を強化した。因みに、「心理相談センター」と「発達支援センター」の2つのセンターを擁しているのは、九州では本学と九州大学のみである。

これまでの地域貢献の取り組みは、どちらかという大学が有する資源を地域に開放するという側面が目立っていたが、地域協働センターは、学生の教育にも資する地域貢献活動という視点を導入した点に特徴がある。このことは、学長の『年頭所感』（平成25年1月4日）にも、次のように示されている。「〔地域協働センターの〕基本的な目標は、少しでも多くの学生が、少しでも多くの地域の諸活動に参加することで、より多様な経験を積んでもらうところにあります」。

5. 今後の方向性

周知のように、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）において、いわゆる学士力の質の保証が要求されることになったが、この状況を踏まえて、本学ならではの「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」「キャリア教育と連動したきめ細かな進路指導」「地域に密着した教育・研究」をさらに充実させるべく議論

志學館大学

を重ねた末に決定されたのが「志學館大学教育改革基本方針」（平成22年1月）であり、この基本方針に基づき、「志學館大学教育改革実施案」が策定された（平成22(2010)年9月29日大学運営会議承認）。以後本学は、この基本方針に基づき、さまざまな取り組みを行うことによって、学士課程教育の質保証に努めてきたところである。

そして平成24(2012)年8月28日には、中央教育審議会から答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が出されたため、この答申を受けて、本学でも新たな教育システムを構築するために「第二次教育改革」の検討を開始し、平成25(2013)年7月3日の合同教授会に「志學館大学第二次教育改革基本方針」として示された。そこには、本学の基本的成果として達成しようとする内容が具体的に盛り込まれている（基準項目2-2、2-6、3-1、3-4及び基準4の「自己評価」を参照）。その際学長から、諸改革に取り組む担当部署及びそれぞれの課題について説明が行われた。なお「第二次教育改革」を含む本学における平成25(2013)年度以降の課題については、学長の『年頭所感』（前出）に網羅的に述べられており、それらの課題への取り組みに関する総括が、平成26(2014)年1月の『年頭所感』で示されている（平成26(2014)年1月8日合同教授会で配布）。

ところで、開学の地である始良郡隼人町（現・霧島市）から現在地（鹿児島市）へのキャンパス移転は、共学化・名称変更と並び、本学30年間余にわたる歩みのなかで非常に重要な意義を持つ事業であった。少子化の進展と大学数の増加等の影響もあり、本学では定員の確保が困難な状況が続いてきたが、その最大の要因と思われる「アクセス上の難点」が、キャンパス移転によって大幅に改善されたからである。また、市街地に立地する新キャンパスは、学生及び教職員と地元住民が活発に交流する場となる可能性を秘めており、地域に密着する大学として、さらなる活性化も期待できる。なお、移転直後に当時の学長は、最初の10年で全国区に次の10年で海外に拠点を置けるような国際的な大学にしたいという個人的な抱負を語っている（平成23(2011)年4月30日付「南日本新聞」）。

キャンパス移転から3年が経過したが、本学はこれからも上述した建学の精神・大学の基本理念、使命・目的に沿って教育・研究を続けることにより、これまで培われてきた本学の個性・特色に磨きをかけ、高等教育機関としての社会的責任を果たしてゆく所存である。

志學館大学

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治40（1907）年8月	満田ユイ、「鹿児島女子手芸伝習所」を鹿児島市平之町に開設
昭和26（1951）年2月	学校法人「実践学園」設置
昭和40（1965）年4月	「鹿児島女子短期大学」開設
昭和54（1979）年4月	「鹿児島女子大学」開設、文学部（国文学科、英文学科[後に「英語英文学科」、人間関係学科[心理学専攻、教育学専攻、社会学専攻]の3学科）を設置
平成11（1999）年4月	男女共学の「志學館大学」に大学名を改称。法学部（法律学科）を設置。学校法人「志學館学園」に法人名を改称
平成12（2000）年4月	文学部各学科の定員変更（国文学科50人→40人、英語英文学科50人→40人、人間関係学科100人→120人）並びに人間関係学科の専攻名変更（教育学専攻→学校臨床学専攻）
平成15（2003）年4月	文学部を人間関係学部に変更。人間関係学部心理臨床学科（2コース[心理学、学校臨床学]、翌年から4コース[医療臨床、福祉臨床、教育臨床、心理学]）、人間文化学科（6コース[国文学、英語英米文化、日本語教育、社会学、生涯教育、歴史・地理]）を設置（文学部国文学科・英語英文学科・人間関係学科は廃止へ）
平成17（2005）年4月	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻（修士課程）を設置、「法律学科」の定員を減じる（200人→150人）
平成18（2006）年4月	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻、日本臨床心理士資格認定協会によって第一種大学院に指定
平成20（2008）年4月	法学部に「法ビジネス学科」を新設、人間関係学部「人間文化学科」のコースを3つに変更（日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理）
平成22（2010）年4月	人間関係学部「心理臨床学科」のコースを5つに変更（医療臨床、福祉臨床、教育臨床、社会産業、心理学）
平成23（2011）年3月	日本高等教育評価機構(JIHEE)による平成22年度大学機関別認証評価（再評価）において「認定」 ※認定期間 平成20（2008）年4月1日～平成27（2015）年3月31日
平成23（2011）年4月	鹿児島市へキャンパス移転
平成24（2012）年4月	法学部法律学科及び法ビジネス学科の定員を変更 法律学科（60人→70人）法ビジネス学科（70人→60人）

志學館大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 志學館大学
- ・ 所在地 〒890-8504 鹿児島県鹿児島市紫原一丁目 59 番 1 号
- ・ 学部及び大学院の構成

学部	学科
人間関係学部	心理臨床学科
	人間文化学科
法学部	法律学科
	法ビジネス学科
大学院	専攻
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻（修士課程）

- ・ 学部及び大学院の学生数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	入学定員	在籍者数	備考
人間関係学部	心理臨床学科	120	535	
	人間文化学科	50	245	
	計	170	780	
法学部	法律学科	70	283	
	法ビジネス学科	60	183	
	計	130	466	
学部合計		300	1,246	
大学院	専攻	入学定員	在籍者数	備考
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	10	22	

- ・ 教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	計
人間関係学部	心理臨床学科	8	2	4	1	1	16
	人間文化学科	6	4	7			17
法学部	法律学科	4	4	1	1		10
	法ビジネス学科	5	3	2			10
計		23	13	14	2	1	53
兼任教員数							62

- ・ 職員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

専任職員	33	契約職員	5	パート	2	合計	40
------	----	------	---	-----	---	----	----

※ 本部職員で大学に割り振られた者 4 人を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

大学の使命・目的及び教育目的等（以下、「基本方針」という。）は、以下の 4 点から構成され、それぞれ文書として明確化されている。

①建学の精神、②大学の基本理念、③本学の使命、④本学の教育目的。教育目的は、平成 19(2007)年度から「個性・実践・人間力」という簡潔な標語に集約している。【資料 1-1-1】これらの決定に至る経緯及び意味内容等の概要については、本評価書の I で述べたとおりである。なお、日本高等教育評価機構に提出した『志學館大学 自己評価報告書(再評価用)』（平成 22 年 6 月）も参照（『同報告書』 pp.1-5.）。【資料 1-1-2】

これらの基本方針に基づき、各学部・学科の目的及び「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」が定められている。各学部・学科の目的は、養成すべき人材像をそれぞれ卒業後の主な活躍の場を想定しつつ、志學館大学学則（以下「学則」という。）において端的に明示するとともに、その内容を敷衍した文章を『学生便覧』に記載し、ホームページで公表している。【資料1-1-3～6】大学院についても、志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定める目的の内容を説明した文章を、『心理臨床学研究科学生便覧』に記載している。【資料1-1-7】

建学の精神のキーワードは《時代に即応する》ということであり、大学の基本理念のキーワードは《実践力》である。大学の使命・目的は、今日の大学の機能分類において、本学が主に果たすべき機能のひとつである《幅広い職業人の育成》と相即し、具体性を有している。よって、使命・目的及び教育目的の意味・内容の具体性と明確性は確保され、それらの簡潔な文章化も達成されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

特になし

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性は、「教職員と学生の距離が近い大学」及び「地域に密着した大学」であり、特色は、①「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」、②「キャリア教育と連動したきめ細かな就職指導」、③「地域に密着した教育・研究」、である。これらの個性・特色は、「大学・学部・大学院の特色」と併せて、前掲『志學館大学 自己評価報告書（再評価用）』に明記されているとおりである。【資料 1-2-1】なお平成 20(2008)年度に実施された日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価では、「総じて、大学全体として小規模大学としての特徴を生かしたきめ細かな教育を実践するとともに、地域密着型の大学としてまい進している点は評価できる。」とされている。【資料 1-2-2】

1-2-② 法令への適合

建学の精神を示した法人の寄附行為第3条には、教育基本法及び学校教育法に基づいて学校教育を行うことが明記され、【資料1-2-3】大学の使命・目的等を包括的に定めた学則第1条でも、大学に関する法令上の最も基本的な条項である学校教育法第83条の文言が援用されている。大学院の目的についても、大学院学則第2条に学校教育法第99条の趣旨が盛り込まれている。

また大学設置基準第2条の定めるところにより、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め（学則第3条の2～第3条の7）、公表している。大学院心理臨床学専攻科についても同様である（大学院学則第4条の2）。なお本学の個性・特色は、平成 17(2005)年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における例示（同答申第2章 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化）に基づき、主として「③幅広い職業人養成」と「⑥地域の生涯学習機会の拠点」であるとしており、大学の使命及び教育目的にもその点が明示されている。

1-2-③ 変化への対応

本評価書 I で述べたように、本学は平成23(2011)年度から現在地にキャンパスを移転したが、そのことは、建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的等の変更をもたらすものではない。また「教職員と学生の距離が近い大学」及び「地域に密着した大学」という本学の個性も引き続き維持されている。ただし後者については、これまでと異なる「県庁所在地の市街地」という環境に対応して、新たな地域貢献活動のための取り組みを開始した

ところである。

すなわち、『平成23年度志學館大学自己点検・評価報告書』（平成24年6月13日）では、当基準項目（特に評価の視点「1-2-③変化への対応」）に関する「平成23年度における取り組みと今後の課題」として、次のように述べられていた。《今後は鹿児島市、とりわけ本学の所在地である紫原地区との交流・連携も視野に入れなければならない。また、本学の個性と結びついた特色ある地域貢献の在り方についても、立地環境の変化を加味した検討が求められる。》【資料1-2-4】

この自己点検・評価結果を受けて、関連する諸部門での取り組みの結果、平成24(2012)年度には、本学が立地する地元・紫原小学校における学生の教育ボランティア活動や、紫原地区の地域防犯パトロールなどが開始された。【資料1-2-5】旧キャンパス時代には、大学が地元市街地と隔絶した台地上に立地しており、地元との往来が不便であった。そのため、学生の地域活動は思うに任せなかったのである。キャンパス移転によって、そのような立地条件（アクセス等）による制約が大幅に緩和され、新たな地域貢献活動の可能性も生まれてきたので、平成25(2013)年度から「地域協働センター」を新設し、従来から地域貢献を担ってきた生涯学習センター及び地域交流推進会議に新設の地域協働センターを加えることにより、《本学の個性と結びついた特色ある地域貢献の在り方》について検討・実施する体制を強化した。

また進路支援センターが中心となって、鹿児島県中小企業家同友会と「産学地域連携基本協定」を締結したが（平成25(2013)年5月17日調印式）、【資料1-2-6】今後、キャリア教育に繋がるような活動を教育課程に構造的に組み込んで組織的に展開することにより地域密着が定着すれば、それらを含め大学全体として個性・特色の充実を図ることができる。以上「地域に密着した大学」という本学の個性については、本評価書「基準A」及び『平成24年度 志學館大学自己点検・評価報告書』（平成25年6月26日）の「基準A」も参照されたい。【資料1-2-7】

ところで、平成24(2012)年度は、文部科学省の「大学改革実行プラン」が公表され（6月5日）、中教審の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24(2012)年8月28日、以下本評価書では「質的転換答申」という。）も提出された。「質的転換答申」については、第二次教育改革案を議論する際に、答申に示された事柄について検討を行った。【資料1-2-8】その過程で、本学の使命・目的及び教育目的等についても改めて見直しを行ったが、現段階では、答申の内容に照らしてそれらを直ちに変更する必要性はないと考えている。

以上「個性・特色の明示」「法令への適合」「変化への対応」という視点から総合的に評価すると、本学における使命・目的及び教育目的の適切性は確保されている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

まず、「地域に密着した大学」という本学の個性を、使命・目的等に沿ってさらに具体的に展開するという課題がある。なぜなら、心理相談センター及び発達支援センターの活動や、学生の課題活動としての地域貢献に見られるように、教育課程以外の領域においては地域密着という本学の個性がそれなりに発揮されているが、教育課程における「地域密着」については、組織的な取り組みが相対的に手薄であったからである。確かに従来も、

たとえば社会調査教育における調査実習、地理学等の教育における巡検や実習などにおいて地域課題を取り上げた系統的な教育実践は行われてきたが、それらは学問領域や科目の性格と科目担当者の教育方針に拠るところが大きく、大学の使命・目的に沿って学部・学科の教育課程に位置づけられて実践されているものであるとは言いにくい。そこで、キャンパス移転後の環境変化も踏まえ、まずは実際の教育活動における地域密着の現状について検証する。その際、中期事業計画（基準項目3-1を参照）の「本学教育における地域に関する内容の実情把握」に基づいて学務委員会が実施した教員アンケートも参考になる（平成26(2014)年3月初旬～中旬）。【資料1-2-9】

今後は、大学運営会議（学則第13条、以下本評価書では特に必要の無い場合を除き、この学則第13条に規定する大学運営会議を「運営会議」という。）においてその結果を分析し、より組織的・体系的に本学の個性を使命・目的等に沿って展開するための施策について検討を行う。

次に、社会情勢の変化に対応して使命・目的等を見直すという継続的な課題がある。また、本学の個性・特色と使命・目的等の実質的関連性について、より深く掘り下げた検討を行う。それにはまず《本学の個性・特色とは何か》という点を改めて確認しなければならない。また、使命・目的等それ自体の適切性という問題を常に意識することが不可欠である。それらについては、「使命」と「目的」の関係を含めて、運営会議で検討することとなっている（平成26(2014)年2月26日運営会議）。【資料1-2-10】

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的は、本評価書Iで既述したとおり、平成17(2005)年12月に、それまで「本学の目的」「教育の特色」「教育方針」等として散在していた事項を、建学の精神及び基本理念の下に整序し明文化したものである（『志學館大学 自己評価報告書・本編 [日本高等教育評価機構] 平成20年6月』も参照。【資料1-3-1】）。

したがって、その内容は全く新奇なものではなく、従来の教育研究活動において蓄積されてきた事項が大半を占めているので、教職員には馴染み深いものであり、理解と支持が得られている。ゆえに、教育課程の検討や教授会・FD研究会などでの教育改善の論議は、

それらの基本方針を意識しながら行われている。たとえば、教員が毎月確認する「コンプライアンス・チェックシート」には、その冒頭に《「建学の精神」「ビジョン」を理解している》というチェック項目を設けており、常に建学の精神を意識するように配慮している。

【資料 1-3-2】

なお新任の教職員に対しては、新任者研修会において本学の基本方針（建学の精神、大学の基本理念、本学の使命、本学の教育目的）を説明し理解を求めるとともに、平成 26(2014)年度最初の教授会において、改めて本学の基本方針を資料として配付し、全学的に確認を行った。**【資料 1-3-3】**

また本学の教職員のみならず、法人本部の職員にも、本学の基本方針を周知している。

1-3-② 学内外への周知

基本方針等の学内外への周知については、同じく『志學館大学 自己評価報告書・本編』に記述されている取組を引き続き実施しており、着実に浸透しているものと評価している。周知の主な媒体としては、『学生便覧』、『教職員要覧』、大学ホームページ（大学概要＞「建学の精神・基本理念」「志學館大学の目的・ポリシー」、大学概要＞受験生の方＞入試＞「アドミッション・ポリシー」）、大学案内マガジン、学生募集要項などがある。**【資料 1-3-4～8】** なおホームページについては、平成 25(2013)年度の中期事業計画に「より魅力的なホームページ、国際化や SNS 活用など、時代にあったページについて検討する。」という年度計画が盛り込まれ、英語版ホームページは完成した（平成 26(2014)年 4 月合同教授会で報告）。**【資料 1-3-9】**

前述した平成 20(2008)年度大学機関別認証評価では、《建学の精神や大学の基本理念などは、『学生便覧』、『教職員要覧』、大学案内及びホームページに掲載するとともに、大学の使命・目的を「個性・実践・人間力」という端的な言葉で明示し、学内外に浸透しやすいよう、工夫されている。》と評価された。その際「今後、特に学外への周知方法については、更なる方策の検討に期待したい。」とされたが、建学の精神については創設者の「みおしえ」とともに、平成 21(2008)年発行の『2009 大学案内マガジン』で、紹介・解説するという対応を行い、それ以降の『大学案内マガジン』でも踏襲している。学内への浸透については、平成 25(2013)年 4 月の新入生オリエンテーションにおいて、副理事長が新入生に対して学園の沿革等に関する講話を行うなどの工夫をした。**【資料 1-3-10～12】**

また学園のホームページには、「建学の精神」における「時代に即応した」「堅実にして」「有為な人間」という表現の意味について、下記のような解釈（解説）が掲載されている（『志學館学園百年誌』からの引用）。

「時代に即応した」とは、情勢の変化に対応して、合理的で効果的、かつ弾力的な運用を図るべきことを意味する。「堅実にして」とは、人間としての教養・徳をつけること、つまり人間としての豊かさを意味していると解釈する。「有為な人間」とは、豊かな人間性の上に、健康な体、強い意思、想像力と企画力、集団への適応と貢献能力、科学や情報に対する理解と技術、国際人としての教養等を身につけ、国家・社会の発展に寄与しうる人間、即ち「実用」と「教養」を実現できる総合力を身につけた人間を指すものである。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

法人の第2次経営計画となる「長期経営計画（2010～2015）」（2010年度から6年間）では、冒頭で建学の精神の解釈が示され、同計画における大学の長期ビジョンも、教育目的の核となる《人間力の養成》に言及している。【資料1-3-13】また3つの方針は、基本理念から導出されたものであることがすべて明示されている。したがって、使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び3つの方針等へ反映されていると評価できる。

ところで3つの方針のうち、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）は、平成24(2012)年度に全面的な見直しを行ったものである（基準項目2-2及び2-4も参照）。その経緯は、次の通りである（『平成24年度 志學館大学自己点検・評価報告書』〔平成25年6月26日〕参照。【資料1-3-14】）。

まずこの作業は、それまでのポリシーが大学の使命・目的及び教育目的等を適切に反映しているかどうか、という問題意識に基づくものであり、大学改革推進会議（以下「改革推進会議」という。）の作業部会である「大学教育改革ワーキング・グループ」において、平成23(2011)年度末から基本的な方針について議論が開始された。平成24(2012)年度に入り、人間関係学部の各学科及び法学部において検討が行われた結果、7月末にディプロマ・ポリシーの変更案がまとまった。それについてワーキング・グループからのコメントを付した資料が、教職員合同研修会（9月12日）で全教職員に示された。【資料1-3-15】その後、ディプロマ・ポリシーとの整合性に配慮しながら、それぞれの学科のカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、最終的に12月12日のワーキング・グループ会議で完成版が確認された。この完成版は、平成25(2013)年1月23日の改革推進会議に提出され、1月25日付で学長から全教員に資料として配布された。2月6日の合同教授会終了後、各学部においてこの資料を基に審議が行われ、運営会議で最終的な承認に至った。【資料1-3-16、17】

なお、共通教育についても、新たに「共通教育の達成目標」を作成し、従来の「共通教育のカリキュラム・ポリシー」を修正して「共通教育の教育課程編成方針」とした。これによって、主として教育目的の第2項（「豊かな教養とコミュニケーション能力を身につけ、常に課題意識を持ち、学ぶことの喜びを知る人間の育成に努める。」）を担う共通教育の位置づけが明確に示されることになり、各学科の《目的・方針》と《ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）》及び《カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）》が、その構成も含めて統一的に整序されるという成果を得た。

なお、今回行ったディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直し作業と教育課程との関係については基準項目2-2、同じく単位認定及び卒業判定との関係については基準項目2-4、同じく自己点検・評価におけるPDCAサイクルとの関係については基準項目4-3をそれぞれ参照されたい。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の学部学科及び大学院研究科の構成は、【資料1-3-18】に示すとおりである。学則に明示された基本的な教育研究組織である各学部の目的は、それぞれ次のようになっている。

「人間関係学部は、人間について心の側面と文化・社会の側面から実践的・臨床的に教

授研究し、現代社会の要請にこたえることを目的とする。」（第3条の2）

「法学部は、法学及び関連分野に関する専門の学芸を教授研究し、社会生活に即応できる法的思考能力と法的実践力を備えた人間を育成し、もって社会の充実発展に寄与することを目的とする。」（第3条の5）

また大学院学則に示された心理臨床学研究科の目的は次の通りである。

「心理臨床学研究科は、深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身につけた、臨床心理学に関する高度職業専門人を養成することを目的とする。」（第4条の2）

これは大学の使命の要点である「人間と社会に対する深い関心と識見」に照応しており、両学部及び研究科の目的には《実践力》というキーワードが盛り込まれている。それは本学の教育研究組織が、5項目の教育目的の第3項「実践・臨床に重きを置いた教育を行い、また、将来を見据えたキャリア教育を組織的段階的に行う。」に基づく教育研究活動を行うことを意味している。したがって、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成には整合性があると評価できる。

（3）1-3の改善・向上方策（将来計画）

平成24(2012)年度は、共通教育の教育課程編成方針を定めると共に、3つのポリシーのうち、各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適正化という成果を得たが、次いで、アドミッション・ポリシーの見直しが課題である。また、改定されたポリシーの実効性を検証することも必要である。これらについては、まず運営会議で議題として取り上げる。アドミッション・ポリシーの見直しに関しては、平成26(2014)年度に人間関係学部及び法学部の両学部長がその実行の可能性を考慮して見直しを行うこととした（平成26(2014)年1月15日運営会議）。【資料1-3-19】これを受けて、人間関係学部では、学科ごと（心理臨床学科及び人間文化学科）に検討が開始された。法学部では、アドミッション・ポリシーの見直しに関するワーキング・グループが発足した。【資料1-3-20】今後は、各学部で改定案を作成し、入試管理委員会で全学的な調整を行い、最終的な成案を得る予定である。なお新しいアドミッション・ポリシーに基づく学生募集・入試は、平成27(2015)年度から実施することになる（平成28(2016)年4月入学生から適用）。

【基準1の自己評価】

本学は、学園創設以来100年以上堅持されてきた独自の「建学の精神」や大学の理念を踏まえ、その使命・目的を定め、それを社会に公表している。また、教育目的として、学部・学科等の教育プログラムごとに人材養成に関する目的を学則等において明確に定めている。それらは、意味・内容の具体性と明確性を備えており、簡潔な文章化のための努力が払われている。個性・特色も明示され、法令への適合にも問題はない。また大学キャンパス移転という変化に対応し、新しい環境において「地域に密着した大学」という個性を活かすための新たな取り組みに着手している。また社会情勢の変化に伴う使命・目的等の

見直しを継続的に行っている。

本学は明治時代における学園創設時から変化への対応は迅速に行うという伝統が浸透しており、そのための組織体制も整えられ有効に機能している。また本学の基本方針は、役員、教職員の理解と支持を得ており、様々な方法によって学内外へ周知されている。また教員は、毎月確認する「コンプライアンス・チェックシート」によって、常に建学の精神を意識するようにしている。

なお、平成24(2012)年度における各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直し作業については、最終的に学部教授会において成案が決定されるまでの過程において、教職員合同研修会での報告・討議を経るなど、さまざまな形で教職員が参加する機会が設けられたと評価できる。今後は、アドミッション・ポリシーの見直しを行うと共に、改定された2つのポリシーに基づいて適切な教育が行われているかどうかを検証してゆく。

中長期的な計画は、大学の使命・目的及び教育目的等に配慮されている。とりわけ平成24(2012)年度には、3つの方針のうち、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）が、使命・目的及び教育目的等の中核部分を的確に反映するように、大幅な見直しが実行された点は評価できる。さらに教育研究組織は、使命及び教育目的と整合している。よって、使命・目的及び教育目的の明確性、適切性及び有効性は達成されていると評価できる。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、大学全体並びに人間関係学部心理臨床学科、人間関係学部人間文化学科、法学部法律学科、法学部法ビジネス学科及び大学院心理臨床学研究科の入学者受入れ方針をアドミッション・ポリシーとしてまとめ、学生募集要項や大学ホームページなどの媒体及び大学説明会をはじめとした各種の学生募集活動を通して周知している。【資料 2-1-1、2】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

学部の平成 26(2014)年度入試は、推薦入試（指定校推薦、一般推薦）、一般入試（前期日程、後期日程）、センター試験利用入試（A 方式、B 方式、C 方式）、AO（アドミッション・オフィス）入試、社会人・帰国子女・外国人留学生特別選抜、編入学入試、転入学特別選抜をそれぞれの方法で実施した。【資料 2-1-1】 合否判定については AO 入試をのぞき人間関係学部、法学部の各教授会において行っている。【資料 2-1-3】 AO 入試の判定は、学長によって委嘱された AO 委員によって行い、教授会に報告され了承を得る。

本学のアドミッション・ポリシーでは、入学者の社会的関心や本学で学ぶ意欲を重視しており、上記の多様な入試方法はそのような関心や意欲を持った受験生に多くの機会を与える意図によるものである。特に推薦入試においてはそうした受験生の関心や意欲を重視して面接を行っている。

大学院については、一般入試と社会人入試をそれぞれⅠ期とⅡ期に分けて行っている。

【資料 2-1-2】 大学院入試の判定は、研究科委員会において行っている。【資料 2-1-4】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年の両学部の志願者数、合格者数、入学者数は、【データ編表 2-1】 のとおりである。平成 26(2014)年度入試の結果、入学者数は大学全体では定員充足率 98.0%と定員を満たすことができなかったが、在学生全体の数は収容定員を超えることとなった。【データ編表 2-2】 学部学科別では、人間関係学部 2 学科で入学定員を確保できたが、法学部の 2 学科は定員を満たすことができなかった。ただ、鹿児島県内の 18 歳人口が大きく落ち込んだ年の入試であることを考慮すれば【資料 2-1-5】、人間関係学部 2 学科に加えて法律学科においても昨年度の入学者数を上回ったことは学生募集活動の一定の成果と言える（基準項目 3-6 参照）。

しかし、法ビジネス学科においては入学者数が定員の 7 割を割っており深刻な状態であ

る。法ビジネス学科は定員割れ状態が続いており、平成 25(2013)年度には、「志學館大学平成 24 年度自己点検・評価報告書」【資料 2-1-6】に記載したとおり、法ビジネス学科に特化した学生募集の方策を行ったが、改善にはつながらなかった。【資料 2-1-7】

大学院については平成 26(2014)年度入学者数は定員を満たしており、また大幅な定員超過もない。【データ編表 2-3】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

各学科のアドミッション・ポリシーには「高等学校等で学んでおいてほしい項目」があるが、これらが選考方法や合否判定の基準に十分に反映されているかについては若干の疑問がある。この点については、基準項目 1-3 で述べたアドミッション・ポリシーの見直しに合わせて、平成 26(2014)年度中に入試管理委員会において検討する。入学定員の確保については、従来の学生募集活動に加え、受験生にとってより魅力のある制度を導入することにより、定員確保を図っていく。

また、定員割れの続いている法ビジネス学科については、そのあり方について法学部において検討する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

基準項目 1-3 で既述の通り、近年本学では、教育目的を踏まえて教育課程編成方針の見直しに取り組んだ。その経緯及び内容等は以下の通りである。すなわち、平成 22(2010)年度末、自己点検・評価委員会は、本学の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に関する不備を、次のように指摘した。《学則に定められた学部・学科ごとの「目的」（第 3 条の 2～5）に基づき、「志學館大学の目的・ポリシー」の項では、各学部、学科の「何を教授し、どんな人材を育成するか」が述べられ、それを実施する教育課程の特徴が方針として示されていた。しかし、学科の多様な教育課程にもかかわらず、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は 1 つであった》。【資料 2-2-1】

この指摘を受けて、平成 23(2011)年度末に、運営会議は、教育課程編成方針の見直しに取り組むことを決定し、プロジェクトチーム（教育改革ワーキング・グループ）を設置した。平成 24(2012)年度には、従来の方針の見直し、及び策定作業をおこなった。その結果、各学科単位（心理臨床学科、人間文化学科、法律学科、法ビジネス学科）の 4 つのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めた。これらには、「育成する人材目標」

を含んだ各学科の目的が明記され、さらには、学士課程教育で身につけさせる能力及び達成目標が明示化された。【資料 2-2-2】

平成 25(2013)年度からは、新たなディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが、『学生便覧』及び「志學館大学のホームページ」の「志學館大学の目的・方針(ポリシー)」という項目で、明示されている。大学院(心理臨床研究科)は、すでに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが、平成 18(2006)年度から学生便覧に記載されている。【資料 2-2-3】

2-2-②(その1) 教育課程の体系的編成

本学では、学校教育法施行規則第4条に定める「学則の記載事項」は漏れなく学則及び大学院学則に定め、必要に応じてその細則(下位規程)も定めている。学部の教育課程は、学則第20条第4項に基づき、「志學館大学履修規程」第2条の別表として定められている(別表第1から別表第6で構成)。

なお、『学生便覧』末尾の「履修の手引き」には、共通教育科目のマトリクス(学修による獲得目標と授業科目の対応表)及び各学部・学科・コースごとのマトリクス(学科の学位授与方針に基づき獲得目標と授業科目の対応表)並びに「卒業要件単位数早見表」を示して、学生が教育課程を体系的に理解できるように便宜を図っている。【資料 2-2-4】大学院の教育課程は、「志學館大学大学院教育科目表」に定められている(『心理臨床学研究科学生便覧 2014(平成 26年度)』p.22に掲載)。

本学における授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目とし、共通教育科目は、基礎科目、教養科目(1群から4群に細分)、キャリア形成科目及び外国語科目で編成される。専門教育科目は、学科ごとに編成される(人間関係学部心理臨床学科、人間関係学部人間文化学科〔日本語日本文学コース、英語英米文化コース、歴史地理コースの3コースに細分〕、法学部法律学科、法学部法ビジネス学科)。

その他に、教職専門科目、日本語教員養成副専攻課程科目及び特別講座科目が設けられている。このうち教職課程(教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程)については、学則第30条で本学において取得できる教育職員免許状を定めるとともに「志學館大学教職課程履修要項」を定め、『志學館大学教職課程の手引き』により学生に履修方法の詳細を示している。【資料 2-2-5】

なおこれらの教育課程における授業科目をそれぞれ所定の方法によって履修することにより、本学では次のような資格の取得に必要な科目の単位を修得することができる。

- 社会教育主事
- 社会福祉主事
- 学芸員
- 司書教諭
- 司書
- 日本語教員(課程修了証授与)
- 公益社団法人日本心理学会認定心理士
- ピアヘルパー(受験資格)
- 福祉心理士

ところで本学では、教育課程編成方針に沿って教育課程を体系的に編成しているが、以下、近年行った教育課程編成の改善事例について説明する。まず、心理臨床学科（人間関係学部）は、平成 22(2010)年度から、従来の 4 つのコースに加えて、社会産業コースを新設した。その理由は、学生の臨床分野に限定されない関心や進路の多様性に対応するためであった。平成 23(2011)年度からは、学科基礎科目、コース科目、学科関連科目の再編成を行なった。学科基礎科目群にある心理学系の科目を、心理学科目に移動して、心理学コースの基礎科目としての性格を明確にした。また、教育臨床コースの性格を明確にするため、教育臨床科目群中の教員免許に関連する科目を、教職専門科目表（履修規程別表第 3）へ移動させた。【資料 2-2-6】

次に法学部であるが、平成 22(2010)年度末、自己点検・評価委員会は、法学部（法律学科、法ビジネス学科）の教育課程に関して、次の 2 点を要改善事項として指摘した。

1. 両学科は、専門教育科目（計 92 単位）に含まれる選択科目の単位に、他方学科の全専門教育科目の単位を算入することを認めていた。このため、それぞれの学科の教育課程の特色が見えにくい状態になっていた。さらには、法ビジネス学科では、学生の受講が、法律学科の専門科目に偏っていた。
2. 本学の教育課程は、卒業要件単位の配分において、共通教育科目と専門科目を区分している（履修規程第 3 条第 1 項）。一方で、同規程別表第 2 専門教育科目表においては、両学科ともに、法学部の専門教育科目として履修可能な「自由選択科目」欄に、共通教育科目が記されている。これらのことが、共通教育科目と専門教育科目の区分体系を混乱させていた。

先の 1. に関しては、平成 23(2011)年度に、両学科の教育課程の見直しをおこない、他方学科の科目から取得した単位に関して、自学科の単位として含めることができる上限を 16 単位とした。

また、先の 2. に関しては、平成 25(2013)年度から、「自由選択科目」リストにおいて、共通教育科目を削除した。これらにより、法学部両学科での教育課程の編成は改善された。

【資料 2-2-7】

なお附言すると大学院（心理臨床学研究科）は、臨床心理士を養成する指定大学院（第 1 種）であり、日本臨床心理士資格認定協会から、6 年ごとに、外部評価を受けており、教育課程の体系的編成は客観的に担保されている。【資料 2-2-8】

2-2-②（その 2）教授方法の工夫・開発

学生が能動的に学ぶための教授法には、学部、学科で工夫が見られる。心理臨床学科及び人間文化学科の専門科目では、実習、学生参加、グループワーク等を積極的に取り入れている。法学部の専門科目では、講義要項の到達目標に「国家資格試験や検定試験の合格レベルの知識」を掲げ、科目の性格も明確にしている。資格・検定試験の問題集を教材に使うといった工夫もしている。両学部に関わる共通教育では、教養科目の 3 つの科目群に各 1 科目の「学生参加科目」を置き、アクティブ・ラーニングの意識づけを学生におこなっている。一方で、個々の授業にも工夫が見られる。学期末の定期試験以外に、授業中及び授業外での小テストや小レポートを課して、学修を定着させる工夫をしている科目が増

えている。さらには、共通教育科目全体での取り組みとして、「読書課題」もある。【資料 2-2-9】

ところで、「質的転換答申」（基準項目 1-2 を参照）で言及されているように、教授方法の工夫に関しては、所謂「アクティブ・ラーニング」が注目される。本学でも「志學館大学第二次教育改革基本方針」（本評価書 I〔5. 今後の方向性〕を参照）の一環として提案された「アクティブ・ラーニング導入に伴う諸問題」について、学長の指示により、改革推進会議の中に設けられた「教育改革第 1 ワーキング・グループ」が平成 25(2013)年度に検討を開始した。具体的には、全専任教員に対して、担当授業の「アクティブ・ラーニング」に関するアンケート調査を実施した。その結果として、質問項目である「履修学生自らの発見によって学習を進めることを奨励する」と「履修学生自ら課題を設定し、その解決に向けた諸活動を学びの目的とする」については、回答科目数 171 に対して、各々、85、そして 65 という数字が出ている。【資料 2-2-10】

2-2-②（その 3）授業内容改善に関わる組織体制の整備と運用

「FD 研究会」が毎年前期・後期各 1 回ずつ全教員の参加で行われているが、この「FD 研究会」が、授業内容改善にも関わっている（過去 3 年間の活動状況を基準項目 2-8 で示す）。因みに、平成 24(2012)年度前期は、共通教育科目における「読書課題の必修化」に関する討論を行った。その討論は、教員対象のアンケート調査の結果に基づいたものであった。授業と読書課題をうまく組み合わせることができた科目（スポーツ）がある一方、語学や留学生向けの科目では、改善の余地があるということが指摘された（この読書課題及び読書課題に関するアンケートについては、基準項目 2-3、2-4、2-6 及び 2-8 でも言及する）。

後期には、教育理論（ARCS）を基にした報告を受けて、「学生の自主的な学修を促すための授業設計」がテーマの研究会をおこなった。学習意欲の主な要素は、Attention（注意）、Relevance（関連性）、Confidence（自信）、Satisfaction（満足度）とされている。【資料 2-2-11】

授業内容改善に関連して、平成 24(2012)年度、自己点検・評価委員会は、教員の自発的、かつ自由な教育方法の展開を奨励するために、教員間の経験交流と相互援助の場を設けること（特に FD 活動）、及び、それらに対する教員の意識の構築が必要であると指摘した。しかし、平成 25(2013)年度の FD 研究会では、これらの取り組みを十分に行うことが出来なかった。その理由は、FD 研究会において、新たに作成されたカリキュラム・マップと科目マトリクス（本基準項目で後述）に関する全学的な認識を共有するというテーマを優先的に扱う必要があったので、前期の FD 研究会においては、「e ポートフォリオと学科科目マトリクス」について、後期では、「学科マトリクスとその講義要項への記載」について議論をおこなったからである。【資料 2-2-12】

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日）を受けて、平成 23(2011)年度には、教員対象、卒業生対象のアンケートを実施した。教員には、「担当授業科目で学士力の各項目を、どれだけ取り入れて授業をおこなっているか」、そして年度末、卒業生には、「それらの項目に関してどれだけ力がついたか」を調査した。平成 24(2012)年度には、両学部と共通教育センターが、それらの調査結果を分析した。しかし、

分析及びその評価を、学部・学科の教育課程や教授内容の改善に即座に活用するには至らなかった。この課題は、平成 25(2013)年度における「e ポートフォリオ」の構築、及び学科の「カリキュラム・マップ」策定に関連させて、引き継ぐこととした。【資料 2-2-13】

平成 24(2012)年度 11 月に、「私立大学教育研究活性化・e ポートフォリオプロジェクト」が立ち上げられた。これは、文部科学省・平成 24 年度「私立大学教育研究活性化整備事業」に採択された e ポートフォリオ・システムの構築、及びその導入（事業名称「学生の主体的学びを目指した e ポートフォリオによる学習の可視化」）を目的としていた。このプロジェクトでは、「志學館大学教育改革基本方針」に基づき、平成 22(2010)年度から実施してきた取り組み（Freshman 教養力向上作戦、人間力養成ポイント制度、キャリアデザイン・シート、皆資格高資格）が組織的に機能していないことを指摘した。これらの取り組みで把握された学生情報が、教員間で共有されず、学生指導に活かされていないということであった。そこで、この反省をふまえて、取り組みから得られた情報を組織的体制として活用できるように、e ポートフォリオのシステムを構築し、平成 25(2013)年度後期からの稼働を目指すことになった。【資料 2-2-14】

「志學館大学 e ポートフォリオ」導入に際しては、学部・学科における検討を経て、全開講科目に関するカリキュラム・マップが作成された。これは、e ポートフォリオにおける「科目マトリクス」の中で示された。さらに、科目マトリクスの全学的な一覧性と科目履修時の認識の浸透を徹底するために、マトリクス上で明記された到達目標と到達レベル設定の文言は、平成 26(2014)年度講義要項の各科目情報においても明記することになった。これにより「ディプロマ・ポリシー」、「科目マトリクス」、「講義要項」に一貫性を保持した教育体系が明示され、学生への学修のベクトルを示すことが可能になった。【資料 2-2-15】

平成 23(2011)年度から「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」として、共通教育センターが主管となり、Freshman Knowledge テスト（略称 FK テスト）を年 4 回実施している。テストの目的は、本学の教育目標である「人間力」にも関連している。「人間力」の基本は、大学生にふさわしい学力であり、その学力である基礎的教養知識（社会科学・人文科学）を総合的に再確認するためにテストをおこなっている。合格者には、「志學館大学 Freshman Knowledge テスト合格証」を発行している。【資料 2-2-16】

表 2-2-A 平成 25 年度 4 回の FK テスト受験状況（数値は受験者の述べ人数）

	心理臨床	人間文化	法律	法ビジネス	合計
1 年	24	13	3	3	44
2 年	10	10	1	1	22
3 年	39	13	7	13	72
4 年	2	0	0	0	2
合計	75	36	11	17	140

全学的に見て、FK テスト受講者数は伸びていない。平成 25(2013)年度では、学生担当教員、及び掲示を用いて、新入生を含めた学生の FK テスト受験を促し、テスト実施の日程の広報、周知に努めた。しかしながら、受験者の数は、平成 24(2012)年度と比べ減少し

た。全体的に、各学科で受験が少なくなっているが、特に2年の学生の受験者数が著しく減少している。【資料 2-2-17】

一方で、1月合同教授会（平成26(2014)年1月8日）において、学長からの「年頭所感（今年の課題）」に基づき、卒業時までのFKテスト合格を原則とすることを確認した。志學館大学における全ての授業、及び資格系の課外講座の基礎を作り上げる試験として、学生が卒業までに必ず合格するように、教員による履修指導を徹底することが伝えられた。

【資料 2-2-18】

共通教育センターは、平成25(2013)年度末の会議で、次のことを決定事項とした。4月の1年生オリエンテーション（平成26(2014)年度4月9日）において、新入生は、FKテストを全員受験することとなった。入学時における学生の基礎学力を把握することを目的としている。併せて、在学期間における学生の学修の結果、及び成果を記録するeポートフォリオにも、FKテストの試験結果とその分析を情報として残していくこととした。【資料 2-2-19】

平成17(2005)年度、「学問へのステップⅠ（前期）」および「学問へのステップⅡ（後期）」という科目（全学生1年次必修）が、新たに開講された。この科目は、文章の読み書きの手法を意識し、その能力（リテラシー）を高めていくことを目的とする初年次教育の一つである。平成25(2013)年度は、この科目とは別に、「書く力」の向上に特化した科目が開設された（「実践日本語講座」）。この科目との棲み分けをするため、管轄の共通教育センターは、「学問へのステップ」の授業内容を再検討することを、年度計画（平成25(2013)年度）とした。しかし実際には、「書く力」の向上に特化した科目のアウトラインが定まらず、その再検討に至らなかった。【資料 2-2-20】

平成21(2009)年度、本学では、戦略的大学連携支援事業の一環として、初めての学生向けeラーニング講習会が開催された。そのシステムの一つとして、Moodleが、現在まで活用されている。eラーニング推進プロジェクトは、Moodleの新サーバー及び新しいバージョンへの円滑な移行を進めることを、平成25(2013)年度の年度計画としていた。年度末までに、実際に、新サーバーの導入、そして新バージョンMoodle2を導入し、eラーニングをスムーズに実施できる環境は整備された。【資料 2-2-21】

2-2-②（その4）単位制度の実質を保つための工夫

平成24(2012)年度から、講義要項に、授業の「事前学習」及び「事後学習」の欄を設けて、講義時間外での学習の指示を受講者に対しておこなっている。しかし、より主体的な講義時間外での学習を奨励し定着させるためには、教員側の組織的な取り組みが必要である。平成24(2012)年秋に実施した全学生を対象とする「学生生活に関する調査」の集計報告（「学習への取り組み方に関する調査」基準項目2-6も参照）によれば、48%の学生が、講義の予習、復習、宿題、課題等に費やした時間が1週間で1時間未満であった。一方で、21%の学生が、講義とは関係のない自主的な勉強を、週2時間以上おこなっているという結果が出ている。学年別に見ても、平均して20%前後で、ほぼ同じ数値になっている。【資料 2-2-22】

履修科目の登録の上限数（学則21条の2）については、両学部共に「1学期10科目（20単位）」と定め、一方、「スポーツ&エクササイズA及びB、キャリア形成科目、集中講義

科目、卒業要件単位に参入されない科目」は例外としている。この上限制度は、在学生及び新入生オリエンテーション、並びに個別の修学指導を通じて、学生にその趣旨を徹底し、遵守されている。なお、学習意欲の高い成績優秀者の学生には、緩和策として、各学期、2科目または3科目の追加を認めている。【資料 2-2-23】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の編成に関しては、学部・学科等において学生の履修状況を踏まえながら不断の検証を行い、必要な改善策を講じる。また、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付する制度（いわゆる「履修証明プログラム」〔学校教育法第 105 条〕）として、「志學館大学・社会人キャリアアップ講座」を開設していたが、現在は休止しているため、今後の「履修証明プログラム」のあり方について運営会議で検討を行う。

「教育方法に関する教員間の経験交流と相互援助の場を設けること」については、FD 研究会における重要なテーマとして取り組んでいく。

FK テストに関しては、管轄部署である共通教育センターが、FK テストの内容、そして制度のあり方についても再度見直しを行っていく。在学生が積極的に受験するためには、学生自身、そして教員にとっても、改めて、FK テストの意味、そして位置づけを理解する必要がある。まず、平成 26(2014)年 4 月 9 日、新入生全員対象の FK テストを実施した。この受験結果を分析し、新たに FK テストの方向性を検討していく。

「書く力」の向上に特化した科目については、学生の社会的・職業的自立に関する指導（基準項目 2-5 参照）との関連にも配慮しながら、その内容を充実させてゆくと共に、「学問へのステップ」の授業内容についての再検討を継続する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生個人にはそれぞれ指導教員を配置し、個別の学修支援を行える体制をとっている。指導教員は、学生が記入する「学生記録」等を参照して指導を行い、「学生の指導記録」に必要事項を記入する。「学生記録」、「学生の指導記録」及びその他学生の指導に必要な資料は、「個人ファイル（学生記録）」に綴るようになっている。【資料 2-3-1】 指導教員は学期のはじめに担当の学生と個別面談を行い、単位修得状況や登録科目の確認など修学指導

をしている。また、各教員は週に最低 1 授業時間オフィスアワーを設けており、学生の相談を受ける体制をとっている。

学修支援の組織としては平成 24(2012)年度までは学習支援センターがあったが、改革推進会議及び学習支援センター運営会議の議論から学生に対して学修面だけではなくトータルサポートの必要性が確認され、平成 25(2013)年度に学長をトップとする「学生支援会議」及びそれまでの学習支援センター機能を拡充させた「学生支援センター」を設置した。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】学生支援センターでは、学生のトータルサポートとして保健センター、進路支援センターとの連携や修学面談を担当する事務職員を配置して教職協働で学生の学修支援にあたる体制をとっている。具体的な取組みとしては、学生個人の単位修得状況や「気づきメモ」（教職員による気になる学生の報告書）、入学時の健康調査などによる学生の情報（状況）の集約、及びそれに基づく修学面談、また必要に応じて授業担当者に対して学生に対する修学上の配慮依頼などを行っている。【資料 2-3-4】

特に平成 25(2013)年度後期には、学期ごとに行っている出席状況調査（授業開始後 4～5 週ごろ実施）後の学生の修学状況を調べ、修学指導につなげた。さらに、障がいを持つ学生支援のあり方について、平成 25(2013)年度に学生支援センターを中心に学内外で研修を行い、運営会議において「志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針」をまとめた。この方針は合同教授会に報告され一部修正の上了承された。【資料 2-3-5】また、障害を持つ学生に対する支援の一環として「学生アドバイザー」の制度を整えた。

外国人留学生に対しては日本人学生のチューターが学修支援をする留学生チューター制度を設けているが、平成 25(2013)年度はこれを利用する留学生はいなかった。

休学から復学した学生、卒業延期の学生に対しては、各学期のはじめに他の学生とは別にオリエンテーションを行い、指導教員も交えて修学指導を行っている。

平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて、退学者数、除籍者数は少しずつ減少しており、在学学生全体に占める割合も 4.1%、3.3%、2.9%と改善傾向にある。【データ編表 2-4】これは学生支援センターを中心とした学修支援、修学指導の成果と一定の評価ができる。

教職課程の履修者に対する学修支援については、中期事業計画の計画項目として「教職課程の充実」があり、年度計画（平成 25(2013)年度）に基づき、まず「教員養成カリキュラム等委員会」において、教員養成に関する中教審答申の指摘事項及びそれに対応した本学における今後の課題について検討を行い（平成 25(2013)年 4 月 3 日）、運営会議（同年 7 月 31 日）を経て合同教授会に報告された（同年 8 月 7 日）。具体的には、従来の教員養成等カリキュラム委員会を発展的に改組して、平成 26(2014)年度から新たに「教職センター」を設置することとし、教職センター規程を制定するとともに（前記の合同教授会）、学則にも規定した（第 62 条の 9）。【資料 2-3-6】なお、教職センターでは、社会教育主事、社会福祉主事、学芸員、司書教諭、司書の各課程の履修に関する事項も扱う。

学生の正課外学修の支援としては、資格取得を目指す法学研究会やビジネスアカデミー、英語学習のための英語道場、英語リセット道場などで教員が学生の正課外学修のサポートを行っている（法学研究会等の実績については基準項目 2-5 で示す）。平成 25(2013)年度にはこれらの正課外学修サポートの情報を資格ガイドブック「課外講座」としてまとめ、学生への周知を図った。【資料 2-3-7】

さらに学生の資格取得を推奨する意味で平成 23(2011)年度より一部の資格等を取得した者に対して報奨金を支給している。【資料 2-3-8】平成 25(2013)年度は行政書士試験合格者 3 人、宅地建物取扱主任者資格試験合格者 21 人及び地方公共団体職員採用試験（大卒程度）合格者 13 人にこれが適用された。

また、学生の大学における主体的学修を促す目的で、自身の学修等の振り返りを可能にするツールとして平成 25(2013)年度より「志學館大学 e ポートフォリオ」システムを導入した（基準項目 2-2 及び 2-6 も参照）。これは、文部科学省・平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択された事業「学生の主体的学びを目指した e ポートフォリオによる学習の可視化」によるものである。【資料 2-3-9】この e ポートフォリオは、以下の 7 項目から構成されている。

1. 学生の個人プロフィール
2. ライフログ（学生の日々の内外の活動を記録）
3. 実践リフレクション（キャリア形成を目指す実践を記録し、定期的に振り返りをおこなう）
4. 授業マトリクス（各授業の獲得目標と獲得レベルに対応するカリキュラム・マップ）
5. 教職課程
6. 読書ログ
7. FK テスト

平成 25(2013)年度は、試験的運用として、「実践リフレクション」の項目だけを「学問のステップ」の授業を通して、学生が情報入力を行った。

学生の読書活動の促進を目的として図書館では平成 25(2013)年度に「志學館の 100 冊」を設定し特設コーナーを設けた。

TA(Teaching Assistant)については、平成 25(2013)年度は心理臨床学研究科修士課程の 9 人の大学院生が TA として心理臨床学科専門科目のうち 4 科目（心理検査法Ⅰ、心理検査法Ⅱ、心理学測定法、特殊研究Ⅲ）で授業支援を行った。

大学院生（心理臨床学研究科）の学修については、心理相談センター、発達支援センターにおける実習の事例について学内教員のほか学外の臨床心理士と契約しスーパービジョンを受けられる体制をとっている。【資料 2-3-10】

学生の学修に関する意見・要望については、各期末に行われる学生による授業についてのアンケート、意見箱（基準項目 2-7 で詳述）のほか、FD 推進委員会主催で希望学生に対して各期 1 回「ランチ懇談会」と称して授業等に関する意見を聞く機会を設けている。

【資料 2-3-11】

また、平成 25(2013)年度には共通教育センターにおいて、1 年次学生を対象にした共通教育科目における読書課題に関するアンケートを行い、課題の成果及び学生の意見、要望を調査した（※読書課題及び読書課題に関するアンケートについては、基準項目 2-2、2-4、2-6 及び 2-8 でも言及する）。

大学院では各期のオリエンテーション時に学修に関する意見・要望を聞いている。【資料 2-3-12】

全体として学生への学修支援の体制はここ数年でかなり改善、整備されてきており、適切に運営されていると評価できる。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生支援センターの今後の課題としては、必要な備品購入も含めた障がいを持つ学生を支援する体制の充実があげられる。さらに、そうした学生の卒業後の自立まで視野に入れた支援の在り方の検討もしていく。

e ポートフォリオに関しては、不安定さが残るシステムの改善を進めるとともに平成 26(2014)年度以降、実践リフレクション以外の項目「学生の個人プロフィール、ライフログ、教職課程、読書ログ、FK テストの記録」についても、学生による情報の入力、そして利用を進めていく。その利用状況については、e ラーニング推進・教育活性化プロジェクトを中心に把握する。

授業評価アンケートについては、FD 推進委員会において平成 26(2014)年度にその結果をどう授業に活かしているかを各教員に調査する予定である。また上述した共通教育科目の読書課題に関するアンケートについては、平成 26(2014)年度にその結果を教員に報告し改善につなげていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①（その 1）単位認定・卒業認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学学部の卒業要件は、「4 年以上在学・124 単位以上の修得」（学則第 48 条第 1 項）及び「学部ごとの共通教育科目と専門教育科目の単位配分」に沿った単位取得（履修規程第 3 条第 1 項）である。大学院心理臨床学研究科の修了要件は、「2 年以上在学・30 単位以上の修得」かつ「修士論文の審査及び最終試験の合格」（学則第 31 条第 1 項）である。単位認定の基準については、履修規程で「全受講時数の 3 分の 2 以上の出席」（履修規程第 12 条）及び「試験成績 60 点以上」（同・第 16 条）と定めている。学部及び研究科の講義要項（シラバス）において、全科目の成績評価基準は、「成績評価方法と基準」の欄で、明示されている。

卒業認定の審査の過程は、以下の通りである。学則第 48 条第 1 項に基づき、「4 年以上在学」した学生一人ひとりの単位取得状況について、履修規程による所属学科の履修と単位配分の条件を満たし、124 単位以上の修得がなされているかどうかの点検がなされる。条件を満たしている場合は、学則 49 条に基づき、学部教授会に卒業認定の提案をおこなひ、そこでの議を経て、学長が卒業を認定する。【資料 2-4-1】

人間関係学部、法学部の各学部による卒業判定は、毎年、厳正におこなわれている。予備段階として、各学部の教務委員会が、卒業予定者の成績原簿に記載されている単位数及

び、卒業要件をチェックする。さらに、最終段階として、各学部の教授会において、指導担当教員を中心に上述の単位数、そして修得状況を再度チェックしている。判定資料は、取扱注意情報として、教授会終了後には、事務局が回収し、厳重に管理されている。大学院心理臨床学研究科でも、修了判定に関して、同様の手続きがおこなわれている。研究科教員が、修了予定者の成績原簿に記載されている単位数及び、修了要件をチェックしている。修了予定者は、修士論文の提出、および最終試験が義務付けられている。それらの審査を、当該学生 1 人につき、1 人の主査と 2 人の副査、計 3 人が実施している。【資料 2-4-2】

人間関係学部の学生の特殊研究（卒業論文等）に関する手続き、および提出期限等のスケジュールは、厳正に守られている。最終学年度の 5 月末日までに、指導教員の承認を得て、「特殊研究題目届」を学務課に提出することになっている。また、特殊研究の題目を変更しようとする際は、11 月末日までに、指導教員の承認を得て、「特殊研究題目変更届」を学務課に提出しなければならない。そして、最終学年度の 1 月 16 日午後 4 時 30 分までに、卒業論文を学務課に提出することとなっている。大学院心理臨床学研究科の修士論文に関する手続き、および提出期限等のスケジュールも、厳正に守られている。毎年、5 月に修士論文中間発表がおこなわれ、7 月には論文のテーマ決定が義務付けられている。1 月末は、修士論文の提出期限であり、2 月には、修士論文発表会がおこなわれている。論文の審査は、研究科委員会がおこなう。【資料 2-4-3】以上、学位の授与については、学則のほかに、「志學館大学学位規程」を定めている。

本学を卒業した者に授与する学士の学位に付記される専攻分野の名称は、人間関係学部は「学士（文学）」、法学部は「学士（法学）」である（志學館大学学位規程第 3 条及び第 4 条）。また大学院修士課程を修了した者に授与する修士の学位に付記される専攻分野の名称は、「心理臨床学」である（志學館大学学位規程第 7 条及び第 8 条）。【資料 2-4-4】

前期、後期の各科目の学生の成績評価は、定期試験結果の発表時に、配布される。成績評価に異議があるときは、学生は「成績に関する質疑書」を学務課に提出し、科目担当教員に説明を求めることができる。質疑書が提出された場合、教員は回答、説明をしなければならない。【資料 2-4-5】

2-4-①（その 2）他の大学等における履修の単位認定等

他の大学等における授業科目の履修（大学設置基準第 28 条）については、教育上有益と認められる場合、当該履修を本学における履修とみなして単位が与えられる。認められる単位数は、60 を超えないものと定められている（学則第 27 条）。【資料 2-4-6】この学則第 27 条第 1 項に基づき、「他の大学等における授業科目の履修に関する規程」を定めている。

同様に、大学以外の教育施設等における学修（大学設置基準第 29 条）については学則第 27 条第 3 項、入学前の既修得単位等の認定（大学設置基準第 30 条）については学則第 28 条にそれぞれ定めている。また長期にわたる教育課程の履修（大学設置基準第 30 条の 2）については学則第 28 条の 2 に定め、細則として「志學館大学長期履修学生に関する規程」及び「志學館大学長期履修学生制度実施要項」がある。

さらに本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（大学設置基準第 31 条）に関しては、次のような制度があり、それぞれ規定に基づいて運用されている。

- 科目等履修生（学則第 58 条、「志學館大学科目等履修生規程」）
- 研究生（学則第 59 条、大学院学則第 34 条、「志學館大学研究生規程」）
- 聴講生（学則第 60 条、「志學館大学聴講生規程」）
- 特別聴講学生（学則第 61 条の 2、「志學館大学特別聴講学生規程」）

なお外国人留学生については、学則第 61 条及び大学院学則第 34 条の規定に基づき、「志學館大学外国人留学生規程」が定められている。留学生の入学は、その修学目的に応じて「学部学生」「大学院学生」「科目等履修生」「研究生」に区分される（同規程第 3 条）。

2-4-①（その 3）学位授与方針の改訂

平成 22(2010)年度、自己点検・評価委員会は、卒業認定に関する「志學館大学のディプロマ・ポリシー」と「履修規程」との不整合を指摘した。ディプロマ・ポリシーでは、単位認定に関して、「自主性、実践力、問題解決力、コミュニケーション力等」の要素を重要としつつも、所定の単位数を修得した者に学士の学位を授与すると定めていた。一方、履修規程において、単位認定の基準は、全受講時数の 3 分の 2 以上の出席、及び試験成績 60 点以上であった。先の要素が、試験成績に含まれるかどうかは、科目担当教員の裁量によるところが大きく、不分明であった。

そこで平成 24(2012)年度に（基準項目 1-3 及び基準項目 2-2 でも既述したように）、各学科を基礎とし、ディプロマ・ポリシーの見直し作業をおこない、「学士課程教育で身につけさせる能力」を踏まえた、新たな「学位授与方針」を策定した。策定作業においては、個別科目の単位認定の積み上げが、学部、学科の「目的・目標」を踏まえた卒業認定のベースとなるように留意し、学生の「自主性、実践力、問題解決力、コミュニケーション力」等も学科ごとの教育を通じて育成されるべきものと位置づけた。これにより、旧ディプロマ・ポリシーと履修規程との不整合という問題が解決された。【資料 2-4-7】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、卒業判定及び学位授与（学士及び修士）については、法令に則ると共に、学則、履修規程、学位規程等に基づき厳正に行われているが、学生への周知徹底を図るため、学位規程を学則や履修規程と同様に『学生便覧』あるいは『心理臨床学研究科学生便覧』に掲載することについて運営会議で検討する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

学生の社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備として、まず正課の教育課程においては、共通教育科目のキャリア形成科目群（「インターンシップ」を含む）によって1年次から3年次まで段階的にキャリア教育を行うシステムをとっている。【データ編表 2-5】キャリア形成科目群の科目はすべて選択科目であるが、人間関係学部・法学部とも2単位以上の修得を卒業要件としており、また各期の履修登録単位数の上限の単位数に含めない例外科目として学生に受講することを推奨している。

教育課程外においては、進路支援センターを中心に、就職情報提供、個別面談、保護者面談、進路支援プログラム、学内企業ガイダンス、模擬面接会（地元ロータリークラブ等による）、保護者対象進路説明会などを行っている。おもに3年生を対象にした進路支援プログラムは、平成25(2013)年度は年間31回行った。学内企業ガイダンスは61の企業の参加があり、学生の参加は220人であった。また、平成25(2013)年度には2年生を対象にしたキャリアガイダンス、4年生を対象にした就職活動フォローアップ講座、内定者研修会を行った。【資料 2-5-1】

このほか平成24(2012)年度に行った教職員合同研修会、改革推進会議の議論を踏まえた教職協働の進路支援の取組を平成25(2013)年度より始めた。【資料 2-5-2】この取り組みの一つとして、学生の「書く力」の向上に特化した科目が、平成25(2013)年度に共通教育科目の後期開講科目として新設された（基準項目 2-2 で既述）。またさらなる科目新設について現在専門チームを作って検討中である。

教育課程内外のこれらの取組の結果、平成26(2014)年3月卒業生の就職率は97.6%であった。【データ編表 2-10 の数字は平成25年9月卒業を含んだ数字である】この数字は鹿児島県内大学卒業予定者の内定率93.0%（鹿児島労働局発表 平成26年3月末現在）を上回っており、このことは本学における社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備され、適切に運営された成果として評価できる。

また、進路支援センターではおもに法学部教員との協働で資格取得等を目指す学生サークル法学研究会及びビジネスアカデミーのサポートとして各種試験対策講座を開いている。平成25(2013)年度にはこれらの正課外学修サポートの情報を資格ガイドブック「課外講座」としてまとめ、学生への周知を図った。【資料 2-5-3】平成25(2013)年度におけるこれらの講座による成果は下表のとおりである。

表 2-5-A 平成25年度資格等試験対策講座の実績

	受講者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
宅建試験対策講座	50	21	42.0
行政書士試験対策講座	10	3	30.0
ロースクール受験 対策講座	1	1	100.0
社会保険労務士試験 対策講座	2	0	0
FP 技能士試験	2 級 7	2 級 3	2 級 42.9

対策講座	3級 67	3級 21	3級 31.3
公務員試験 対策講座*	68	23	33.8

* 公務員試験対策講座は外部事業者に委託した有料講座である。

なお、大学院については、平成 25(2013)年度心理臨床学研究科修士 10 人全員の就職が決まっている。また大学院修士に対する卒業後のプログラムを心理相談センターを中心に行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生に対する社会的・職業的自立に関する指導のための体制を維持、継続、または必要に応じて見直し、適切に運営していく。平成 26(2014)年度からは、これまでおもに 3 年生対象であったインターンシップを 2 年生にも体験できるように拡大する。さらに学生の「書く力」向上のための科目増設については専門チームにおいて引き続き検討し、平成 26(2014)年度中に結論を出す。また、今後の進路支援における重要な課題として、障がいを持つ学生の支援が挙げられる。これについては、基準項目 2-3 で既述の通り平成 25(2013)年度に「志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針」が定められたので、現在学生支援センターとの連携で議論している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学は、教育目的を簡潔な標語である「個性・実践・人間力」というスローガンにまとめることで、オリエンテーションなどで学生に浸透させてきた。主として本学の教養教育を担う共通教育課程及び各学部学科の専門教育課程における学修に加えて、平成 23(2011)年度以降は、本学で策定された「教育改革基本方針」に基づき、教育目的に沿った人材育成に向けての教育実践（「皆資格・高資格の奨励」「Freshman Knowledge テスト」「人間力養成ポイント制度」）に取り組み、教育の質向上に向けての様々な改革を進めてきた。

教育目的の達成状況の点検・評価手段としては、共通教育・専門教育の課程に含まれる科目を対象に、FD 推進委員会を実施主体とする「学生による授業評価アンケート」を毎学期実施している。平成 24(2012)年度後期実施分からは、予習復習等の時間数に関する質

問項目を追加して学修行動の実態把握に努めている。【資料 2-6-1】

このような量的な把握に加えて、参加呼びかけに自主的に応じた学生と FD 推進委員とが前後期各 1 回ずつ昼食時間を利用してミーティングを行う「ランチ懇談会」では、教育内容や方法等についての肩ひじの張らない意見交換の機会を提供している。

あわせて、平成 24(2012)年度には「学生生活に関する調査」を実施して、全学年を対象に正課および課外での学修状況、大学での教育に対する意見・要望の把握等を目的とした調査票調査を実施した（基準項目 2-2-②も参照）。結果については平成 25(2013)年 1 月教授会で報告され、全教員への実態の周知を図った。【資料 2-6-2】

基準項目 2-2、2-3 で既述のように、平成 25(2013)年 9 月より稼働を開始した「志學館大学 e ポートフォリオ」は、個別に実施されてきた具体策について、随時に記録およびモニターを可能とした学修ポータルとして機能しており、指導教員や学生本人による教育目的達成の自己確認・自己評価のツールとしての活用が期待されている。これを組織的に推進する部署としては、平成 26(2014)年 1 月より組織された「e ラーニング推進・教育活性化プロジェクト」がある。これは、本学で導入している e ラーニングシステムである「Moodle」と e ポートフォリオの両輪的な活用を組織的に推進し、ICT を活用した学修状況の管理と推進を担うことが期待されている。

また、e ポートフォリオの導入にあわせて設定された「志學館大学スタンダード」、「授業マトリクス」については、平成 26(2014)年度から『学生便覧』及びホームページに掲載することで、入学時から周知を図り、科目履修時に学生に強く意識させることとした（ホームページには、「大学案内」の各学科〔人間文化学科は各コース〕のコーナーに、「履修系統図－学科の学位授与方針に基づく獲得目標と授業科目の対応表」として掲載。【資料 2-6-3】

上記の教育目的達成のための諸施策と点検方法の実践については、平成 25(2013)年度の「私立大学等改革総合支援事業」タイプ 1 の選定に際しての「私立大学等改革総合支援事業調査票」において 84 点を計上し、選定基準である 68 点を超える評定を受けたことは、本学の教育目的の達成とそのため点検・評価方法の方向性が質的保証策に適ったものであると評価できる。【資料 2-6-4】 因みにこの事業については、まず日本私立学校振興・共済事業団に「私立大学等改革総合支援事業調査票」を提出し（平成 25(2013)年 8 月 28 日）、併せて文部科学省に「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」の申請を行ったところ（同年 9 月 9 日）、同事業に選定されるとともに補助金交付内定の通知を受けた（同年 11 月 8 日付。補助金交付決定の通知は、平成 26(2014)年 3 月 7 日付）。

なお、この事業の支援対象校に選定され、補助金の交付を受けることによって、ラーニングコモンズとして機能する環境整備を行うことが可能となった（基準項目 2-9 参照）。

平成 25(2013)年 6 月には「志學館大学第二次教育改革基本方針」が策定された。これは、国を挙げて高等教育に求められている課題に応え、地域における教育機関としての使命を果たすための条件整備を行うといった、本学の教育改革の大綱として今後の方向性が提示されたものである（本評価書 I〔5. 今後の方向性〕、基準項目 2-2、3-1、3-4 及び基準 4 の自己評価を参照）。【資料 2-6-5】

科目履修状況の点検手段として、前期・後期に学務課により「出席状況調査」が実施されている。これは、各期の授業開始 3～4 回までの学生の出席状況を確認し集約すること

で、学修の遅れなどを未然に把握する手段として活用されている。出席状況の思わしくない科目数が一定基準を超える学生に対しては、葉書による通告と指導教員による指導を実施することになっている。【資料 2-6-6】このような対応は、出席という行動面から学修の実態を把握する手段として、重要な役割を果たしていると評価できる。

平成 24(2012)年度後期より 1 年生を対象とした「教育内容等の改善についての調査」、平成 25(2013)年度前期より「志學館大学入学に関する調査」を実施している。これは入学時の学生の大学への期待や意欲が、約 1 年の修学サイクルを経てどのように変化しているかを見ることを目的とした調査である。つまりこの調査は、学生の教室内外における学修状況をダイレクトに調査しようとするものではなく、学修の前提となる大学への期待や意欲を探ることを主眼とするものである。調査結果は、修学意欲の低下や怠学行動についての初年次におけるマス(集団全体)としての現状把握手段として活用している。【資料 2-6-7】

本学で導入している GPA については、平成 23(2011)年度より成績原簿に記載されることで、学生自身による学修姿勢に対する自覚と反省、指導教員においては明確な教育目的達成の指標として活用されている。GPA 値の高い学生は、4 月の新入生オリエンテーションにおいて、「学長褒賞制度に基づく成績優秀者(学業)」として表彰され、新入生に教育目的達成の高次の手本を示す効果を果たしている。【資料 2-6-8】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「学生による授業評価アンケート」の評価結果については、平成 24(2013)年度より学内ネットワーク限定の Web で公開することで、担当教員のみならず受講学生にもフィードバックの機会提供を行っている。【資料 2-6-9】評価結果を受けての科目担当教員側のコメント提出については、評価結果の返却を早めるなどして提出を促しているものの、それほど増えていないため、様式や提出方法の改善方策について FD 推進委員会で検討している。

学務課による「出席状況調査」については、指導教員に担当学生の出席状況を知らせるとともに指導状況についての内容を教員から学務課へ報告することを通じて、学修指導の綿密化を図っている。【資料 2-6-10】

前述の「学生生活に関する調査」、1 年生を対象とした 2 種類の調査等の教育及び学修行動に関する調査結果は、集計後、教授会や運営会議でその都度報告されることで、実態の共有を行っている。

「教育改革基本方針」の一環として共通教育科目で実施されている「読書課題」について、学生の読書への取り組み姿勢に与えた効果の把握を目的に、「授業科目での読書課題と自らの読書の取組との関連」について 1 年生を対象とした調査を平成 26(2014)年 1 月に実施して、同年 5 月の合同教授会で集計結果の報告が行われ、学生の課題取組の実態と課題提示の工夫点などが示された。なお、読書課題及び読書課題に関するアンケートについては、基準項目 2-2、2-3、2-4 及び 2-8 も参照されたい。【資料 2-6-11】

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

FD 推進委員会で実施している「ランチ懇談会」で収集した学生の意見は FD 推進委員会委員だけの利用に留まっており、今後は合同教授会で配付し、情報を共有する必要がある。また、同委員会では、「学生による授業評価アンケート調査」の科目担当教員からのフィー

ドバック提出率が低調である理由を分析し、提出方法や様式等について多面的な検討を行う。

高等教育をめぐる昨今の状況下では、教育目的の達成状況の点検・評価に資する各種調査や実態把握の重要性が増しており、それには恒常的なエビデンス収集が必要とされているが、本学では、企画・集計・分析の全過程において実証研究を専門領域とする教員の献身的な助力（多大な負担）に依存して、それらが可能となっている。定期的、継続的なデータ収集を行うには、人的および体制上のリソースが不足している現状があり、それらの解決について運営会議で検討していく。

平成 25(2013)年度後期から導入した e ポートフォリオについては、システム上の不安定さの解消と細部の改善を含めた安定的な運用について「e ラーニング推進・教育活性化プロジェクト」で検討し、その利活用を進めていく。あわせて、学生一人ひとりの学修状況ならびに学生生活全般の記入および記入した学生自身による自己評価といった学修評価のループが機能しているかについても把握していくとともに、教員に対する e ポートフォリオの学生指導への活用方法について、教員用、教職マトリクス用のマニュアルを整備することで十分な理解と共有を図っていく。e ポートフォリオ導入とともに策定した「授業マトリクス」と「志學館大学スタンダード」については、カリキュラムの変更等を常に反映させるよう留意していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス及び厚生補導については、おもに学務委員会（学長補佐（学務担当）が委員長）が所掌し、学生対応は学務課で行っている。

学生サービスの内容について、まず特待生、奨学生等の経済的支援について述べる。【データ編表 2-13】平成 25(2013)年度志學館学園特待生制度の対象者は 1 種（授業料全額免除）、2 種（授業料半額免除）、3 種（授業料 4 分の 1 免除）合わせて 318 人（在学生全体の 26.8%）であり、このうち経済的理由による者は 98 人（同 8.1%）である。志學館学園奨学金は、各学年 2 人がこれを受けており、平成 25(2013)年度も 1 年生から 2 人の学園奨学生を選抜した。このほか、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体などの奨学金制度の紹介、受付けを学務課において行っている。平成 25(2013)年度の日本学生支援機構の奨学生は 679 人、地方公共団体、民間育英団体などの奨学金受給者は 32 人であった。留学生に対しては留学生授業料減免制度のほか、教職員・学生等で組織された「志學館大

学留学生交流支援の会」があり、さまざまな生活の支援を行っている。

課外活動への支援については、各サークルの予算は学友会費のほかに本学後援会からの援助があり、部員数や活動実績などをもとに配分されている。【データ編表 2-14】平成 25(2013)年度は 29 のサークル・同好会に総計 1522 千円の援助があった。また、おもにスポーツサークルの全国規模大会に出場する際の支援として学内教職員が組織する「志學館大学スポーツ後援会」から平成 25(2013)年度に 4 つのサークル（卓球、剣道、陸上競技、バレーボール）に計 292 千円の支援金が援助された。金銭的な支援のほか、サークル顧問・指導者会議及び各サークル等の代表を対象としたサークルリーダーズ・トレーニングによって学内サークルの活性化、連携強化等を図っている。また平成 26(2014)年 3 月にはキャンパス内に新たに体育館を建設し、これまで手狭であった体育系サークルの練習場所を拡充させた。

学生の健康管理、心的支援の機関である保健センターの平成 25(2013)年度の利用者数は、保健室 2939 人、学生相談室 316 人であった。【データ編表 2-12】

なお、学生相談室でのカウンセリングは専任教員が兼任する学内カウンセラー（医師及び臨床心理士）に加えて、平成 24(2012)年 12 月より 2 人の学外カウンセラー（臨床心理士）にも担当を依頼している。その結果平成 25(2013)年度の相談件数は前年度に較べて約 2 倍になった。

学内におけるハラスメント事案対策として、学内にハラスメント相談員を置き、またハラスメント防止及び具体的な事案があったときの対処策を検討するハラスメント防止委員会がある。平成 25(2013)年度には当委員会が 2 回開催された。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の学生生活に関する意見・要望について、学生が自由に投函できる意見箱に寄せられた意見・要望は平成 25(2013)年度は 9 件であり、その内容について学務委員会及び学務課を中心に検討し、掲示により回答している。【資料 2-7-1】学友会によって集約された意見・要望についても同様に対応している。このほか年に一回、学友会役員、银杏祭（大学祭）実行委員会実行委員及び女子学生寮役員と、学長、学長補佐（学務担当）並びに学務関係教職員との懇話会を開き、学生生活の充実に資する話し合いをもっている。【資料 2-7-2】

全体として学生生活の支援体制については整備されてきており、また適切に運営されていると評価できる。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

上記のように学生生活の支援体制については整備されていると評価できるが、学生全体に対する大学生生活の満足度調査は、キャンパス移転した年の平成 23(2011)年度以来行っていない。平成 26(2014)年度はキャンパス移転後 4 年目になり、在学生の多くは現キャンパスに入学してきた学生となった。そこで、平成 26(2014)年度中に、学務委員会主導で大学生生活満足度調査を実施し、将来の学生生活支援につなげていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成 26(2014)年 5 月 1 日現在の本学の学部・学科・研究科の教員配置については表の通りである。【データ編表 F-6】

いずれの学部・学科においても大学設置基準を上回る教員を配置しており、共通教育、専門教育の各教育課程においても学部所属教員が兼担するなどして全学をあげて教育目的に沿った教員配置を行っている。学科、職位別の平均年齢は、心理臨床学科教授 58.4 歳、同准教授 40.5 歳、同講師 39.5 歳、人間文化学科教授 60 歳、同准教授 51.5 歳、同講師 45.9 歳、法律学科教授平均 58.5 歳、同准教授 43.8 歳、同講師 35 歳、法ビジネス学科教授 57 歳、同准教授 44.7 歳、同講師 37.5 歳となっている。

表 2-8-A 平成 26 年度教員配置（平成 26 年 5 月 1 日現在）

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数 () 内は教授で内数
		教授	准教授	講師	助教	計		
人間関係学部	心理臨床学科	8	2	4	1	15	1	7(4)
	人間文化学科	6	4	7	0	17	0	6(3)
人間関係学部 計		14	6	11	1	32	1	13(7)
法学部	法律学科	4	4	1	1	10	0	8(4)
	法ビジネス学科	5	3	2	0	10	0	8(4)
法学部 計		9	7	3	1	20	0	16(8)

大学院の教員配置については、研究指導教員数が 9 人、研究指導補助教員数 6 人の計 15 人で構成されており、全て学部教員を兼任している。この数は大学院設置基準上で定められた必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数である 5 人を上回っており、適正に配置されている。【データ編表 F-6】大学院組織の運営は、研究科長、研究科主任を置き「研究

科委員会」により必要な事項の審議決定を行うことで管理運営にあたっている。また、附属施設である「心理臨床センター」「発達支援センター」についても基準 A で詳述されるように、毎月研究科委員会終了後に「センター運営会議」を開催して管理運営にあたっている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任等については「志學館大学教員採用規程」、「志學館大学教員昇任規程」及び「志學館大学教員選考基準」等に基づいて行っている。

大学院心理臨床学研究科については「大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準」及び「志學館大学大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準細則」に基づいて、大学院教育の担当が適格であるかを審査している。【資料 2-8-1】

なお、「志學館大学大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準細則」は、平成 20(2008)年度の日本高等教育評価機構による認証評価受審結果において、論文数や教育歴等の基準を定めた細則が不備である旨の指摘を受けたことによる改善過程で整備した規程であることを付記しておく。

教員の資質・能力向上へ取組みとしては、FD推進委員会による「学生による授業評価アンケート」（基準項目2-6を参照）、学期ごとの「FD研究会」及び「授業公開」、運営会議の企画により毎年度9月上旬に実施している「教職員合同研修会」があり、教育や学生指導等についての教育現場で必要な知識・情報の共有を目的とした「FD研究会」、ガバナンスや高等教育の動向といったマクロなトレンドおよび教職協働による大学運営について講演やワークショップで構成される「教職員合同研修会」と研修内容を区別して、組織的かつ定期的実施している。

「FD研究会」の過去3か年の開催状況は下表の通りである。授業方法や方法上の工夫、その他 FDに資する内容について教員相互が情報共有する機会として設定され、平成16(2004)年度より、前後期に各1回開催している。【資料2-8-2】

表 2-8-B FD 研究会 平成 23～25 年度 報告テーマ一覧

平成23年度	第1回	本学の学びとキャリア発達
	第2回	本学での退学防止策に関する事例報告会
平成24年度	第1回	読書課題の実践結果について
	第2回	学生の自主的な学修を促すための授業設計—学習意欲の研究に基づいて—
平成25年度	第1回	eポートフォリオの意義と機能について
	第2回	学科科目マトリクスの次年度講義要項の記載内容における落とし込みについて 平成25年度FD・SD合同フォーラム報告

「授業公開」制度については、公開された授業を参観した教員自身の授業改善に資する情報を得ること、授業を公開した教員の授業改善に何らかの情報提供を行うことを目的に実施している。平成25(2013)年度からは、担当科目の原則公開で実施され教育力向上の機会を拡大させている。【資料2-8-3】

「教職員合同研修会」は、ワークショップも含めた午前・午後を通じて行われる長時間の研修会であり、平成 25(2013)年度は学生支援に関するテーマを集中的に取り上げ、外部講師を招聘しての講演と教職員をチームに分けたワークショップを実施して現状と理解の共有を図った。【資料 2-8-4】

大学院のFDについては、前後期2回のオリエンテーションの大学院教育に携わる教員が集まる時間を利用して、FDの時間を設けて研究教育環境や実習における大学院生の要望等について意見交換を行っている。

このように、学内での教育研究から生じてきた問題意識を踏まえて複数の組織的な研修機会が設けられており、現状における教育上の課題を取り入れた工夫をこらしつつ、教職員を対象とする研修が定期的実施されていることは評価できる。

なお、教員評価については、まず平成 25(2013)年度最初の合同教授会（平成 25(2013)年 4 月 3 日）において、学長から平成 25(2013)年度を試行期間とすることが示され、各教員は、授業以外の実習等に携わった時間、学生の指導・相談に携わった時間等に関する相談記録簿を作成するように要請された。次いで 7 月合同教授会（平成 25(2013)年 7 月 3 日）において、「志學館大学教員評価に関する実施要領（平成 25(2013)年 6 月 12 日運営会議決定）」の内容及び記入要領の説明が行われ、合わせて「教員評価委員会」を組織し、学長、両学部長、研究科長及び事務局長をその構成員としたいという学長の意向が示された。そのような経緯に基づき、新規採用者を除く各教員は、平成 26(2014)年 4 月 30 日までに「教員評価自己申告書」を提出したところである。平成 25(2013)年度に行った教員評価の試行的導入については、平成 26(2014)年 6 月にその結果が報告されることになっている。

【資料 2-8-5】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学における教養教育は、主として共通教育科目を通じて実施されている。そして人間関係学部及び法学部に所属する教員は、専門科目のみならず共通教育科目も担当する。共通教育の運営は、組織体制上、「共通教育センター」が行っている。そこで本学における教養教育については、「共通教育センター」が重要な役割を担うことになる。毎月1回の「共通教育センター運営会議」で、教養教育も含め、さまざまな検討・提言を行っている。【資料 2-8-6】

平成 24(2012)年度から、2-9-②で述べるように、1科目あたりの履修登録者数の上限設定（原則 150 名）を行った。あわせて、より多様で実践的な魅力ある教養科目の提供に向けて、平成 24(2012)年度には能動型学修を内容に含む科目（「受講生参加科目」と講義要項に明記）の導入（「自然環境のしくみ」「メディアと情報伝達」）、平成 25(2013)には「新聞で読み解く現代」（2 群）、平成 26(2014)年度には「人間らしさを考える」、「恋愛論」（以上 1 群）、「税のしくみ」「ボランティア企画実習」「まちづくり企画実習」（以上 2 群）、「文系学生のための数学の世界」（3 群）、「映像音声編集入門」（4 群）を新設した。2-9-②で触

れるように、受講者数が多い科目（「こころの世界」「こころの健康」）についてはクラスを増設した。あわせて、受講者数の上限設定による制度的な学生数管理のみならず、科目数や内容の充実化による魅力を高める方向への科目編成の構築は、学生のニーズに沿った教養教育の提供であるとともに、教育目的を一層具体化する試みを不断に実践しているものとして評価できる。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員配置については設置基準を上回る数を確保しており、規定に準拠した採用・昇進を行っている。今後も教育研究上の必要に応じて採用・昇任を行っていく。

教員評価制度については、平成 26(2014)年 6 月に報告される評価結果の内容を踏まえて、評価対象項目や評価方法、実効性等を運営会議及び教員評価委員会で検討していく。

教養教育の実施体制については、共通教育センター運営会議を定期的を開催して、組織的な点検を行っている。平成 26(2014)年度の科目増の動向や実情を把握して、今後も科目編成や配置の工夫の余地等について必要に応じて検討を行っていく。あわせて、初年次教育における読書課題や科目増設の効果等についても把握していく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎面積については、校地等 38,862.79 m²（設置基準 12,200.00 m²）、校舎 15,419.60 m²（設置基準 7,478.40 m²）と設置基準を満たしている。【資料 2-9-1】

平成 25（2013）年度に、老朽化した体育施設の代替施設の建設に着手し、新体育館が平成 26 年 3 月 10 日に竣工し、平成 25 年度卒業式より学内行事で正式に利用された。床面積で 2,598.36 m²の 2 階建ての構造を持つこの施設は、1 階に武道場、多目的アリーナ及び研修室を有し、2 階部分がアリーナとなっており、課内外の活動に資する施設として、活用が期待される。旧来の体育施設は「サブ体育館」として一部サークル活動に開放するなどして当面は活用を継続する。体育館は、本館から離れているために、別途、無線 LAN ネットワークを増設してモバイル・ラーニングに必要な整備も行った。

平成 25(2013)年度は、講義室 4 室において、旧隼人（霧島）キャンパスで使用していたサイズが小さめの机 223 台、椅子 223 台を更新した。あわせて、9 室の演習室には、平成

25(2013)年度の文部科学省答申にある能動的な学修機会を支える教育環境の整備策として、移動が容易な机 100 台、椅子 300 脚を導入した。教員の視聴覚教材の利用ニーズに応えるために、鍵付きの保管庫を小規模教室 6 室に設置し、プロジェクタ 6 台を常備した。

【資料 2-9-2】

図書館は平日の 8 時 30 から 20 時、土曜日も 10 時から 16 時の開館時間を設定して、学生の利用の便を図っている。平成 25(2013)年度の蔵書数は 125,394 冊、視聴覚資料 2,092 点、学生の貸出冊数および貸出者数は、それぞれ 7,167 冊のべ 4,312 人となっている。【資料 2-9-3】

文部科学省による平成 25(2013)年度の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」の申請区分タイプ 1 「建学の精神を生かした大学教育の質向上」(大学教育質的転換型)において、「ラーニングコモンズのための電子黒板・什器等の整備」が採択されたことにより(基準項目 2-6 で既述)、図書館の地下 1 階ラウンジおよび地下 2 階に、ラーニングコモンズとして機能する環境整備を行った。可動式の椅子や机、電子黒板、短焦点プロジェクタ導入により、教室外における学修機会の増加のための設備が整うことで、平成 26(2014)年度からの教育に導入される運びとなった。授業での利用実績については、設備導入が年度途中であったため次年度以降の検証を待ちたいが、後期授業終了後の春期休業期に学生のサークルのミーティングや自学自習にすでに一部が利用されており、学生による自発的な学修環境利用における動機付けの促進が期待される。【資料 2-9-4】

本学における教育用のコンピュータの整備状況は【資料 2-9-5】の通りである。授業科目での用途に合わせて第 1 コンピュータ室は CALL システムが、第 4、第 5 コンピュータ室には統計解析用のアプリケーション・ソフトが導入されている。なお、第 1~5 コンピュータ室のコンピュータは Windows と Mac OS X のデュアル・ブート仕様としている。進路支援センターの 2 台については求人情報検索用途であり、加えて貸出用のノートパソコンが 45 台整備されている。大学院には研究用の情報端末として心理棟に 22 台が整備され統計解析用のアプリケーション・ソフトが導入されている。このように ICT 環境については、多様な教育ニーズに応えられる整備を行っているとは評価できる。

施設・設備の安全面における耐震補強については、平成 25(2013)年度から耐震診断を実施し、着工順序は、平成 26(2014)年度は学生会館から開始して、順次、教室及び研究室を擁する本館へと進捗するスケジュールを予定している。なお、ステークホルダーへの周知のため、「耐震化工事現況報告」は志學館学園ホームページに掲載し、各設置校のホームページにもリンクを置き、アクセスできるようにしている。【資料 2-9-6】

バリアフリーについては、本館および体育館にエレベータを設置しており、平成 26(2014)年度からは固定机の中規模教室の入り口付近の座席を外して指定座席を設けることで、車椅子利用学生の出入りや着席に配慮した改善を行うなど、身体に障がいを持つ学生への配慮を講じている。

基準項目 2-7 で記したように、図書館入り口近くに設置している意見箱により、施設設備に限定されない学生生活全般についての意見・要望をくみ上げている。ここには施設設備に対する要望のみならず、教育についての要望も寄せられており、回答を掲示板に示すとともに、学務委員会や施設・環境委員会等で対応を要するとされる内容については随時検討して、必要な措置を講じている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

共通教育における受講学生数については、時間割配置の都合で科目により偏りが見られたために、平成 24(2012)年度より受講学生の履修人数の上限設定（原則 150 名）を行っている。1 年生対象の英語科目においてはプレイメントテストを実施して適正なクラス編成を行っており、レポート作成やプレゼンテーションの基礎的な学習スキルを養成することを目的とした「学問へのステップⅠ」「学問へのステップⅡ」では、十数名に抑えたクラス編成を行うなどして初年次教育においては指導教員制度や教育効果を考慮した手段を講じている。平成 25(2013)年度に一部の共通教育科目（「こころの世界」「こころの健康」）で受講者数が多いクラスがあったことから、当該科目については複数クラスを増設することに加えて、2-8-③で既述のように科目数を増やすことで平成 26(2014)年度より対処することとした【資料 2-9-7】。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備は年度ごとの予算措置を講じて、学務課で整備状況を把握して必要とされるものは随時導入、更新を図っていく。

体育館の整備、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」によるラーニングコモンズの設置など費用を計上しての設備整備が平成 25(2013)年度に相次いだ。今後は、学務課や図書館の部署を通して、設備の利用状況を継続して把握することに努める。

【基準 2 の自己評価】

本学では各学部学科、大学院心理臨床学研究科において入学者受け入れ方針、教育課程編成方針、学位授与方針をそれぞれアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとして明確に定め、公表している。

平成 26(2014)年度入試は、それぞれの方法で公正に実施し、合否判定を行った。その結果、3 つの学科で入学者数が昨年度を上回り、在学者数全体では収容定員を超えることとなった。これらは近年の学生募集活動の成果と評価できる。ただし 18 歳人口の減少は今後も続くことを考えれば、入学者の確保は将来的にも大学にとって大きな課題である。今後も恒常的に入試管理委員会、入試広報委員会等で学生確保の方法について検討していく。

教育課程についてはカリキュラム・ポリシーに基づき編成されている。平成 25(2013)年度には各科目のカリキュラム全体における位置づけを明確にする意味で、全科目について学位授与方針における獲得目標との対応と到達レベルを授業マトリクス（カリキュラム・マップ）としてまとめ、学生への学修のベクトルを示した。さらにこれを平成 25(2013)年度より導入した「志學館大学 e ポートフォリオ」システムにも取り入れ、学生自身が学修の振り返りができるようにしている。単位制度の実質を保つ工夫としては、各期の履修登録の上限を定めているほか各授業に必要な事前・事後学習を講義要項で明示している。また本学が独自に行っている基礎教養知識の確認のための **Freshman Knowledge** テストについては近年受験者が減少しており、このテストのあり方について共通教育センターにおいて検討していく。

志學館大学

学修及び授業の支援については、指導教員制度、オフィスアワー、学生支援センターによる取組み、TA(Teaching Assistant)による授業支援など適切に行われている。特に平成25(2013)年度には学生支援センターを中心に障がいを持つ学生に対する支援についての研修を深め、「志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針」をまとめた。また、学生の主体的学修を促す目的で、自身の学修等の振り返りを可能にするツールとして平成25(2013)年度より「志學館大学 e ポートフォリオ」システムを導入したが、平成26(2014)年度以降もこのシステムの学生の利用を進めていくことが今後の課題である。さらに、平成26(2014)年度からは教職課程の履修者に対する学修支援のための組織として新たに「教職センター」を設置することとした。

単位認定、卒業・修了認定等の基準は明確化されており厳正に適用されている。

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されており、就職率をはじめとした成果にも表れている。

教育目的の達成状況は、学期はじめの指導教員による学生の個別面談時の成績確認、出席状況調査、学生による授業についてのアンケートなどを通して点検・評価をしている。平成26(2014)年度以降は平成25(2013)年度に導入した「志學館大学 e ポートフォリオ」も利用する予定である。

学生に対する経済的支援、課外活動の支援、健康管理、心的支援などの学生サービスの体制は整備されており適切に運営されている。

教員配置については大学設置基準を上回っており、規定に準拠した採用・昇任を行っている。教員の資質・能力向上への取組みとしては学生による授業についてのアンケート、FD 研究会、授業公開、教職員合同研修会等を毎年行っている。教員評価については平成25(2013)年度に試行的導入を行った。平成26(2014)年度にはその結果を踏まえて評価方法や実効性等を運営会議で検討する。

ICT 施設、バリアフリー環境も含めた教育環境は整備されており適切に運営・管理されている。平成25(2013)年度は図書館内にラーニングコモンズ機能を有する施設の整備、またキャンパス内に新体育館を建設した。授業を受ける学生数については、履修人数の上限設定や恒常的に履修者数の多い科目のクラス増設など十分な教育効果が上げられるよう工夫している。

全体として本学の学修と教授の体制は整備され、適切に運営されていると評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

志學館大学の設置者である学校法人志學館学園は、法人の目的を、その建学の精神に基づき、寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応した堅実にして有為な人間を育成することを目的とする。」として明確に定めている。また、寄附行為第 16 条第 2 号で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を最高意思決定機関であるとした上で、理事の業務執行への監督機能も付与しており、経営の規律と誠実性の維持を確保している。

【資料 3-1-1】

大学については、法人が定める「管理及び運営に関する規則」「志學館学園個人情報保護規程」「コンプライアンス規程」の他に、次のような規程及び指針があり、『教職員要覧』に掲載して教職員に周知している。これらの組織倫理規程に基づき、誠実かつ適切な運営がなされている。【資料 3-1-2～5】

- 志學館大学における研究者の行動規範
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等に係る本学の取扱方針について
- 志學館大学公的研究費不正防止計画
- 志學館大学における人を対象とする実験・調査・研究に関する倫理委員会規程
- 志學館大学ハラスメント防止に関する規程
- セクシュアル・ハラスメントの防止等のために職員が認識すべき事項についての指針
- パソコンからの個人情報流出への対応
- 各種苦情への対応要領
- 交通事故が起きたときの対応要領

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人志學館学園は、平成 19(2007)年の創立 100 周年を機に、理事長の諮問機関である「基本問題会議」において第 1 次経営計画である「中期事業計画（2008-2009）」を

策定、理事会決議を経て、事業計画に基づく事業推進を本格的に開始した。【資料 3-1-6】

平成 21(2009)年には、「基本問題会議」が「建学の精神」をより具体化した学園の使命（ミッション）として「よりよき社会の創造を担う人材の育成」を掲げ、「長期経営計画（2010-2015）」を策定し第 2 次経営計画をスタートさせた。【資料 3-1-7】

これを受け大学をはじめ各設置校においても、3 年間の「中期事業計画（2010-2012）（2013-2015）」、さらにはアクションプランとしての「事業計画」を毎年度策定・遂行し、使命・目的の実現に向けた事業推進に継続的に取り組んでいる。【資料 3-1-8～9】

各設置校での事業推進の結果は「中間報告」「事業報告」として、理事会、評議員会に報告され、計画の見直し修正も行いながら PDCA サイクルに基づいた継続的な事業展開が行われている（基準項目 3-5、4-3 を参照）。【資料 3-1-10】

大学では、「長期経営計画（2010-2015）」の中で「大学経営の強化」「設置校間連携の強化」「ステークホルダーへのアプローチの充実」「教育・研究活動の一層の充実」「学生への支援の充実」「国際交流の推進」「地域貢献事業の一層の推進」という 7 つの基本計画を立て、その実現に向け中期的、短期的に事業の計画的遂行と進捗管理を行っている。

前半 3 年間の中期事業計画(2010-2012)では、大学における大事業であった鹿児島市へのキャンパス移転、「志學館大学教育改革実施案」に沿った「Freshman 教養力向上作戦」等多くの事業が成功裏に遂行された。【資料 3-1-11】

これを受けた後半 3 年間の中期事業計画(2013-2015)は長期経営計画（2010-2015）の仕上げに向けた計画として策定され、様々な事業が展開されている。

初年度の平成 25(2013)年度は、「志學館大学第二次教育改革基本方針」の取り纏め、「科目マトリクス」の作成（基準項目 2-2 参照）、「教職センター」の設置（基準項目 2-4 参照）、ラーニングコモンスの整備（基準項目 2-9 参照）など具体的な成果が得られている。【資料 3-1-12】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

法人の寄附行為並びに本学の学則及び諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令に基づいて定められており、法人や大学の運営は教職員による法令遵守のもと円滑に行われている。法令等で定める申請や届出については、「学校法人の管理運営等に関する自己点検リスト」により定期的に検証され、適正に行われている。

また、関係法令の改正時は、必要に応じて随時「規則等検討委員会」が開催され、法人の諸規程の見直しを行う体制ができています。さらに、法人では教職員の法令遵守の観点から「コンプライアンス規程」を定め、それに基づく「コンプライアンス・マニュアル」を全教職員に配布するとともに、毎月「コンプライアンス・チェックシート」に記入を行い、さらにコンプライアンス研修会の実施等により意識の醸成を図っている。【資料 3-1-13～17】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮として、人感センサー方式の照明の導入や、廊下・ホール等の蛍光灯の間引き、夏季（5 月～10 月）のクールビズ実施などにより CO₂削減及び節電対策に取り

組んでいる。また、教授会等において電気及び水道の料金・使用量を前年同月対比で報告するなど、省エネに対する意識の醸成を図っている。その他、大学全体でのごみの分別、喫煙所を特定した分煙対策の実施等環境保全への配慮を行っている。

なお、大学内での喫煙については、運営会議（平成 26(2014)年 2 月 26 日）で検討の結果、禁煙キャンペーンを実施することとした。その一つとして、禁煙を奨励する「お知らせ」を学長名で掲示することとし、合同教授会（平成 26(2014)年 3 月 5 日）での了承を得て、学生掲示板及び教員掲示板並びに喫煙ハウスに掲示した。【資料 3-1-18～19】

人権への配慮として、「志學館大学ハラスメント防止に関する規程」「ハラスメント防止委員会」の設置によりハラスメント防止に努めている。同委員会は、平成 25(2013)年度に 2 回の委員会を開催した（基準項目 2-7 で既述の通り）。個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」を、公益通報に関しては「内部通報規程」を定め個人の権利・利益の保護を図っている。【資料 3-1-20～22】

また、障がい者の人権への配慮については、「志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針」に基づき対応している（基準項目 2-3 で既述の通り）。その他にも、大学における人を対象とする実験・調査・研究に関して、倫理委員会規程により、事前の研究審査申請、委員会での慎重な審議等を定め研究対象者への倫理的配慮を行っている。大学の附属施設である心理相談センター及び発達支援センターの利用者に関しても、各センター規程の中で守秘義務を定め人権への配慮を行っている。【資料 3-1-23～26】

労働条件については、「学校法人志學館学園就業規則」、「学校法人志學館学園服務規程」、「学校法人志學館学園就業規則・服務規程施行細則」、「契約教職員就業規則」、「契約教職員服務規程」等が定められている。【資料 3-1-27～31】

安全への配慮については、教職員向けに「学校法人志學館学園志學館大学危機管理マニュアル」を、学生向けに「防災安全の手引き」を配布するとともに、防火・防災訓練を毎年 10 月に実施し、自然災害やその他の不測の事態に備えている。なお、非常災害時の学生・生徒・教職員等の最低限の飲料水確保のために、平成 25(2013)年 12 月から計画的な備蓄を開始した。【資料 3-1-32～34】

また、AED（自動体外式除細動器）を学内 4 カ所（保健室前、体育館中入口、サブ体育館中入口、心理棟 2F 受付横）に設置し、教職員及び体育系サークルの学生に対して操作方法及び AED 講習会を毎年実施している。【資料 3-1-35】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、平成 22(2010)年 6 月の学校教育法施行規則の改正により教育研究活動等の状況について公表すべき 9 項目が明示された。これは、平成 23(2011)年 4 月からの公開を求めるものであったが、本学は平成 22(2010)年度から、ホームページ上において求められる全ての情報の公表を行っている。【資料 3-1-36】

財務情報については、法令に基づき、分かり易くホームページ上で公表するとともに、「財務情報等の開示に関する規程」を定め円滑な情報公開に努めている。また、全教職員に対しても、財務状況に詳細な解説をつけた学園広報【決算特別号】を毎年 7 月に発行・配布し学園の現況を周知している。【資料 3-1-37～39】

また、学則第 2 条の 2 においても、「本学は、本学における教育研究活動等の状況につ

いて、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。」と定め、積極的な情報公開に努めている。

なお、情報公開にあたっては、法人本部において期日管理と内容精査を行ない、迅速かつ正確な情報公開に努めている。

一例として、「産経新聞（九州・山口版）」の関連記事「大学これ新た」において本学が紹介された際には（平成25(2013)年3月14日付から6回）、新聞社の許可を得て、当該記事を大学ホームページに掲載し、本学に関する認知度の向上を図った。【資料3-1-40】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は維持され、使命・目的の実現に向け経営計画に基づく事業展開が継続的に行われている。「環境への配慮」や「危機管理」については、時代の要請に応じて推進すべき課題については引き続き充実、向上に努めていく。

なお、特に情報公開については、経営情報の公開という視点に加え、地域社会の要請に応え信頼される教育機関になるとう視点から、より積極的な情報の発信に努めていく。これに関する学内の実務的な担当部署は情報基盤センターであるが、法人設置の情報ネットワーク統括室とも密接に連携のうえ推進していく。また発信すべき情報のコンテンツについては、学内の各部署で検討を行い、必要に応じて、運営会議がそれらの検討結果（アイデア）の集約を行う。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の最高意思決定機関である「理事会」は、5月、10月、3月の定例開催の他、必要に応じて「臨時理事会」を開催し意思決定の機動性が図られている。平成25(2013)年度は、平成25(2013)年9月24日、同12月10日、平成26(2014)年1月24日、同2月12日にそれぞれ臨時理事会が開催された。平成25(2013)年度に行われた7回の理事会（臨時理事会含む）への理事の出席率は94.6%であり、良好な出席状況のもと、寄附行為に基づき適切な意思決定が行われている。

また、理事会審議事項のうち特定の事項については、予め理事長が「評議員会」に諮問し意見を聞くなど、経営の透明性確保を図ると共に、多様な意見を踏まえた戦略的意思決定を行っている。【資料3-2-1～2】

「理事会」における機動的・戦略的意思決定のために、大学、短大両学長を含む常勤理事

5名で構成する「常務会」を設置し（「管理及び運営に関する規則」第18条）、学園及び各設置校の重要事項について速やかな意思決定ができる体制を構築している。常務会には監事も出席しており、その機能を十分発揮している。この他、理事長の諮問機関として「理事長懇談会」があり（「管理及び運営に関する規則」第18条の2）、理事長の法人運営を支えている。【資料3-2-3】

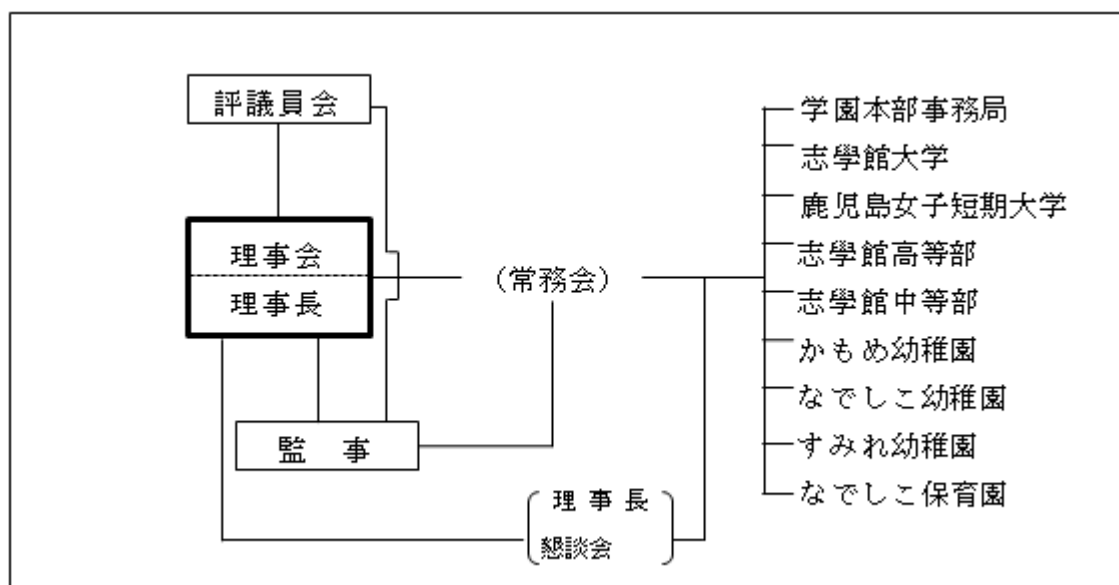
さらに、寄附行為第17条で「重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。」として、理事会権限委任による業務決定の機動性も確保されている。理事会で決定された事項については、「管理及び運営に関する規則」に基づき、適切に執行されている。

また、理事は寄附行為の選任規定に基づき、学内の出身者に偏らず、社会経験が豊かな学識経験者を加え構成されており、適切に機能している。【資料3-2-4】

なお、平成26(2014)年4月に就任した新理事長の選任あたっては、寄附行為に基づき理事会で選任され、法務局に登録後、遅滞なく文部科学省への届出が行われている。

【資料3-2-5】

表 法人経営組織



(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

定例の理事会に加え臨時理事会の機動的な開催、さらには常務会もほぼ毎月開催されるなど、戦略的意思決定の機動性は確保されている。今後、理事会の更なる機能向上に向け、開催時期、開催回数の見直しも実施していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学全体に関わる事項を審議する機関として大学運営会議（学則第 13 条）を置いているほか、各学部教授会（学則第 16 条）、合同教授会（学則第 18 条）並びに大学院研究科委員会（大学院学則第 8 条）を置いている。

その権限と責任はそれぞれの組織に関する諸規程に明示されている。各組織は適切な規模、構成を有して整備されており、学長の基に全体的に統合されている。【資料 3-3-1～5】

運営会議は、学長・各学部長・研究科長・図書館長・各学長補佐・事務局長で構成され、その他学長が認めた者として、平成 24(2012)年度から事務局の課長相当職が出席している。

運営会議は、大学の使命・目的に沿って、教育・研究の基本方針、学則等規則の制定・改廃、学部・学科の設置及び改廃等、大学の運営に関する重要事項について審議する。

学部教授会では、学部の教育・研究に関する重要な規則の制定改廃、教育課程に関する事項、試験及び単位の認定、学生の身分・賞罰、教員の選考等について審議する。

合同教授会では、学部教授会の審議事項のうち、特に学長が必要と認めた事項について審議するとともに、運営会議及び全学的諸委員会等の報告が行われ教職員の意思の統一が図られている。大学院の研究科委員会も教授会とほぼ同様の内容である。このように、それぞれの会議体が意思決定プロセスにおいて適切に役割を果たしている。

また、改革推進会議、各種委員会などは、両学部を横断する形で重層的に構成しており、組織相互の適切な連携及び意思疎通が保たれるようになっている。事務局、学生支援体制、学生募集体制等も全学一本化しており、いずれも小規模大学ならではの濃密な人的交流がその基盤を形成している。この点が、本学の教育研究組織の特色といえる。【資料 3-3-6】

総じて、教学に関する重要な意思決定機関または審議機関の組織上の位置づけは明確になっており、大学の使命・目的及び学修者の要求に対応する組織もそれぞれ整備されている。

また、平成 25(2013)年度には、地域に貢献するという使命・目的に対応する組織をさらに強化するために、平成 25(2013)年度には地域協働センター（基準 A を参照）を、平成 26(2014)年度には、教職課程履修者の指導・支援体制を充実させるために、平成 26(2014)年度には教職センター（基準項目 2-4 を参照）を設置するなど、必要に応じて意思決定の仕組みの向上発展にも努めている。【資料 3-3-7～8】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学を代表し、理事会で定められた方針に従って、教育・研究に関する管理・

運営の業務を統括するとともに、校務を掌り所属職員を指揮監督すると定められている（「管理及び運営に関する規則」第 33 条第 3 項、「志學館大学学則」第 10 条）。

それらをもとに、学長は大学の意思決定における最高責任者として、運営会議、合同教授会及び改革推進会議を主催しリーダーシップを発揮するとともに、法人の理事会（「寄附行為」第 16 条）、常務会（「管理及び運営に関する規則」第 18 条）及び理事長懇談会（同規則第 18 条の 2）の構成員として法人と大学の意思疎通を図り、円滑な業務遂行に努めている（理事会及び常務会については基準項目 3-1、理事長懇談会については基準項目 3-4 を参照）。

また、学長が責任を持って大学運営を行い、業務執行を進めていく上で必要な企画や意見調整を行うために、学部長、大学院研究科長、図書館長のほかに、学務及び入試広報担当の学長補佐 2 名を置いている。【資料 3-3-9～11】

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みについては、現行の体制のもとで意思決定の明確性や迅速性は実現されており、学長の適切なリーダーシップも発揮されている。今後も現行の基本的な意思決定の基本的な仕組みは維持するが、社会の変化等に伴い発生する諸課題に的確に対応するために必要な見直しを行っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人と大学あるいは教学部門と管理部門間の意思疎通を図り円滑な運営を行うために、理事会・評議員会・常務会以外にも、法人として次のような会議体を設けている。まず「理事長懇談会」は、理事長の諮問機関で、大学及び短大の学長・事務局長、中高等部校長並びに法人本部の事務局長・総務部長・企画広報部長で構成し、ほぼ毎月 1 回開催している。法人の運営や各設置校の将来計画等について議論し、法人及び各設置校の意思決定に反映させるとともに、理事長の円滑な法人運営を支えている。その他にも、年 1 回開催の「設置学校長会」、毎月開催される「事務局連絡会」などがあり、円滑なコミュニケーションに

寄与している。【資料 3-4-1～3】

法人と大学の関係については、学長が法人の理事及び評議員に、事務局長が評議員に選任され、理事会、評議員会に出席し、大学の学生募集、人事、予算等の重要課題について、積極的に意見を述べ協議している。

また、法人の諸会議の内容については、学長が大学の運営会議及び合同教授会で報告するとともに、事務局長が課長会議及び事務職員定例会議で報告し、全教職員に周知している。【資料 3-4-4】

一方、理事長、副理事長及び法人事務局長は年度当初の合同教授会に出席し、所信及び当年度の運営方針について説明し意見交換をするほか、運営会議等に副理事長及び法人本部企画広報部長が陪席している。これは、法人本部が大学の関係部署と連携し、経営と教学双方の視点から企画立案に当るよう配慮したものである。【資料 3-4-5～6】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

志學館学園では、寄附行為に基づき法人の業務や財産の監査等を行う監事を 2 名選任している。監事は法人に対して監事監査を行う他、ほぼ毎月開催される常務会をはじめ理事会及び評議員会へも必ず出席し、監査結果の報告や意見を述べるなど、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条に規定された監事の職務を適切に執行している。その他、文部科学省主催の学校法人監事研修会へ毎年参加し、資質・能力の向上にも努めている。

【資料 3-4-7～8】

また、理事長は法人の運営に幅広い意見を反映するため、理事会に先立ち、寄附行為第 21 条に掲げる重要な事項について、予め評議員会に諮問している。平成 26(2014)年 3 月の評議員会では旧霧島（隼人）キャンパスの売却に関する事項の他、多くの重要事項が諮問された。評議員会は寄附行為第 19 条に基づき適切に運営され、法人の業務、役員の業務執行に意見を述べるなど有効に機能している。評議員の選任については寄附行為第 23 条の定めにより適切に行われ、平成 25(2013)年度の評議員会への出席状況も 99%と良好である。【資料 3-4-9～3-4-10】

さらに、志學館学園では、各設置校の会計及び一般業務について、不正、錯誤、無駄等を発見・防止すると共に、業務の改善、合理化を目的とした内部監査を実施している。平成 24(2012)年度からは、独立した内部監査室を設置するなど監査体制の充実を図るとともに、内部監査の実施、監査結果のフィードバックによる業務の改善・効率化の推進を図っている。【資料 3-4-11】

また、各設置校における事業計画は、毎年 3 月の計画策定から 10 月の中間報告を経て、翌年 5 月の事業報告まで、それぞれの時点で理事会及び評議員会へ諮られチェックされており、各設置校の業務執行状況についてもガバナンスが有効に機能している。【資料 3-4-12～13】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

大学内のリーダーシップとボトムアップのバランスに関しては、それを可能としている会議体として、学長の諮問機関である改革推進会議があげられる。これは運営会議メンバーに各学科の教員等を加えて構成し、原則毎月 1 回開催している。

平成 25(2013)年度は、「志學館大学第二次教育改革基本方針」の策定及び進捗状況の確認が行われ、今後 10 年間の大学の将来像、「志學館大学 e ポートフォリオ」利用の方向性などの検討が行われた。【資料 3-4-14】 そのような現場（ボトム）からの議論を踏まえ、学長は平成 25(2013)年・26(2014)年の両年にわたり「年頭所感」を発して、大学の教育改革の全体像と方向性を示している。【資料 3-4-15】

また、中期事業計画や年度事業計画についても、トップダウンの経営計画に対して、大学の各部署で課題を整理し、教授会、運営会議とボトムアップして策定したものであり、まさにトップダウンとボトムアップがミックスしたものであると言える。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

志學館学園においては、法人の理事会・評議員会・常務会・理事長懇談会や大学の各種会議等を通じて、法人と大学間の連携、コミュニケーションは円滑に図られ、ガバナンスも適切に機能している。

なお、平成 25(2013)年度に導入された、法人全体のグループウェアとして「サイボウズ (cybozu)」を有効活用し、大学及び学園全体のコミュニケーションの一層の向上に取り組んでいく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

法人本部の事務局組織編制については、事務局長（管理及び運営に関する規則第 28 条）を置くほか、総務部（総務課及び企画広報課）、経理部（経理課）、管財部及び監査室の 4 つの部署で組織され、それぞれ必要な職員を配置している。

総務部総務課は、理事会・評議委員会、法人全体の人事、労務、庶務、人材育成・研修に関すること、各種会議・行事に関すること等を分掌し、総務部企画広報課は、中・長期事業計画、募集・広報活動等に関すること等を分掌する。

経理部（経理課）は、予算及びその執行、決算、補助金・助成金に関すること等の経理

全般を、また管財部は、法人の建物、土地など不動産全般に関する事、スクールバスや収益事業に関する事等を分掌する。監査室は、法人内の内部監査及び外部監査に関する事等を分掌する。これらの事務分掌は「事務分掌規程」に定められ、権限の適切な配分と責任の明確化に配慮した効果的な業務執行体制を構築している。【資料 3-5-1】

一方、大学の事務組織は、事務局長の下に総務課、学務課、進路支援課、入試広報課の4課体制となっており、これは大学院の事務組織も兼ねている。各課の事務分掌は「大学事務組織及び事務分掌規程」により明確に示され、各課長への権限委譲も行われており日常業務は円滑に執行されている。なお、業務の見直し・改善に努めるとともに、システム化による効率化を適宜進めている。【資料 3-5-2】

また、教職協働に関しては、経営企画、教学組織への実質的参画に向けて着手した段階であり、事務職員の更なるスキルアップが必要である。また近年、障がいをもつ学生等、修学上特別な配慮を要する学生が大幅に増加しており、専門職員の増員等、支援体制の改善が急務となっている。事務職員の配置は以下の通りである。

○事務職員配置状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

課 名	正規職員	契約職員	臨時職員	臨時職員の内容
総務課	10	2		
学務課	10	1	2	修学支援、一般事務
進路支援課	4			
入試広報課	4		1	一般事務
情報基盤センター	1			
心理相談センター		1		
発達支援センター		1		
合 計	29	5	3	

なお、学則第 14 章に規定する附属施設（図書館及び 8 センター）のうち、図書館には総務課職員（司書含む）を配置している。各センターの所掌は、生涯学習センター、心理相談センター及び発達支援センターは総務課、情報基盤センター、学生支援センター、共通教育センター、地域協働センター及び教職センターは学務課、学則第 65 条に規定する保健センターは学務課、学則第 65 条の 2 に規定する進路支援センターは進路支援課となっている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人本部における業務執行の管理は、事務局長のもと、隔週ごとに開催される「部長会」「部課長会」により行われ、最終的には法人全体の業務執行として理事会が管理している。

大学における業務執行の管理は、事務局長のもと、毎月 1 回全事務職員が参加する「定例会」、隔週開催される「課長会」において、各課からの報告や相談により適切に行われているほか、日々の業務の中で随時機動的に行われている。中期事業計画のアクションプランとして策定される各年度の事業計画に基づく業務執行については、それぞれの部署の管

理者が随時執行状況を確認すると共に、その進捗状況を半期ごとに5段階（A～E）で評価し、具体的に検証している。【資料 3-5-3】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

法人本部では、長期経営計画（2010-2015）の中で「個人力の強化」を基本計画の一つに掲げ、毎年度策定する「人事基本方針」においても人材育成の強化を掲げている。本部総務部ではこの方針に従い、事務職員を対象にした学内研修会の実施、学外セミナー等への派遣、自己啓発の推進により職員の意識変革と資質向上に重点的に取り組んでいる。【資料3-5-4～6】

平成25(2013)年9月には、「事務職員の新たな役割」の構築に向けた人材育成方針と新研修体系、マンパワー創出に向けた「業務改善の推進」をテーマとした管理職研修会も開催された。【資料3-5-7】

大学でもその方針に従い、法人本部が主催する各研修会に事務職員を参加させると共に、大学独自の「教職員合同研修会」を毎年実施している。【資料 3-5-8】

また、外部の研修会へも積極的に参加させており、平成 25(2013)年度は中核的人材養成を目的とした私学事業団主催の「私学スタッフセミナー」をはじめ 35 回の研修会派遣を行った。参加後は、定例会等において研修報告が行われ情報の共有化が図られている。【資料 3-5-9】 研修会における先進大学の事例研究や、研修参加者との交流を通じ、進路支援プログラムの充実や（基準項目 2-5 を参照）、障がい学生支援の向上（「志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針」の制定など、基準項目 2-3 参照）等に成果が現れている。

○平成 25(2013)年度：主要研修会等

行 事	開催日	参加数	内容等
学園：事務職員等全体研修会	8 月 21 日	20 名	
学園：階層別（管理職）研修	9 月 13 日	6 名	
大学：教職員合同研修会	9 月 11 日	全員	
大学：定例会	毎月第 1 木曜日	全員	外部研修会報告

また、人材育成を目的とした事務職員の人事考課を年 2 回実施している。直属の上長の育成面接による課題・目標の設定に始まり、日常の指導・助言を経て最終的な自己評価と最終評価を行っている。各設置校の評価結果は、法人本部の審査委員会により検討され、最終的には理事長の決裁を得て昇格・昇給に反映させている。【資料 3-5-10】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

各課の所掌業務は円滑に遂行されているが、学生支援や経営企画業務など、今後ますます重要性が高まる業務への人員の効果的再配置のために、ICT 活用などによる業務効率化の余地がある。ここ数年、法人設置の情報ネットワーク統括室による、計画的かつ段階的なシステムのインフラ整備が進められており、今後はこれを活用した一層の業務効率化を

図っていく。

一方、人的課題としては、激しく変化する社会に柔軟に対応し、中核となって大学改革を実行していくことのできる事務職員の育成が不可欠である。そのためには、長期的視点に立った「人材育成プログラム」が不可欠であり、法人本部と連携しながら策定していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人志學館学園は、既述のとおり、その使命・目的実現に向け「長期経営計画」「中期事業計画」さらにはアクションプランとしての「事業計画」を毎年度策定し、着実に遂行している。そして、これらの事業計画を円滑に推進していくために相互に密接に関連した財務計画が策定され、堅実に執行されている。特に、大型の設備投資案件等については、「学園施設設備投資4か年計画」などの中長期的な財務計画が理事会承認の基に策定・実行されている。【資料 3-6-1】

また、志學館学園では、事業計画の進捗管理や財務の収支バランス確保の観点から、毎年度、理事会承認を経て「予算編成方針」を策定し、全設置校に通知している。各設置校では、この方針の基で、それぞれの「事業計画」推進に向けた予算案を策定の上、法人本部経理部に対し具体的な説明と予算獲得の折衝を行なっている。法人本部は各設置校からの予算要求を調整、取り纏め、最終的には理事会承認の基に学園全体の予算として組成し、部門予算として各設置校に配分している。

このように、「事業計画」「財務計画」「予算」は密接に相互に関連しており、適切な財務運営が行われている。【資料 3-6-2～3】

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

志學館学園では、「長期経営計画（2010-2015）」の中で、基本計画の一つに「財政基盤の確立」を掲げ、法人本部、設置校が一体となって財務内容の改善に取り組んできた。

財務計画に裏打ちされた大学・短大のキャンパス移転などの事業推進により、財務運営の基となる大学及び学園全体の学生数は順調に増加している。【表 3-6-A】

(単位:人)

【表 3-6-A】 学生数の推移

	平 21 年度	平 22 年度	平 23 年度	平 24 年度	平 25 年度
大学部門	880	911	1,065	1,146	1,224
学園全体	3,031	3,142	3,228	3,216	3,318

平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度の帰属収支差額累計の実績額は、長期経営計画における 833 百万円の目標に対し 1,214 百万円と大幅に超過し、安定した財務基盤の構築に向け順調に推移している。【表 3-6-B】

【表 3-6-B】 帰属収支差額の推移

(単位:千円)

	平 21 年度	平 22 年度	平 23 年度	平 24 年度	平 25 年度
大学部門	△102,327	△46,812	189,541	205,689	331,772
学園全体	316,561	△199,326	396,466	427,875	391,860

※平成 22 年度は、会計基準変更に伴う退職給与引当金 100%一括繰入。

この結果、貸借対照表関係比率における「自己資金構成比率」や「基本金比率」の改善に見られるように、安定した財務基盤が確立されてきている。【データ編 表 3-7】

文部科学省の定量的経営判断でも、本学園は「A2」の「正常状態」という判定である。

【資料 3-6-4】

なお、平成 26(2014)年度は旧霧島(隼人)キャンパス(運用財産)の売却に伴い、管理経費 83 百万円の支出が削減されることにより、更なる財務基盤の安定が図られる見込みである。【資料 3-6-5】

収支バランスに関しては、人件費比率、教育研究経費比率では全国平均に比べ改善の必要性はあるものの、管理経費比率、帰属収支差額比率については全国平均よりも良好な水準であり、総体的には適正なバランスが確保されている。【表 3-6-C】【表 3-6-D】

【表 3-6-C】 消費収支関係推移表 (大学部門)

(単位:千円)

科 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
帰属収入合計	1,027,671	1,106,312	1,219,586	1,252,120	1,374,956
(内学生生徒納金)	757,964	790,168	938,285	1,000,084	1,051,918
(内補助金)	174,527	237,295	190,581	210,212	225,199
消費支出合計	1,129,998	1,153,124	1,030,045	1,046,431	1,043,184
(内人件費)	707,472	685,213	651,984	654,038	656,234
(内教育研究経費)	325,240	349,025	291,375	296,521	294,372
(内管理経費)	85,565	97,345	80,644	79,963	86,104
帰属収支差額	△102,327	△46,812	189,541	205,689	331,772
人件費比率	68.8%	61.9%	53.5%	52.2%	47.7%
教育研究経費比率	31.7%	31.6%	23.9%	23.7%	21.4%
管理経費比率	8.3%	8.8%	6.6%	6.4%	6.3%

志學館大学

帰属収支差額比率	△10.0%	△4.2%	15.5%	16.4%	24.1%
減価償却額	135,516	124,784	92,637	94,355	96,197

※平成 23(2011)年度は、大学移転に伴う基本財産（大学）から運用財産（法人）への変更により、大学の教育研究経費比率、管理経費比率、減価償却額が大きく低下した。

※平成 24(2012)年度大学部門（医歯系法人を除く）財務比率の全国平均

人件費比率 49.2%、教育研究費比率 33.2%、管理経費比率 7.2%、帰属収支差額比率 9.2%（平成 25 年度版「今日の私学財政」（大学・短期大学編）より）

【表 3-6-D】消費収支関係推移表（学園全体）

（単位：千円）

科 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
* 帰属収入合計	3,379,664	3,500,822	3,516,744	3,530,758	3,633,199
（内 学生生徒納付金）	2,291,410	2,384,725	2,481,220	2,452,917	2,500,209
（内 補助金）	754,170	799,793	743,506	781,981	809,643
* 消費支出合計	3,063,103	3,700,149	3,120,277	3,102,883	3,241,339
（内 人件費）	2,021,430	2,600,431	1,989,681	2,010,775	2,075,287
（内 教育研究経費）	751,336	761,812	736,536	737,486	827,500
（内 管理経費）	227,925	274,740	301,682	324,395	321,663
* 帰属収支差額	316,561	△199,327	396,467	427,875	391,860
人件費比率	59.8%	74.3%	56.6%	57.0%	57.1%
帰属収支差額比率	9.4%	△5.7%	11.3%	12.1%	10.8%
教育研究経費比率	22.2%	21.8%	20.9%	20.9%	22.8%
管理経費比率	6.7%	7.8%	8.6%	9.2%	8.9%
* 減価償却額	335,123	309,351	338,782	343,596	371,221

※平成 24(2012)年度大学法人（医歯系法人を除く）財務比率の全国平均

人件費比率 52.8%、教育研究費比率 31.2%、管理経費比率 9.2%、帰属収支差額比率 4.8%（平成 25 年度版「今日の私学財政」（大学・短期大学編）より）

財政基盤の確立に向けた外部資金導入の取組みについては、「補助金」「科学研究費」「寄付金」の獲得に、法人本部、各設置校が一体となって積極的に取り組んでいる。

経常費補助金については、学生数の増加とこれに伴う定員充足率の改善等により、交付額が増加傾向にある。特に平成 25(2013)年度は、大学において「私立大学等改革総合支援事業(タイプ 1)」に鹿児島県で唯一採択され、更なる大学教育の質的転換に向けた財政支援として大きく寄与した。【資料 3-6-6】

また、競争的補助金でも、大学においては平成 24(2012)、25(2013)年度に文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」に採択され、2 年間で 35 百万円の交付を受けた。これにより平成 24(2012)年度は e ポートフォリオによる総合的学習支援体制が整えられ、平成 25(2013)年度はラーニングコモンズの整備によりアクティブ・ラーニングの環境充実を図ることができた。【資料 3-6-7】

大学の科学研究費については、若手教員が中心となって積極的に応募し、毎年度獲得さ

れており、多少の増減はあるものの研究活動の一助となっている。【資料 3-6-8】

寄付金については、学園ホームページを活用した広報等により募集活動を行っている。

本学園においては、寄付に係る税の控除は従来、特定公益増進法人として所得税控除制度のみであったが、平成 23(2011)年 12 月 9 日より 5 年間、文部科学省より法人として税額控除に係る証明を受けた。【資料 3-6-9～10】

また、平成 24(2012)年 12 月に学校法人が地方公共団体から税額控除対象法人として包括指定されたことにより、個人県市民税（県 4%、市 6%）の税額控除が認められ寄付者の負担はさらに軽減されることになった。これらのことから、平成 23（2011）年度以降の寄付金は、件数、金額ともに増加傾向にある。【表 3-6-E-③】

【表 3-6-E】 補助金等の内訳

① 補助金推移（大学部門） （単位：千円）

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備 考
経常費補助金	184,379	194,968	205,241	・ H23 未来経営戦略 推進経費 12,000 を含む ・ H25 改革総合支援事業 19,232 を含む
競争的補助金	6,030	15,100	19,829	H23（1 件）・H24（2 件）・ H25（1 件）

② 科学研究費・受託事業（研究）推移（大学部門） （単位：千円）

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備 考
科学研究費	9 件 / 6,227	5 件 / 2,626	7 件 / 7,046	研究分担者を含む
受託事業（研究）	2 件 / 1,080	1 件 / 330	1 件 / 550	

③ 寄付金推移（学園全体） （単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数（延べ）	69 件	186 件	201 件
受入金額	3,513	5,318	11,738

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 20(2008)年度から、中長期経営計画に基づいた事業推進に取り組んだ結果、平成 26(2014)年度には大学の学生数が開学以来、初めて収容定員を超過した。

しかしながら、鹿児島県の 18 歳人口の減少率、大学進学率は他県に比べて極めて厳しい状況であり、今後においても学生の安定的確保は財務面、経営面での最重要課題である。そのためにも、教育の質向上、修学・就職支援の充実、更には学生満足度の向上に向け、教育研究経費、教育環境・施設整備等への予算配分の拡大を積極的に行っていく。

大学の使命・目的を実現していくためには財務基盤の安定は不可欠であり、引き続き事業計画と一体となった適切な財務運営を行い、より一層強固な財務基盤を構築していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理に関しては、財務会計システムにより法人本部・各設置校間で会計処理データを共有するとともに、FB（ファームバンキング）による納付金等の即時資金移動により、設置校の会計処理をリアルタイムで法人本部が把握、チェックできる体制が整っている。

会計処理上判断に迷う場合は、契約監査法人、日本私立学校振興・共済事業団、所轄官庁（国・県・市）に相談のうえ適切に対応している。その結果、これまで国・県・市・税務署による監査・検査・調査において、特段の指摘を受けたことはない。

また、期中に当初予算外の収入・支出が発生した場合は、理事会承認の上、補正予算を編成し決算との乖離がないよう努めている。【資料 3-7-1】

資産運用については、資産運用規程に基づき、3月の理事会で翌年度の資産運用方針を定め、10月の理事会で期中報告、3月理事会で年度報告を実施している。【資料 3-7-2～3】

予算執行状況及び資金運用状況については、法人本部経理部から理事長に毎月報告され、適切にチェックを受けている。【資料 3-7-4】

なお、平成 27(2015)年度から学校法人会計基準が改定されるため、新会計基準に合わせた財務会計システムの変更など、円滑な移行ができるよう準備を進めている。

以上のとおり、会計処理に関しては、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）を遵守し、学校法人志學館学園「経理規則」および「経理規則細則」に則り、適正に処理している。【資料 3-7-5～6】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、「内部監査」「監事監査」「監査法人監査」による三様監査を実施している。

「内部監査」は本部監査室が統括し、会計監査に加え業務監査も行ない、総合的な見地から内部監査を実施している。毎年度末には内部監査報告会を開催し、理事長、常勤理事、監事へ監査結果を報告している。平成 25(2013)年度は、大学及び短大における補助金事務の錯誤を指摘し、是正、改善を促すなど、有効に機能している。【資料 3-7-7】

「監事監査」は監事 2 名により行われている。常務会、理事会等への出席により学園全体の業務内容を把握した上で関係書類の閲覧を随時行っている。

また決算監査最終日には、監査法人の監査に立会い意見交換を行なうなど、監査法人監査とも密接に連携しながら厳格な監査を実施している。【資料 3-7-8】

「監査法人監査」は、5人の公認会計士が年間40日間に亘り、会計を含むすべての業務の執行状況について、内部統制の観点から行うリスクアプローチ監査の手法で実施している。

法人及び各設置校において各種規程、会計帳簿、証憑書類、理事会の議事録及び現物等の点検を行なうと共に、理事長、理事、監事等から経営の現状、監事監査の状況について聴取するなど、法令に基づく厳正な監査を行なっている。【資料 3-7-9】

以上のように、「内部監査」「監事監査」「監査法人監査」は、それぞれが厳正な監査を実施すると共に、相互に連携し情報共有を行なうなど、三様監査として適切に機能している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き法令・規則に基づき、厳正な処理を行なっていくと共に、ICTを活用した会計ワークフローの導入など、更なる業務効率化を図っていく。

会計監査については、三様監査の一層の連携・充実を図るとともに、特に内部監査における監査担当職員の監査スキルの向上を図ることで、より一層監査の実効性をあげていく。

【基準3の自己評価】

大学及びその設置者である法人の管理運営体制は、「寄附行為」及び「管理及び運営に関する規則」並びに関係規定に照らし適正に整備され、かつ、適正に機能しており、経営の規律と誠実性は保たれている

法人における「理事会」及びそれを補佐する諸機関は、戦略的意思決定のために有効に機能している。また、大学における「運営会議」「教授会」等、意思決定の体制や組織は適切な規模、構成を有して整備されており、学長のリーダーシップも適切に発揮されている。法人と大学及び教学部門と管理部門のコミュニケーションは円滑に行われ、十分な意思疎通の下で必要な施策決定、事業推進が行われており、ガバナンスの機能において特段の支障は生じていない。

平成21(2009)年度に策定された「長期経営計画(2010-2015)」、それに基づく3年間の「中期事業計画」、さらに年度毎の「事業計画」は、各設置校のそれぞれの部署においてPDCAサイクルにより継続的に遂行され、着実に実績を上げている。業務執行体制も過不足なく構築され、使命・目的の達成のため日々それぞれの職務が遂行されている。今後、教職協働により持続的な大学改革を支えていくため、事務職員のさらなる資質・能力の向上に努めていく。

財務については、大学及び短大のキャンパス移転が功を奏し、学生・生徒・園児数が増加した結果、より強固なものになりつつある。文部科学省の「定量的な経営判断指標」に基づく経営状態の判定では「A2」の「正常状態」である。

しかし、鹿児島県の少子化の進展は全国平均以上に早いため、経営部門・教学部門が連携して、学生の安定的確保に向けた取り組みを引き続き実施していく。(基準項目 2-1 を参照)

会計処理及び会計監査については、学校法人会計基準及び私立学校法に則り適切に行なわれており問題はない。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の自己点検・評価については、学則で次のように定めている（第 2 条）。【資料 4-1-1】

本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条〔第 1 条—註〕の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、教育研究の改善に努める。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項の規定に基づき、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項について「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

本学大学院の自己点検・評価については、大学院学則で次のように定めている（第 3 条）。

【資料 4-1-2】

大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項の規定に基づき、大学院の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

法人には、「自己点検・自己評価に関する規程」（平成 4(1992)年 11 月 1 日から実施、現在の規程は平成 25(2013)年 6 月 1 日施行、以下「法人の点検・評価規程」という。）が

あり、「基本理念」として次のように定めている（第2条）。【資料4-1-3】

点検・評価を行うときは、学校教育法に定める大学・短期大学の目的及び設置基準を遵守するとともに、学校法人志學館学園（以下「学園」という。）建学の精神及び各大学の教育理念・教育目標を体するものとする。

2 点検・評価の結果は、各大学の教育環境の充実改善及び教育・研究水準の向上に資するものとする。

以上のように規定上明記されており、大学、また学園においても使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検を行っている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学には、法人の点検・評価規程に基づく自己点検・評価に係る細則として「志學館大学自己点検・評価に関する運用規程」（以下「運用規程」という。）があり、【資料4-1-4】自己点検・評価の実務は、学長が委嘱する「自己点検・評価プロジェクト」（平成17(2005)年から設置）が担当している。毎年行う自己点検・評価の結果については、「自己点検・評価プロジェクト」が報告書の原案を作成し、それを「点検・評価委員会」で検討し、教授会でパブリックコメントを求め最終的に運営会議で決定したものを法人（理事会のもとに置かれる「学園総括点検・評価委員会」）に提出する、という方式で行っている。

このように本学においては、学則をはじめとする諸規程に基づき、適切な体制を整えて、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を定期的に行っている。学内の自己点検・評価の統括部署を運営会議とするとともに、自己点検・評価の実務を担当する「自己点検・評価プロジェクト」には、運営会議を構成する役職者を加えるなど【資料4-1-1～5】、自己点検・評価の結果を教育改善の向上に役立てるための恒常的・機能的体制を構築している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価は、年度ごとに行われている（1年1回）。本学における本格的な自己点検・評価の取り組みは、平成13(2001)年6月から開始され、平成15(2003)年3月に、『平成11～13年度 志學館大学の現状と課題 自己点検・評価報告書』（A4判総計301ページ）としてまとめられた。【資料4-1-6】その後、学外の有識者5名に委嘱して「外部評価委員会」を設置し、この報告書を資料として評価が行われ、『志學館大学 外部評価報告書』（平成15(2003)年11月）が作成された。【資料4-1-7】この報告書には、現在でもなお参考になる指摘や意見等が盛り込まれている。

本学は、平成19(2007)年度以降、学校教育法第109条に定める認証評価機関である日本高等教育評価機構（現在は公益財団法人）の大学評価基準に沿って点検・評価を行い、平成20(2008)年度には同機構による認証評価を受審し、保留の判定を受けたので、指摘された事項について必要な改善を行い、平成22(2010)年度に再評価を受けた結果、平成23(2011)年3月25日付けで、「機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。

認定期間は、平成20(2008)年4月1日から平成27(2015)年3月31日までとなる。【資料4-1-8】平成26(2014)年度には、再び同機構による認証評価を受審する。

平成13(2001)年度より開始した自己点検・評価は、現在では毎年1回行っていることから、周期については適切であるといえる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の体制及び周期等については、実務上特段の問題は発生していないことが、平成 22(2010)年度及び平成 23(2011)年度の自己点検・評価において確認されている。

【資料 4-1-9、10】自己点検・評価作業は円滑に行われているが、平成 24(2012)年度の自己点検・評価において、規定と実態を照合した結果、平成 25(2013)年度中に、自己点検・評価に関する諸規程（「法人の点検・評価規程」及び「運用規程」等）に関し、現状に合わせて見直しを行うことが提言された。【資料 4-1-11】法人の点検・評価規程については、法令上の文言と齟齬が生じていたため、平成 25(2013)年 6 月 1 日付で一部改定された。【資料 4-1-12】このことを踏まえて、平成 26(2014)年度には、学内の運用規程等を改めて精査する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、平成19(2007)年年度以降、日本高等教育評価機構の大学評価基準に沿って点検・評価を行ってきており、それは当然ながらエビデンスに基づいた透明性の高いものである。これまでの自己点検・評価報告書（下記4-2-③に示す各種報告書）から窺えるように、本学における自己点検・評価にあたっては、現状把握のために必要な調査やデータの収集及び分析が行われると共に、根拠となるエビデンスが提示され、その上で点検・評価が行われてきたとすることができる。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価の際に必要な《現状把握のための調査・データの収集と分析》に関しては、これまでも学内各部署の理解と協力が得られており、スムーズに行われてきた。

今後より一層効率的かつ日常的にデータを収集・分析する体制を整えるため、IR室の機能強化や紙ベースの資料の電子データ化などに取り組んでいく予定である。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学における自己点検・評価の結果は、報告書にまとめられて教授会に報告され、また平成20(2008)年度以降は、大学ホームページ上でも公開しているため、誠実な対応がなされていると評価している。現在ホームページ上で公開されている報告書は以下の通りである。本評価書も、大学ホームページ上で公開する予定である。

(ア) 学内の自己点検・評価報告書【資料4-2-1】

- 『平成20年度 志學館大学自己点検評価報告書』（平成21年3月）
- 『平成21年度 志學館大学自己点検評価報告書』（平成22年5月）
- 『平成22年度 志學館大学自己点検評価報告書』（平成23年5月）
- 『平成23年度 志學館大学自己点検評価報告書』（平成24年6月）
- 『平成24年度 志學館大学自己点検評価報告書』（平成25年6月）

(イ) 認証機関に提出した自己点検・評価報告書【資料4-2-2】

- 『志學館大学 自己評価報告書・本編 [日本高等教育評価機構]』（平成20(2008)年6月）
- 『平成22年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編（再評価） [日本高等教育評価機構]』（平成22(2010)年6月）

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、エビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価が行われてきた。また学内の各部署も、それぞれ必要なデータに基づいて日常業務を行っている。ただし、多くのデータが紙資料で保存されていることから、それらの情報が他の部署にも十分に共有されているか、という点に関しては改善の余地がある。したがって、データを必要に応じて円滑に共有できる体制を構築することが、今後の課題である。

これらの課題を解決するため、IR室の設置や教務システムの見直しを行っており、今後はより一層データに基づいて業務を行うということを大学全体の《文化》としてさらに浸透させてゆく。そのことが、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表についても好ましい影響をもたらすと考える。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

平成 24(2012)年度の自己点検・評価においては、《本学において自己点検・評価の結果がどのように活用されているのか》という問題意識を重視し、前年度の結果が活用されているかどうかを検証するため、平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書に示された改善・向上方策についての取り組みに焦点を絞って自己点検・評価を行った。これは初の試みであり、結果的には、「改善・向上方策（将来計画）」に提示されたほとんどの項目について、関連する部署が何らかの形で検討を行っており、改善につながったものも少なくないことを確認することができた。【資料 4-3-1】

平成 22(2010)年度の『自己点検・評価報告書』にあるとおり、《「改善・向上方策（将来計画）」に記載された項目については、自己点検・評価プロジェクトで整理を行い、改革推進会議でその実施について検討し、運営会議に具申する》という流れが定着している。【資料 4-3-2】たとえば、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しでは、《自己点検・評価での改善向上方策→運営会議で確認→学長から改革推進会議に諮問→推進会議内の WG で検討→改革推進会議で確認→学長へ答申→運営会議→教授会》という手順を踏んだ（基準項目 1-3 の(2)の 1-3-③で既述）。

平成 25(2013)年度については、「平成 24 年度志學館大学自己点検評価報告書」（平成 25 年 6 月）における各基準項目の「改善・向上方策」を自己点検・評価プロジェクトで整理した後、運営会議で担当部署を割り当てて検討し、その結果を「平成 24 年度自己評価・報告書における改善・向上方策（将来計画）に対する対応」として集約した。【資料 4-3-3】最終報告に至る経緯は次の通りである。

①運営会議で改善向上方策及びそれぞれの担当部署の割り当て案作成（平成 25(2013)年 9 月 25 日）

②合同教授会で原案を説明・意見聴取（同年 10 月 2 日）

③運営会議で決定（同年 10 月 9 日）

④各部署で検討・対応、中間報告提出（平成 26(2014)年 1 月 24 日まで）

⑤自己点検・評価プロジェクトで取り組み状況の中間報告を整理（同年 1 月 29 日）

※「改善向上方策への取り組み」を自己点検・評価

⑥運営会議で取り組み状況の最終報告案について検討（同年 4 月 23 日）

⑦合同教授会で報告・確認（同年 5 月 7 日）

このように、自己点検・評価の結果は、教育研究及び管理の改善に活用されている。すなわち、自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルの仕組みは構築されているとすることができる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果を活用するためのPDCAサイクルの仕組みは整っていると評価できるが、もちろんさまざまな事情により、改善向上方策のすべてが実現できるわけではない。そこで、PDCAサイクルをより有効に機能させるために、運営会議のリードにより、大学全体として、不断の努力を継続する。また、法人の長期経営計画に基づく大学の事業計画については、その達成度を半期ごとに検証しているところであるが（基準項目3-1及び3-5を参照）、この事業計画におけるPDCAサイクルの仕組みと、自己点検・評価のPDCAサイクルの仕組みの関係性について整理し、共通認識を確立しておかなければならない。因みに、平成25(2013)年度から27(2015)年度に至る3年間の中期事業計画(計画フォーム)では、中期事業計画の「計画項目」ごとに、それに対応する「第三者評価の評価基準」が示された。【資料4-3-4】また「中期事業計画(管理表)平成25年度進捗状況(最終)」にも、「第三者評価の評価基準」の欄が設けられている。【資料4-3-5】これらを手がかりとして、以上2つのPDCAサイクルのあり方については、引き続き自己点検・評価プロジェクトで議論するとともに、運営会議でも検討を行うこととする。

【基準4の自己評価】

これまで本学は、自己点検・評価や事業計画の達成度チェック等を通じて、教育・研究の見直しを適宜行ってきた。これらは、大学の使命・目的に即した自主的・自律的なものであり、体制・周期共に適切であると言える。また、評価にあたってはエビデンスに基づき、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表は適切に行っている。さらに学園の長期経営計画や大学の教育改革案の策定に自己点検・評価の結果が活用されていることから、PDCAサイクルの仕組みは確立されているといえる。

今後も、自己点検・評価に基づくPDCAサイクルをさらに充実させることによって、より一層教育・研究の改善・向上に努めてゆく。具体的には、「第二次教育改革」（「志學館大学第二次教育改革基本方針」平成25(2013)年7月3日）に全学あげて取り組むことになる。これについては、学長が『年頭所感』（平成25(2013)年1月4日及び平成26(2014)年1月8日）を發して、今後の方向性を示している。

また、学園の第三次経営計画も平成27(2015)年4月1日に策定予定であることから、これからの中・長期的な学校運営においても、自己点検・評価の結果を活かしていきたい。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 地域貢献の実施体制

《A-1 の視点》

A-1-① 組織の種類及び人員の配置

A-1-② 事業内容の決定及び運営の体制

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 組織の種類及び人員の配置

大学は、教育基本法や学校教育法により、その教育研究の成果を広く社会に提供することによって社会の発展に寄与するとされている。志學館大学は、平成 26(2014)年 5 月現在で 2 学部の専任教員と事務局職員を合わせても 100 名に満たない小規模大学であるが、教育目的のひとつに「社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える」を掲げ、これまで平成 11(1999)年に鹿児島県内の大学として初めて生涯学習センターを設置したほか、平成 16(2004)年には心理相談センターを設け、鹿児島市内にキャンパスを移転した平成 23(2011)年には発達支援センターを発足させるなど、大学としての専門性を活かした組織的な地域貢献体制を積極的に構築してきた。さらに平成 25(2013)年度は、地域貢献に関する 4 番目の附属施設となる地域協働センターを設置し、学生や教職員によるボランティア活動を組織的に支援するための体制を整えた。図書館も地域への施設開放や所蔵文献の貸し出しなどを通じて、地域貢献活動に取り組んでいる。

平成 11(1999)年 11 月に鹿児島県内の大学で初めて設置された生涯学習センターは、本学の教育機能を地域にも開放することにより地域社会の学習ニーズに応え、また生涯学習に関する研究を行い、地域の生涯学習の推進に資することを目的としている。同センターは、センター長、センター推進員、事務局総務課長、事務職員からなり、平成 25(2013)年度はセンター長を法学部の教授が兼務し、センター推進員は人間関係学部と法学部の計 8 名の教員が学長任命により兼務した。センター推進員以外の教員も、同センターの企画立案による公開講座などの講師を務めているほか、通常の講義を地域に公開する共修講座を提供している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

平成 16(2004)年 4 月に設置された心理相談センターは、平成 12(2000)年 6 月の大学院設置準備委員会の設置と同時期に開設された心理相談室を改組する形でスタートし、平成 17(2005)年 4 月に大学院心理臨床学研究科が開設されてからは大学院生の実習機関としての機能も果たしている。心理的諸問題を持つ地域の人々の心身の健康の維持と促進を援助することを目的とし、あわせて学生の臨床実習や教員及び地域の学外者の研究、研修の場を提供することを目的としており、具体的には学内外者（本学学生を除く）を対象とした

心理相談活動のほか、地域の臨床現場の従事者に対するコンサルテーション、各種研修機会の提供などを主な業務としている。同センターは、センター長、主任、相談員、委託相談員、事務職員、顧問からなり、センター長は大学院心理臨床学研究科の研究科長が、また主任は同研究科の教授がそれぞれ兼務している。相談員については、平成 25(2013)年度は同研究科の教員計 8 名と臨床心理士の資格を持つ同センター事務職員 1 名、発達支援センター事務職員 1 名が兼務した。委託相談員については、平成 25(2013)年度は同じ学校法人志學館学園の設置校である鹿児島女子短期大学の講師など臨床心理士計 3 名に委嘱された。顧問は、外部の精神科医 1 名に委嘱された。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

発達支援センターは、平成 23(2011)年 4 月に志學館大学が鹿児島新キャンパスに移転した際に同時に開設された施設で、発達障害などを抱えた子どもから、成人、高齢者に至るまで生活に様々な困難を持つ当事者や、家族、地域に対して予防的、心理臨床学的な支援活動を行うことを目的としている。同センターは、センター長、主任、支援指導員、委託支援指導員、事務職員、顧問からなり、心理相談センターと同様、大学院生の心理臨床実習や、教員および学外者による研究、研修の場としても機能している。センター長と主任、支援指導員は、やはり心理相談センターと同様に心理臨床学研究科の教員が兼務している。委託支援指導員については、平成 25(2013)年度は外部の臨床心理士 2 名に委嘱した。【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

心理相談センターと発達支援センターについては、平成 25(2013)年 6 月にまとめられた「平成 24 年度志學館大学自己点検・評価報告書」のなかで、スタッフが限られた状態でこのまま利用者の増加傾向が続いた場合、心理相談や発達支援の質をどう維持していくか、また大学院生の実習機関としての教育水準や研究機関としての水準をどう維持していくかが課題になると指摘されている。【資料 A-1-8】

この点については、今現在の相談や支援の水準に問題が出ているというわけではないものの、両センターでも既に平成 24(2012)年度より検討が重ねられている。同年 8 月の両センター合同運営会議では、相談や支援の受付待ち期間をこれまでの 1～2 週間から 1 か月ないし 1 か月半に延長することが承認され、同年 10 月の会議では電話受付時間についてもそれまでの 9 時～17 時から 10 時～16 時に短縮することで、増加を抑え、大学院生の指導の時間を確保することが承認されていた。【資料 A-1-9】

さらに自己点検・評価報告書の指摘も踏まえ、平成 25(2013)年 7 月の両センター合同運営会議では、「大学院生教育・臨床研究・地域貢献からみた両センター業務の適正化に向けて」と題された指針が出され、承認された。指針では、これまでの対応策に加え、電話回線をさらに 2 回線から 1 回線に減らし、10 時～13 時を心理相談センター対応、13 時～16 時を発達支援センター対応とすることや、これまで 60 分に 1 ケースだった枠を 90 分に 1 ケースへと変更すること、インテーク時（初回面接時）に終結時期について最長 1 年間あるいは 20 回という目安を提示することが盛り込まれた。また、大学院生の実習の質を維持する観点から、規程に基づき大学院生の位置づけをセンタースタッフではなくカリキュラムの範囲内での実習生であることを再確認するとともに、電話受付業務はこれまでの 300 時間超から、200 時間程度を目安とすることが決められた。担当するケース数も、これまでの「10 ケースないしそれ以上」から、「5 ケースないしそれ以上」に減少させることとされた。加えて長期的な方針として、大学院教育と臨床研究、地域貢献というそれぞれ

れの観点からセンターが本来果たすべき役割を再考し、センターで継続するケースを厳選するほか、さらなるリファーマ（紹介）先を確保していくことも盛り込まれた。【資料 A-1-10】
【資料 A-1-11】

こうした対応の結果、平成 23(2011)年度に両センターで 200 件を超えていた新規ケースは、平成 24(2012)年度には 130 件に落ち着き、平成 25(2013)年度も 135 件で推移した。大学院生の電話受付時間数についても、平成 24(2012)年度の修士課程 2 年生が 300 時間を超えていたのに対し、平成 25(2013)年度はほぼ 272 時間に減少しており、修士課程 1 年生も昨年同時期の院生に比べ平均で 40 時間以上減少した。外部の関連機関と連携してケース治療にあたる場合については、連携した事実を記録として残しておくための記録簿を作成するなど、体制の整備も進められた。【資料 A-1-9】

各センターのこれまでの地域貢献事業が、主として学外の地域の住民に大学を開放し、本学の施設や教育研究機能を利用してもらう形であったのに対して、地域貢献に関わる 4 番目の附属施設として新たに平成 25(2013)年度に設置された地域協働センターは、主に学内の学生や教職員が外部の地域社会に出て貢献、参画することを促す点が特徴となっている。同センターは、センター長、センター員、事務局の総務課長と学務課長などからなり、平成 25(2013)年度は人間関係学部の教員がセンター長を務め、センター員には両学部の教員 3 名が兼務した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】

図書館も、学則などに基づく志學館大学図書館規程により、教職員や学生の研究、教育などの目的に差し支えない範囲で、地域の住民に対して施設や所蔵資料を開放するとされている。平成 25(2013)年度は、図書館には図書館長、事務局総務課長のほか、専任の係長、司書などが置かれた。また、平成 25(2013)年度も前年度に引き続き両学部の学生計 5 名をアルバイトとして雇用し、地域開放などに伴う業務量の増大や学内外の利用者増加に対応する体制をとった。【資料 A-1-1】【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】

以上のように、地域貢献活動を組織的に担う附属施設としては、生涯学習センター、心理相談センター、発達支援センター、地域協働センターの 4 センターが設置され、図書館も地域開放を進めている。人員配置については、平成 25(2013)年度は、生涯学習センターにセンター長を含め教職員計 11 名が配置され、心理相談センターと発達支援センターにはセンター長や主任を含め教員計 10 名が配置された。心理相談センターと発達支援センターにはこのほか、受付や事務などを担当する臨床心理士の専任職員も 1 名ずつ配置された。地域協働センターには、センター長を含め教職員 6 名を配置し、図書館には専任の職員に加え学生アルバイトを配置して地域開放に対応した。志學館大学は、冒頭に述べたように専任の教職員あわせて 100 名にも満たない比較的小さな大学であるが、地域貢献のための機関の種類及び人員配置については、本務である大学教育との両立を保ちつつ、できる限りの配慮がなされていると評価できる。

A-1-② 事業内容の決定及び運営の体制

生涯学習センターの事業内容は、学則などに基づき定められた志學館大学生涯学習センター規程により、センター長とセンター推進員で構成されるセンター会議によって決定されている。同規程は、センター長の推進員に対するリーダーシップを認める一方で、事業の企画立案などについてはセンター会議で行うとしており、事業内容の決定にあたっては

一面的な判断に陥らず、多様な観点から課題や問題点等をくみ上げ、検討する仕組みとなっている。平成 25(2013)年度は、計 6 回のセンター会議が開かれ、全体的な事業方針のほか、各事業の日程や内容を決定調整し、センター推進員の事務分掌などが協議された。【資料 A-1-2】

心理相談センターの運営については、同じく学則などに基づき定められた志學館大学心理相談センター規程により、センター長の統括のもと、主任が業務を処理し、所属職員を指揮監督すると定められている。一方で、予算や委託相談員の選考、その他運営に関する事項については、センター長、主任、相談員、および大学事務局長で構成されるセンター運営会議で決定され、独断的な人事や、予算、事業の執行などは、やはりできない体制となっている。センター長が必要と認めるときは、センター運営会議構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くこともできる。平成 25(2013)年度のセンター運営会議は、9 月を除き毎月 1 回、発達支援センターと合同で開催された。なお、規程により、相談員などセンターの業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならないとする守秘義務が課されている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-4】

発達支援センターは、センター長の統括のもと主任が業務を処理し、所属職員を指揮監督する一方で、心理相談センターと同様に、予算や委託支援指導員などの選考、その他運営に関する事項については、センター長、主任、支援指導員、大学事務局長で構成されるセンター運営会議の合議で決定される。議長であるセンター長が必要と認めるときは、同じくセンター運営会議の構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。平成 25(2013)年度のセンター運営会議は、前述の通り毎月 1 回、心理相談センターと合同で開催された。発達支援センターも規程により、センターの業務に携わる者は業務上知り得た秘密を厳守しなければならないとする守秘義務が課されている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-6】

地域協働センターの運営体制については、生涯学習センターなどと同様、学則などに基づき定められた志學館大学地域協働センター規程により、同センターに置かれた運営会議が各種事業の内容などを審議している。平成 25(2013)年度のセンター運営会議は、計 8 回開かれた。【資料 A-1-12】

地域協働センターに関しては、平成 24(2012)年度の自己点検・評価報告書で、同センターと生涯学習センターは、ともに地域活動を展開する附属施設であることから事業内容に重なりが出ないように役割や機能を整理する必要があると指摘されていた。この点については、地域協働センター発足直後の平成 25(2013)年 4 月に開かれた地域協働センター運営会議の第 1 回会議で、主に学生が行う地域ボランティア活動などの支援は地域協働センターが行い、教職員による地域住民等を対象にした生涯教育の提供などは生涯学習センターが担当することが確認された。生涯学習センターでも、平成 26(2014)年 1 月のセンター会議で同様の分担が確認された。【資料 A-1-8】【資料 A-1-16】【資料 A-1-17】

また、地域協働センターについては、このほか同じ自己点検・評価報告書のなかで、他のセンターと異なりセンター規程にセンター長の指揮監督を定めた規定がない点が実際に活動を始めていく上で問題とならないかと指摘された。この件に関しては、平成 25(2013)年 7 月に開かれた地域協働センター運営会議で取り上げられ、学生の自発的なボランティア活動を支援促進するというセンターの趣旨や狙いなどを念頭にセンター長から、あえて指揮監督を定める明文規定は置かず、各センター員も自発的に自らが必要と考える取り組

みを実行していく姿勢が重要ではないかとの見解が示され、検討された結果了承された。実際に同センターは、次で見るように発足後1年間に実に数多くの事業を立ち上げ、活発に取り組んでおり、こうした活動の状況を考えると、センター長の指揮監督を定める規定についてはあえて設けないとの方針で、当面は問題ないと考えられる。【資料 A-1-18】

図書館については、運営にあたって学内の学術的な意見や教育的な配慮を反映し、多面的な検討を可能にする観点から、同じく規程により両学部教員などによる図書館委員会が設置され、予算などの重要事項について審議することとされている。平成 25(2013)年度は、図書館長、係長のほか両学部から計 3 名の教員が同委員となり、予算や決算などについて審議した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】

以上、事業内容の決定や運営についても、各組織とも学則などに基づく規程が整備されセンター長や主任などが置かれる一方で、事業の内容や予算、人事といった重要事項についてはセンター運営会議等の合議により合理的に決定、管理されるなど、バランスが取れた組織体制となっている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

心理相談センターと発達支援センターは、利用者の増加傾向への対応策をとった結果、新規ケース数の増加は抑制されたものの、継続件数については減少していないため、今後、指針で示された最長 1 年間あるいは 20 回とされた終結時期の目安を徹底していく必要がある。また、大学院生の担当ケース数を「10 ケースないしそれ以上」から、「5 ケースないしそれ以上」へと減少させる点については、平成 23(2011)年度修了生が平均 13.6 ケースだったのに対し、平成 24(2012)年度修了生の平均は 12.4 ケース、平成 25(2013)年度修了生の平均が 11.7 ケースで若干の減少は見られたが、未だ目標値には達していないことから両センターでさらに改善を図っていく。【資料 A-1-9】【資料 A-1-19】

地域協働センターと生涯学習センターは、前述のように主に学生が行う地域ボランティア活動などの支援は地域協働センターが行い、教職員による地域住民等を対象にした生涯教育の提供などは生涯学習センターが担当することが確認されたが、今後こうした整理で運用上の問題や利用者にとって不都合な状況が出ないか継続的に確認し、必要によっては両センターで柔軟に対応していく。なお、これまで生涯学習センターが所掌していた岐阜県への学生派遣事業は、対象者が学生であるため上記の整理に従い、平成 26(2014)年度以降は地域協働センターに移管する。【資料 A-1-16】【資料 A-1-17】

A-2 地域貢献の事業内容と施設等の利便性

《A-2 の視点》

A-2-① 事業内容の適切性

A-2-② 施設や設備の利便性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 事業内容の適切性

平成 25(2013)年度も、各センターによる地域貢献事業が幅広く展開された。

生涯学習センターは、例年通り平成 25(2013)年度も霧島市教育委員会と鹿児島工業高等専門学校との連携講座「ニューライフカレッジ霧島」を企画し、開講した。講座は、旧キャンパスが所在した霧島市内の国分公民館や鹿児島高専、鹿児島市内の本学を会場に同年 5 月から平成 26(2014)年 2 月まで全 10 回行われ、定員 70 名に対し 76 名の受講者が集まった。また、本学の通常の講義を地域に公開する「共修講座」については、受講申し込みの結果、前期 10 科目、後期 14 科目が公開され、前期は 21 名、後期は 31 名が受講した。鹿児島県の事業である「かごしま県民大学」との連携講座は 2 講座が開講され、6 月の「大人のための異文化理解講座（韓国宮廷料理講座）」には学内外の 23 名、9 月の「楽しい演劇入門」（全 2 回）には学内外の 10 名が受講した。鹿児島市の生涯学習プラザとの協働講座「よくわかる韓国語講座」は、5 月から 7 月まで全 10 回の講義が行われ、同じく学内外から 10 名の受講生が集まった。一方、「よくわかる中国語講座」は受講希望者が 1 名しか集まらず、残念ながら開講できなかった。学校や教育関係者、保護者などを対象にした「学校臨床セミナー」は 8 月に開講し、19 名が受講した。【資料 A-2-1】【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】【資料 A-2-4】

各講座の申込者数や登録者数の年度ごとの推移は、「ニューライフカレッジ霧島」の登録者数が、平成 22(2010)年度に 75 名、平成 23(2011)年度が 63 名でやや減少し、平成 24(2012)年度は 62 名、平成 25(2013)年度は前述の通り 76 名だった。「共修講座」の申込者数は、平成 22(2010)年度の前期 18 名、後期 20 名から、平成 23(2011)年度は前期 17 名、後期 25 名、平成 24(2012)年度は前期 23 名、後期 25 名と増加傾向にあり、平成 25(2013)年度は前期 21 名、後期 31 名と合計でのべ 50 名を突破した。「よくわかる韓国語講座」の申込者数は、平成 22(2010)年度が 9 名で、平成 24(2012)年度は 8 名、平成 25(2013)年度は 10 名とほぼ横ばいだった。「よくわかる中国語講座」は、前回の平成 23(2011)年度は 9 名の申込者だった。【資料 A-2-1】【資料 A-2-5】

「学校臨床セミナー」は、平成 22(2010)年度の受講者が 121 名だったのに対し、平成 23(2011)年度は 33 名と急激に減少していた。これは、教員免許更新制度が始まった影響や学校関係者を対象とした様々な研修が鹿児島県内でも増えてきたことなどが影響し、受講者が同セミナーに集中しなくなったためとみられる。平成 24(2012)年度は 19 名で、平成 25(2013)年度も前述の通り 19 名だった。なお、教員免許更新制度については、志學館大学も免許状更新講習を提供しており、平成 25(2013)年度は必修科目の講習に 91 名、選択科目の講習は鹿児島女子短期大学の教員が担当した 2 講習も含め計 6 講習が開かれ、のべ 129 名が受講した。【資料 A-2-5】【資料 A-2-6】

心理相談センターは、平成 25(2013)年度の来談件数が 138 件、総面接回数は 791 回に上った。同センターは、家族や自分自身の心の問題、職場のメンタルヘルスの問題などに対して臨床心理面接やプレイセラピーなどを行っており、これまで平成 21(2009)年度が来談件数 119 件、総面接回数 572 回、平成 22(2010)年度が来談件数 119 件、総面接回数 471

回で推移していたが、鹿児島市にキャンパスが移転した平成 23(2011)年度には来談件数 158 件、総面接回数 726 回、平成 24(2012)年度は来談件数が 123 件、総面接回数は 826 回に達していた。【資料 A-2-7】

前述のように、現在の相談の水準や研究教育の質を維持するために平成 24(2012)年度から対応を進めた結果、平成 25(2013)年度の心理相談センターの総面接回数は前年をやや下回り 800 回を切ったが、来談件数は再び増えており、地域のニーズが依然として大きいことを示している。関係機関からの紹介は、病院やクリニックなどの医療機関から 7 件、学校教育機関から 18 件、保健所などの相談機関から 5 件、県内の臨床心理士から 16 件、インターネットや新聞などの情報媒体から 14 件で、前年度以上に連携が拡充しており、地域の相談機関のセンター的な役割が期待されていることが窺える。【資料 A-2-8】

発達支援センターは、乳幼児、発達障害などの児童から成人、高齢者までを対象に、個別療育や集団療育、予防的観点からのメンタルヘルス事業などの支援を行っている。同センターの平成 25(2013)年度は来談件数は 121 件、総面接回数は 685 件、集団療育の参加人数は幼児期から思春期までの親子が計 332 名、成人が 38 名に上った。同センターが発足した平成 23(2011)年度は、来談件数が 79 件、面接回数が 378 件だったが、平成 24(2012)年度には来談件数が 119 件、面接回数が 713 回に跳ね上がっていた。平成 25(2013)年度は心理相談センターと同様に利用者急増への対応を進めた結果、面接回数はやや減少に転じたものの、来談件数については増加した。【資料 A-2-9】

発達支援センターへの地域の関係機関からの紹介は、病院やクリニックなどの医療機関から 6 件、学校教育機関から 16 件、保健所などの相談機関から 3 件、県内の臨床心理士から 3 件、インターネットや新聞などの情報媒体から 11 件など、やはり前年度以上に地域の関連機関との連携が拡充しており、心理相談センターと同様、地域の支援機関のセンターとしての立場が定着してきている。【資料 A-2-8】

心理相談センターと発達支援センターは、それぞれのセンター規程で心理相談や支援活動、学生の臨床実習などのほか、学外者の研究、研修の場を提供することも目的とされていることから、例年地域の心理関係者等を対象にした研修会なども実施している。平成 25(2013)年度は、講演と公開スーパービジョンを行う両センター合同研修会を 8 月に開き、外部機関や本学大学院修了生 56 名が参加した。この研修会には本学の関係者や大学院の学生計 37 名も参加しており、参加者総数は 93 名に上った。発達支援センターと鹿児島県こども総合療育センターやその他の外部機関からの参加者による研修会も、平成 25(2013)年 7 月と平成 26(2014)年 3 月に計 2 回開かれ、それぞれ学内外から 7 月には 35 名、3 月には 41 名が参加した。【資料 A-2-10】

一方、発足 1 年目の地域協働センターは、鹿児島市ボランティアセンターや NPO 団体等の協力を得て、地域活動やボランティア活動の情報を学内掲示板で紹介し、興味を持ちそうな学生に対しては個別に情報を直接提供してきた。また、鹿児島市と霧島市のボランティアセンターと連携して両市でのボランティア登録や保険の手続きの代行を行ったほか、ボランティア活動への学生の参加を促すため、ボランティアによる授業の公欠を認める制度の導入や、ボランティア活動の費用支援制度の導入を図った。こうした結果、平成 25(2013)年度の 1 年間で、地域協働センターと連携してボランティア募集を行った学外団体は 13 団体、ボランティアに参加した学生は同センターが把握している分だけでのべ 40

名程度に上った。学生の関心を喚起するため、鹿児島市ボランティアセンターから講師を迎え 12 月に計 2 回ボランティア入門講座も開いた。災害ボランティアについて取り上げた講座には 40 名程度、託児ボランティアの講座には 10 名が参加した。【資料 A-2-11】

図書館は、平成 25(2013)年度の入館者数が全体で前年度からのべ 4,000 名以上増えて、のべ 51,910 名を数えた。貸出者数はのべ 4,615 名、貸出総冊数は 8,229 冊で、このうち生涯学習センター会員はのべ 64 名で 153 冊、一般その他が 42 名 65 冊、卒業生が 29 名 104 冊で、学外利用の合計では貸出者数が昨年度より 8 名多い 135 名、貸出冊数は同じく 42 冊多い 322 冊だった。入館時に必要な利用証の新規発行は計 20 名で、うち一般が 5 名、卒業生が 12 名、大学生が 3 名だった。【資料 A-2-12】

以上みてきたように、生涯学習センターは、本学キャンパスでの活動や鹿児島市内での連携講座に加え、移転前の旧キャンパスがあった霧島市内でもこれまでの教育研究の蓄積を活かし、同市教委や鹿児島高専と連携した公開講座「ニューライフカレッジ霧島」を引き続き提供した。心理相談センターと発達支援センターは、利用者の増加傾向が行き過ぎないように平成 24(2012)年度より対応を図っているものの、平成 25(2013)年度もやはり多くの利用者が訪れ、来談件数、面接回数は両センターあわせて 259 件、1476 回に上った。地域の関係機関からの紹介も多かった。特に発達支援センターについては、生涯学習センターと同じく鹿児島県内の大学では初めての設置であり、相談者の多さは心理相談センターとともに地域に隠れていた問題やニーズを掘り起こしたことの反映といえる。

学生の地域貢献活動に関しては、もともと従来から本学では「アンカークラブ」などの複数の学生ボランティアサークルが活動してきた経緯があり、近年も新たに教員免許の取得を目指す学生による地域の小学校での支援活動や、警察と連携した防犯活動、地域のイベントの運営協力などが行われてきた。新設の地域協働センターは、こうした本学の学生の気質を活かしつつ、発足直後より鹿児島市のボランティアセンターなどと積極的に連携関係を構築し、ボランティア募集情報の学生への提供に努めた。また、公欠制度の導入など学生への支援体制を整備し、ボランティア入門講座を開催した。加えて、6 月にはセンター長と事務局長らが法人本部企画広報部や鹿児島女子短期大学と合同で地域連携活動についての評価が高いとされる松本大学（長野県）を視察し、10 月には周辺地域との連携の可能性を探る学内の教職協働プロジェクトにセンター員も参加するなど、社会や地域のニーズを捉えるための活動も行った。平成 26(2014)年度からは本学の正規の共通教育科目として地域協働センターの教員が担当する「ボランティア企画実習」と「まちづくり企画実習」も新設することとし、平成 25(2013)年度は開講に向けた準備を進めた。【資料 A-2-13】

【資料 A-2-14】 【資料 A-2-15】 【資料 A-2-16】

以上を総合的に判断すると、志學館大学の地域貢献事業の内容は、地域のニーズによく応えていると評価できる。

A-2-② 施設や設備の利便性

学内の施設や設備については、連携講座や公開講座、共修講座の受講者は、平成 25(2013)年度も例年同様に生涯学習センター会員に登録することで、図書館やコンピュータ室、カフェテリアなどを一般学生と同様に利用できる措置がとられた。会員の会費は半期 1,000 円、年間で 1,500 円としたが、18 歳以下と 70 歳以上の受講者は会費を免除する配慮を行

った。【資料 A-2-17】

心理相談センターと発達支援センターの設備については、両センターがある本学心理棟の1、2階に心理面接室が4室、プレイルームが2室、行動観察室が3室、療育フロアが1室あり、待合室も3室設けられている。心理棟には教員の研究室や大学院生室などもあるが、相談は完全予約制で受け付けられ、また学生の入り口と相談者の入り口は分けられており、主に相談者が利用する2階は学部生などの立入りが禁止されている。【資料 A-2-18】

図書館の地域開放については、これまでも生涯学習センター会員や、志學館大学同窓会の会員、旧キャンパスがあった霧島市の国分図書館もしくは隼人図書館の利用者カードを所持している同市民が利用できることになっていたが、平成25(2013)年度には志學館大学図書館利用規程を改定し、学外利用者の範囲を鹿児島県内の住民一般や本学卒業生に広げ、地域への施設開放や所蔵文献の貸し出し体制をより強化した。【資料 A-2-19】

以上のように施設や設備の利便性についても、生涯学習センター会員に登録するなどの手続きで図書館や学内施設を一般学生と同様に利用できるようにする一方で、心理相談センターと発達支援センターがある心理棟では相談者のプライバシーに配慮して2階フロアの関係者以外の立入りを禁止するなど、一定程度の配慮がなされていると評価できる。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

生涯学習センターについては、平成25(2013)年度は1年間で5種類、計24回の公開講座と、学内の通常講義を公開する共修講座を地域に提供し、のべ約180名の市民がこれらの講座を受講した。各講座のアンケートなどから推察する限り、受講者の満足度はおおむね高いとみられる。今後も心理学や、文学、語学、歴史学、法律学など幅広い分野の教員を擁する本学の特性や、地域コミュニティーのセンターとしての大学の立場を活かしつつ、多様な講座を地域に提供するという質的なニーズに応える観点から、参加者数の量的な推移にあまり過度にとらわれることなく、引き続き時機にかなった講座の企画立案に努めていく。【資料 A-2-1】【資料 A-2-20】

心理相談センターと発達支援センターについては、繰り返すように平成24(2012)年度より利用者の増加傾向に対する対応を図っている。長期的にはセンターで継続すべきケースを厳選し、リファー先を確保することが求められるが、先にみたように現時点では地域の関係機関からの期待が高く、実際は外部から紹介されたケース数に比べ、両センターから外部へ紹介したケース数はむしろ少ない。今後、両センターの運営会議では、各相談や支援の実態や傾向などを踏まえつつ、大学院生の教育や臨床研究の機能と地域貢献に対するニーズの高さという2つの観点から、両センターが果たすべき役割やバランスについて引き続き検討を重ねていく。

地域協働センターは、発足1年目の平成25(2013)年度から各種のボランティア支援活動を積極的に立ち上げ、展開してきた。今後、センターではまず、こうした学生に向けたボランティア支援活動を確実に継続し、学内に周知、定着させていく。また、前述のように平成26(2014)年度には本学の正規の共通教育科目として「ボランティア企画実習」と「まちづくり企画実習」が新設された。これは、単に学生の関心を喚起しボランティアへの参加を呼びかけるだけでなく、実際に学生に地域課題の研究とそれに基づくボランティア活動、地域活動の企画、実施を体系的に経験してもらうもので、地域協働センターの教員が

担当している。今後は、こうした授業のほか、地域協働の先進事例や地域活動の実態についての文献研究、実証研究を推進するなど、大学ならではの教育機能や研究機能を活かした活動についてもセンターで進めていく。

A-3 地域貢献活動に係る広報のあり方

《A-3の視点》

A-3-① 事業内容の広報体制

A-3-② 利用者のニーズをくみ取る仕組み

(1) A-3の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 事業内容の広報体制

生涯学習センターは、予算の制約があるなかで、各種の公開講座について本学ホームページで日時や内容を広報したほか、平成 25(2013)年度は全ての講座について各教育委員会や教育施設など計 190 施設にポスターやチラシ、「共修講座」のパンフレットを郵送した。また講座ごとに、地元紙の南日本新聞などを媒体にした広報や、受講経験者へのダイレクトメール、かごしま県民交流センターのホームページ掲載などの手法を選択し、利用者への情報提供を図った。生涯学習センターの事業などを紹介する「志學館大学生涯学習センター通信」についても例年通り、4月と9月の計2回発行した。【資料 A-3-1】【資料 A-3-2】
【資料 A-3-3】

心理相談センターと発達支援センターは、これまでも両センターの事業内容を紹介するリーフレットを作成したほか、本学ホームページ上で事業内容、スタッフの氏名、相談料金などを案内した。また、心理相談センターと発達支援センターが平成 25(2013)年度に行った各種研修会については、研修会の種類に応じて県臨床心理士会を通じた会員一斉メールや、県内の福祉施設、教育委員会、実習先、鹿児島大学大学院などを対象にした郵送案内により広報した。【資料 A-3-4】【資料 A-3-5】

地域協働センターは、専用ホームページを平成 25(2013)年度末までをめどに立ち上げることにし、準備作業に着手した。このホームページ作成作業については、学生の要望や感覚を反映させるため、本学の学生ボランティアにレイアウトなどの意見を求め、作成にも協力してもらった。【資料 A-3-6】

図書館は、他大学などと同様、利用案内のリーフレットを作成しているほか、本学ホームページ上で開館時間や休館日などを案内している。各種企画展などのお知らせについても適宜掲載した。加えて、平成 22(2010)年度より学生サポーターに「図書館だより」を作成してもらい、ホームページ上で公開するなどの工夫をしている。「図書館だより」は、本学教員に取材し推薦図書を紹介してもらった内容で、平成 25(2013)年度は計4回作成された。

【資料 A-3-7】

A-3-② 利用者のニーズをくみ取る仕組み

生涯学習センターは、講座への要望やセンターに対するニーズをくみ取るため各講座終了後に受講者アンケートを実施した。また共修講座の開講式や、後期オリエンテーション、「よくわかる韓国語講座」では、受講者との意見交換の機会も設けて、感想などを直接聴取した。得られた意見や要望などは、センター長に報告されたほか、必要に応じてセンター会議で適宜報告され、改善策が検討された。たとえば、平成 24(2012)年度の共修講座の受講者アンケートは、平成 25(2013)年 5 月に行われた第 2 回センター会議で取り上げられ検討された結果、講義の事前体験を求める声に対応して、次年度のパンフレットには「申込前に授業を体験されたい場合は事前にお問い合わせください」などと記載した上で、初回の授業に限り事前体験を認める措置が取られた。受講料の扱いについても講義開始後は返還しないことをパンフレットに明記することが決められたほか、受講者の自家用車による通学について身体的な事情がある場合や特に遠方から通学する場合は総務課で許可することなどが決まった。【資料 A-3-8】

心理相談センターと発達支援センターは、事業の性質上、相談者に対するアンケート調査などは実施していないが、受付等にあたる事務職員についても臨床心理士を配置して、利用者の質問や要望などにも対応できる体制を整えている。8 月に行われた心理相談センターと発達支援センターの合同研修会では、講演内容や公開スーパービジョンなどについての感想や意見を問うアンケート調査を行い、学外参加者の意向把握を行った。【資料 A-3-5】

地域協働センターは、地域との連携活動のあり方を探るため、前述のように平成 25(2013)年 6 月にセンター長と事務局長らが、法人本部企画広報部や鹿児島女子短期大学と合同で、地域活動についての評価が高い松本大学を視察した。また 10 月には周辺地域との連携の可能性や大学へのニーズを探る学内の教職協働プロジェクトが開始され、11 月に大学が所在する鹿児島市紫原校区の公民館運営審議会に、12 月には地域のイベント（「2014 桜ちょうちんフェスタ」）の実行委員会にそれぞれ出席し、本学に対する周辺地域の要望事項などをヒアリングした。【資料 A-3-9】【資料 A-3-10】

図書館は、利用者アンケートなどについては平成 25(2013)年度は特に実施しなかったが、学生アルバイトを雇用するなどして常時カウンターに人員がいるように努め、利用者の質問や意見、要望などをいつでも聴取できる体制を整えた。

以上、利用者の意向把握については、各センターはさらに積極的に取り組んでいく必要はあるだろうが、一応はなされていると判断できる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

各センターとも地域への広報や広聴活動は行っているが、大学の社会に対する説明責任の重要性に鑑みれば、予算的な制約はあるものの、大学のホームページを上手く活用するなど、さらに工夫し充実させていく必要がある。

なかでも生涯学習センターについては、例えば平成 25(2013)年度のセンター会議で「学校臨床セミナー」についての検討を行った際、主な受講対象者が学校教員であることから

入試広報課員が県内外の各高校を訪問説明する際にセミナーの案内も持参してはどうかといった案や、高校教員向けに例年開かれる本学入試説明会の配布資料に案内を同封してはどうかという案、かごしま県民大学との連携講座にしてはどうかというアイデアなどが出された。また、平成 25(2013)年度と同セミナー参加者アンケートのなかにも、開催をわざわざ事前に問い合わせたという回答や、日時を前年度の日程から推測したという回答、「もう少し早目にインフォメーションしていただくか、毎年同じ曜日にして頂けると助かる」とする回答が見られた。同セミナーの参加者がかつてのように集中せず、比較的少人数となったこと自体は、本来のセミナーの狙いや趣旨からはむしろ好ましい面もあるが、もし参加者数の減少が教員免許更新制度などの影響ばかりでなく、単に広報不十分でセミナーの開催日時や内容が十分に周知できていないという背景もあったとするならば、この点は早急な改善が必要となる。受講希望者が 1 名しか集まらず開講できなかった「よくわかる中国語講座」についても、10 月のセンター会議で検討された結果、企画内容や地域でのニーズの有無の問題ではなく、鹿児島市の広報紙に講座名しか掲載されなかったことや、地元新聞にお知らせを掲載できなかったことなど、やはり広報姿勢に原因があったとされた。【資料 A-3-11】【資料 A-3-12】【資料 A-3-13】

今後、生涯学習センターではこうした各講座の広報について、その重要性を再確認し、入試広報課との連携案などセンター会議で出された様々なアイデアのメリットや効果等を検討し、実施するべき方策については速やかに実行に移していく。

地域協働センターは、当初の目標通り平成 25(2013)年度中にセンター専用ホームページの立ち上げ準備を終え、平成 26(2014)年 3 月末にページ開設にこぎつけた。今後は、必要に応じて作成に関与した学生ボランティアの協力も得ながら、ホームページを継続的に更新するなど安定的な運用を進める。また、地域協働センターも参加して開始された教職協働プロジェクトについては、前述のように 11 月と 12 月に地域の会合に参加し、本学に対する周辺地域の要望事項などをヒアリングした。会合では「大学の施設を利用したい」、「大学の教員に講演を依頼したい」といった要望から、「留学生に母国についての話を聞きたい」「演劇サークルに高齢者向けの詐欺被害予防をテーマにした寸劇をしてほしい」といったアイデアまで、多くの意見を聴取することができた。今後、プロジェクトは当初の計画に従って、大学周辺地域の本学に対するニーズを取りまとめるとともに、実現可能な地域貢献策を検討し、平成 26(2014)年度中に報告書をまとめる。

【基準 A の自己評価】

以上みてきたように、志學館大学は小規模な大学でありながら、地域貢献活動を組織的に担う附属施設として、生涯学習センター、心理相談センター、発達支援センター、地域協働センターの 4 センターを設置し、図書館も地域開放を進めている。いずれの施設にも複数の教員や職員を兼務で配置しているほか、心理相談センターと発達支援センター、図書館にはそれぞれ専任の職員も配置している。生涯学習センターは、鹿児島市内やかつてキャンパスがあった霧島市内で多彩な公開講座を提供し、心理相談センターや発達支援センターには毎年度多くの相談者が訪れている。平成 25(2013)年度に設置された地域協働センターは、発足 1 年目から学生や教職員によるボランティア活動に対する組織的な支援を

志學館大学

積極的に開始したほか、周辺地域の大学に対する新たなニーズの調査も行った。これらを総合的に判断すると、志學館大学は本学の教育目的のひとつである「社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える」との理念の下、地域の期待に良く応え、社会の発展に貢献していると評価できる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	該当なし
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

志學館大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人志學館学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	志學館大学 2015 大学案内マガジン	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	志學館大学 学則【資料 F-3-1】	
	志學館大学 大学院学則【資料 F-3-2】	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	志學館大学 平成 27 年度学生募集要項【資料 F-4-1】	
	志學館大学 平成 27 年度大学院試験募集要項【資料 F-4-2】	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	平成 26 年度 志學館大学 学生便覧【資料 F-5-1】	
	〃 志學館大学 心理臨床学研究科 学生便覧【資料 F-5-2】	
	平成 26 年度 志學館大学 講義要項【資料 F-5-3】	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 26 年度 志學館大学事業計画書【資料 F-6-1】	
	中期事業計画一覧（2013 から 3 年間）【資料 F-6-2】	
	学校法人志學館学園長期経営計画（2010-2015）【資料 F-6-3】	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 25 年度 志學館大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	志學館大学 キャンパスあるくガイド	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人志學館学園規程集目次【資料 F-9-1】	
	志學館大学規程集目次【資料 F-9-2】	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事、監事、評議員名簿【資料 F-10-1】	
	理事会、評議員会の開催状況【資料 F-10-2】	

志學館大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 26(2014)年度『2014 学生便覧』・表紙	【資料 F-5-1】 参照
【資料 1-1-2】	『平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編(再評価) [日本高等教育評価機構]』(平成 22 年 6 月)・pp.1-5.	
【資料 1-1-3】	志學館大学学則・第 1 条、第 3 条の 2～第 3 条の 7.	【資料 F-3-1】 参照
【資料 1-1-4】	平成 26(2014)年度『2014 学生便覧』・pp.2-9.	【資料 F-5-1】 参照
【資料 1-1-5】	『平成 27 年度学生募集要項』・表紙の裏	【資料 F-4-1】 参照
【資料 1-1-6】	大学ホームページ	
【資料 1-1-7】	『心理臨床学研究科学生便覧 2014』・pp.6-8.	【資料 F-5-2】 参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	『平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編(再評価) [日本高等教育評価機構]』(平成 22 年 6 月)・pp.1-5.	【資料 1-1-2】 と同じ
【資料 1-2-2】	『志學館大学 平成 20 年度 大学機関別認証評価 評価報告書』平成 21 年 3 月、財団法人日本高等教育評価機構・p.2.	
【資料 1-2-3】	寄附行為・第 3 条	【資料 F-1】 参照
【資料 1-2-4】	『平成 23 年度志學館大学自己点検・評価報告書』(平成 24 年 6 月 13 日)・p.2.	
【資料 1-2-5】	地域防犯パトロールと学生の教育ボランティア(紫原小学校)に関する資料 『2015 大学案内マガジン』・p.75.	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-6】	産学地域連携基本協定に関する資料	
【資料 1-2-7】	『平成 24 年度 志學館大学自己点検・評価報告書』(平成 25 年 6 月 26 日)・pp.61-70.	
【資料 1-2-8】	平成 24 年度大学教育改革ワーキング・グループ第 8 回会議(平成 25(2013)年 1 月 16 日)議事要旨及び配付資料 第 2 次教育改革「志學館大学教育改革基本方針」に沿った改革のさらなる深化と「質的転換」答申に対応した新たな教育システムの構築について(案)	
【資料 1-2-9】	「本学での地域を内容とする教育実践の現状」(学務委員会実施した教員アンケート集計結果)	
【資料 1-2-10】	運営会議(平成 26(2014)年 2 月 26 日)議事要旨	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	『志學館大学 自己評価報告書・本編 [日本高等教育評価機構] 平成 20 年 6 月』・p.1.	
【資料 1-3-2】	コンプライアンス・チェックシート	
【資料 1-3-3】	平成 26(2014)年 4 月 2 日合同教授会 資料 14「志學館大学の目的・使命等」	
【資料 1-3-4】	平成 26(2014)年度『学生便覧』・pp.1-9.	【資料 F-5-1】 参照
【資料 1-3-5】	『教職員要覧』・平成 21 年度版以降	実地調査時に準備
【資料 1-3-6】	大学ホームページ	【資料 1-1-6】 と同じ
【資料 1-3-7】	『2015 大学案内マガジン』・「目次」のページ	【資料 F-2】 参照
【資料 1-3-8】	『平成 27 年度学生募集要項』・表紙の裏	【資料 1-1-5】 と同じ
【資料 1-3-9】	平成 26(2014)年 4 月 2 日合同教授会 資料 13「英語の HP に	

志學館大学

	ついて」	
【資料 1-3-10】	『志學館大学 平成 20 年度 大学機関別認証評価 評価報告書』平成 21 年 3 月、財団法人日本高等教育評価機構 p.2	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 1-3-11】	『2009 大学案内マガジン』・p.72.	
【資料 1-3-12】	平成 25 年度新入生オリエンテーションのスケジュール表	
【資料 1-3-13】	『【第 2 次経営計画】長期経営計画 (2010~2015) 学校法人志學館学園』・p.2 ; p.6.	【資料 F-6-3】参照
【資料 1-3-14】	『平成 24 年度 志學館大学自己点検・評価報告書』(平成 25 年 6 月 26 日)・p.14.	
【資料 1-3-15】	平成 24 年度志學館大学教職員合同研修会日程・資料 II-1	
【資料 1-3-16】	大学改革推進会議 (平成 25(2013)年 1 月 23 日) 議事要旨	
【資料 1-3-17】	運営会議 (平成 25(2013)年 2 月 13 日) 議事要旨	
【資料 1-3-18】	平成 26(2014)年度『学生便覧』(大学の学部・学科及び大学院研究科の構成)・p.10.	【資料 F-5-1】参照
【資料 1-3-19】	運営会議 (平成 26(2014)年 1 月 15 日) 議事要旨	
【資料 1-3-20】	人間関係学部及び法学部でアドミッション・ポリシーの見直しが始まったことを示す資料	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	『平成 26 年度学生募集要項』表紙・裏表紙・pp.1-3	
【資料 2-1-2】	『平成 26 年度大学院募集要項』表紙・p.1	
【資料 2-1-3】	平成 25 年 11~12 月、平成 26 年 2 月~3 月 (入試合否判定) 人間関係学部教授会議事要旨 平成 25 年 11~12 月、平成 26 年 2 月~3 月 (入試合否判定) 法学部教授会議事要旨	
【資料 2-1-4】	平成 25 年 10 月、平成 26 年 2 月 (入試合否判定) 臨時研究科委員会議事要旨	
【資料 2-1-5】	県内の 18 歳人口の動向を示す資料	
【資料 2-1-6】	『平成 24 年度志學館大学自己点検・評価報告書』(平成 25 年 6 月 26 日)・p.17	
【資料 2-1-7】	平成 24 年度自己点検・評価報告書における改善・向上方策 (将来計画) に対する対応 (合同教授会 (平成 26(2014)年 5 月 7 日) 資料 5)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 22(2010)年度『学生便覧』・pp.2-7	
【資料 2-2-2】	2013/2/7 教育改革 WG	
【資料 2-2-3】	平成 25(2013)年度『学生便覧』・pp.2-9 平成 25(2013)年度『大学院心理臨床学研究科学生便覧』・pp.7-8 p.11、p.13	
【資料 2-2-4】	平成 26(2014)年度『学生便覧』・p.50 平成 26(2014)年度『学生便覧』・pp.68-90 平成 26(2014)年度『学生便覧』・pp.208-220	【資料 F-5-1】参照
【資料 2-2-5】	*平成 26(2014)年度『学生便覧』 教育職員免許状・p.52 志學館大学教職課程履修要項・p.91 以降 *『志學館大学 教職課程の手引き』 pp.2-15 及び p.19	【資料 F-5-1】参照

志學館大学

【資料 2-2-6】	平成 21(2009)年度『学生便覧』・ p.8 平成 22(2010)年度『学生便覧』・ p.8 平成 22(2010)年度『学生便覧』・ p.68 平成 23(2011)年度『学生便覧』・ p.68 平成 23(2011)年度『学生便覧』・ p.84	
【資料 2-2-7】	平成 23(2011)年度『学生便覧』・ p.81, p.83 平成 24(2012)年度『学生便覧』・ p.83, p.85 平成 25(2013)年度『学生便覧』・ p.85, p.87	
【資料 2-2-8】	大学院研究科専攻（コース・領域）指定について（通知）	
【資料 2-2-9】	講義要項	【資料 F-5-3】 参照
【資料 2-2-10】	教育活動についての情報提供について アクティブ・ラーニング実態調査結果 ここからアクティブ・ラーニングについてお聞きします	
【資料 2-2-11】	平成 24 年度 FD 研究会資料 前期・後期（読書の必修化、学生の自主的な学修を促すための授業設計）	
【資料 2-2-12】	平成 24 年度自己評価・報告書における改善・向上方策（将来計画）に対する対応（合同教授会（平成 26(2014)年 5 月 7 日資料 5）	【資料 2-1-7】 と同じ
【資料 2-2-13】	学士力に関する調査、及び自己点検・評価	
【資料 2-2-14】	平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」申請書	
【資料 2-2-15】	平成 24 年度自己評価・報告書における改善・向上方策（将来計画）に対する対応（合同教授会（平成 26(2014)年 5 月 7 日資料 5）	【資料 2-1-7】 と同じ
【資料 2-2-16】	平成 23(2011)年度『学生便覧』・ pp.196-197	
【資料 2-2-17】	平成 25 年度 4 回の FK テスト受験状況	
【資料 2-2-18】	年頭所感（「今年の課題」）平成 26 年 1 月 6 日	「部外秘」のため実地調査時に準備
【資料 2-2-19】	2013 年度第 9 回 共通教育センター運営会議議事録	
【資料 2-2-20】	* 志學館大学 HP 学問へのステップ * 平成 16(2004)年度『学生便覧』・ p.74 * 平成 17(2005)年度『学生便覧』・ p.78 * 中期事業計画（管理表）平成 25 年度進捗状況（最終）（合同教授会〔平成 26(2014)年 5 月 7 日〕資料 4-1）	
【資料 2-2-21】	* 中期事業計画（管理表）平成 25 年度進捗状況（最終）（合同教授会〔平成 26(2014)年 5 月 7 日〕資料 4-1） * 志學館大学 HP e ラーニング	【資料 2-2-20】 と同じ
【資料 2-2-22】	合同教授会（平成 25(2013)年 2 月 6 日）資料 7「学習への取り組み方に関する調査報告」	
【資料 2-2-23】	平成 25(2013)年度『学生便覧』・ p.198	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 25 年度学生指導教員一覧表 【人間関係学部】【法学部】（表紙のみ）	
【資料 2-3-2】	志學館大学学生支援会議設置要項	
【資料 2-3-3】	志學館大学学生支援センター規程	
【資料 2-3-4】	平成 25 年度学生支援センター状況報告 （平成 26 年 3 月第 11 回学生支援センター運営会議資料 5）	
【資料 2-3-5】	志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針	
【資料 2-3-6】	志學館大学教職センター規程	
【資料 2-3-7】	資格ガイドブック「課外講座」	
【資料 2-3-8】	「褒賞制度について」（学生向け掲示）	

志學館大学

【資料 2-3-9】	平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」申請書	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-3-10】	学外スーパーバイザー委嘱状	
【資料 2-3-11】	ランチ懇談会実施報告書（2013 年前期・後期）	
【資料 2-3-12】	大学院オリエンテーションにおいて出された大学院生の意見・要望とそれに対する回答（2013 年前期・後期）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	* 志學館大学学則第 10 章「卒業及び学位の授与」 * 志學館大学履修規程第 3 章「卒業の要件」（平成 25(2013)年度『学生便覧』 pp.62-64 に記載）	
【資料 2-4-2】	平成 25(2013)年度 卒業判定資料（人間関係学部）及び議事要旨 平成 25(2013)年度 卒業判定資料（法学部）及び議事要旨 平成 25(2013)年度 大学院修了判定資料及び議事要旨	
【資料 2-4-3】	* 志學館大学履修規程第 6 章「特殊研究（卒業論文等）」（平成 26(2014)年度『学生便覧』・ pp.64-65 に記載） * 大学院心理臨床学研究科学生便覧』・ p.23	【資料 F-3-1】参照 【資料 F-3-2】参照
【資料 2-4-4】	志學館大学学位規程	
【資料 2-4-5】	成績に関する質疑書	
【資料 2-4-6】	志學館大学学則第 7 章「他の大学等における授業科目の履修等」	【資料 F-3-1】参照
【資料 2-4-7】	『平成 24 年度志學館大学自己点検・評価報告書』（平成 25 年 6 月 26 日）・ p.18 改革推進会議教育改革 WG（3 ポリシー見直し WG）成案 改革推進会議（1 月 23 日）議事要旨	【資料 2-2-2】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	進路支援プログラム	
【資料 2-5-2】	『平成 24 年度志學館大学自己点検・評価報告書』（平成 25 年 6 月 26 日）・ p.26	
【資料 2-5-3】	進路ガイドブック「課外講座」	【資料 2-3-7】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート 集計結果（Web よりプリントアウト）	
【資料 2-6-2】	合同教授会（平成 25(2013)年 2 月 6 日）資料 7 「学習への取り組み方に関する調査報告」	【資料 2-2-22】と同じ
【資料 2-6-3】	平成 26(2014)年度『学生便覧』・ pp.207-214 （スタンダードとマトリクスのページ）	【資料 F-5-1】参照
【資料 2-6-4】	「平成 25 年度私立大学等経常費補助金改革総合支援事業」の選定結果について（通知）の平成 25 年度私立大学等改革総合支援事業の選定結果	
【資料 2-6-5】	「第二次教育改革基本方針」（平成 25(2013)年 6 月）（合同教授会〔平成 25(2013)年 7 月 3 日〕資料 3）	
【資料 2-6-6】	出席状況調査関係書類	
【資料 2-6-7】	1 年生調査集計結果 2014（前期・後期）	
【資料 2-6-8】	志學館大学学則第 54 条 「志學館大学学生の褒賞に関する内規」 平成 25 年度表彰者一覧（平成 26 年 3 月合同教授会資料 2）	
【資料 2-6-9】	授業評価のフィードバック（Web よりプリントアウト）	
【資料 2-6-10】	出席状況調査関係書類	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 2-6-11】	読書課題アンケート結果 （平成 26 年 5 月合同教授会 資料 10）	

志學館大学

2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	意見箱に対する回答（5月・7月・12月・1月）	
【資料 2-7-2】	平成 25 年度学友会本部役員・银杏祭実行委員及び女子学生寮役員との懇話会概要報告（平成 25 年 6 月合同教授会資料 5）	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	志學館大学教員採用規程 志學館大学教員昇任規程 志學館大学教員選考基準 志學館大学大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準 志學館大学大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準細則	
【資料 2-8-2】	FD 研究会報告テーマ（平成 23～25 年度）	
【資料 2-8-3】	平成 25 年度授業公開 公開科目一覧	
【資料 2-8-4】	教職員合同研修会のテーマ	
【資料 2-8-5】	「志學館大学教員評価に関する実施要領」	
【資料 2-8-6】	平成 25 年度委員会委員名簿 共通教育センター運営会議開催日程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地面積表（設置基準で定めた面積との対比）	
【資料 2-9-2】	平成 25 年度教育環境（一般教室）整備状況椅子机更新計画	
【資料 2-9-3】	図書館の現況	
【資料 2-9-4】	「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」申請経費内訳 グループ学習室利用状況	
【資料 2-9-5】	コンピュータ ICT 機器の整備状況	
【資料 2-9-6】	耐震化工事スケジュール（学生会館）	
【資料 2-9-7】	共通教育科目受講者人数	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	管理及び運営に関する規則	
【資料 3-1-3】	個人情報保護規程	
【資料 3-1-4】	コンプライアンス規程	
【資料 3-1-5】	『教職員要覧』	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-1-6】	中期経営計画（2008-2009）	
【資料 3-1-7】	長期経営計画（2010-2015）	【資料 F-6-3】と同じ
【資料 3-1-8】	中期事業計画（2010-2012）	
【資料 3-1-9】	中期事業計画（2013-2015）	【資料 F-6-2】と同じ
【資料 3-1-10】	平成 25 年度事業計画の中間報告書及び事業報告書	
【資料 3-1-11】	中期事業計画（2010-2012）実施報告（平成 24 年度事業報告書）	
【資料 3-1-12】	平成 25 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-13】	学校法人の管理運営等に関する自己点検リスト	

志學館大学

【資料 3-1-14】	規則等検討委員会規程及び会議資料（平成 25 年 3 月）	
【資料 3-1-15】	コンプライアンス・マニュアル 目次	マニュアルは実地調査時に準備
【資料 3-1-16】	コンプライアンス・チェックシート	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-1-17】	コンプライアンス研修実施報告書（平成 25 年度）	
【資料 3-1-18】	運営会議議事要旨（平成 26 年 2 月 26 日）	
【資料 3-1-19】	合同教授会議事要旨（平成 26 年 3 月 5 日） 「お知らせ」の掲示物	
【資料 3-1-20】	志學館大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料 3-1-21】	志學館大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 3-1-22】	内部通報規程	
【資料 3-1-23】	志學館大学における障がい学生支援に関する基本方針	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 3-1-24】	志學館大学における人を対象とする実験・調査・研究に関する倫理委員会規程	
【資料 3-1-25】	志學館大学心理相談センター規程	
【資料 3-1-26】	志學館大学発達支援センター規程	
【資料 3-1-27】	就業規則	
【資料 3-1-28】	服務規程	
【資料 3-1-29】	就業規則・服務規程施行細則	
【資料 3-1-30】	契約教職員就業規則	
【資料 3-1-31】	契約教職員服務規程	
【資料 3-1-32】	学校法人志學館学園志學館大学危機管理マニュアル	
【資料 3-1-33】	防災安全の手引き	
【資料 3-1-34】	災害非常時用備蓄水設置計画	
【資料 3-1-35】	平成 25 年度応急手当講習会（普通救命講習Ⅰ）の実施について	
【資料 3-1-36】	教育情報公開 HP 写し（平成 25 年度）	
【資料 3-1-37】	財務情報等の開示に関する規程	
【資料 3-1-38】	財務情報公開 HP 写し（平成 25 年度）	
【資料 3-1-39】	学園広報【決算特別号】（平成 24 年度版）	
【資料 3-1-40】	産経新聞掲載九州・山口版連載記事「大学これ新た」HP 掲載箇所写し	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会会議規則	
【資料 3-2-2】	理事会、評議員会の開催状況	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 3-2-3】	管理及び運営に関する規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-4】	理事、監事、評議員名簿	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 3-2-5】	役員変更届	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	志學館大学運営会議規程	
【資料 3-3-2】	志學館大学合同教授会規程	

志學館大学

【資料 3-3-3】	志學館大学人間関係学部教授会規程	
【資料 3-3-4】	志學館大学法学部教授会規程	
【資料 3-3-5】	志學館大学大学院心理臨床学研究科委員会規程	
【資料 3-3-6】	志學館大学改革推進会議設置要項 平成 26(2014)年度委員会委員名簿	
【資料 3-3-7】	志學館大学地域協働センター規程	
【資料 3-3-8】	志學館大学教職センター規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料 3-3-9】	管理及び運営に関する規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-3-10】	志學館大学学則	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 3-3-11】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	理事長懇談会規程	
【資料 3-4-2】	設置学校長会規程	
【資料 3-4-3】	事務局連絡会規程	
【資料 3-4-4】	理事、監事、評議員名簿	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 3-4-5】	合同教授会（平成 26(2014)年 4 月 2 日）議事要旨	
【資料 3-4-6】	運営会議（平成 26(2014)年 2 月 26 日）議事要旨	【資料 3-1-18】と同じ
【資料 3-4-7】	監事監査報告書及び期中監査報告	
【資料 3-4-8】	文部科学省主催「監事研修会」出席報告・常務会次第（平成 25 年 11 月）	
【資料 3-4-9】	評議員会決議録（平成 26(2014)年 3 月）	
【資料 3-4-10】	評議員会開催状況一覧表（平成 25 年度）	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 3-4-11】	内部監査規程	
【資料 3-4-12】	理事会決議録（平成 24(2012)年 3 月、10 月、平成 25(2013)年 5 月）	
【資料 3-4-13】	評議員会決議録（平成 24(2012)年 3 月、10 月、平成 25(2013)年 5 月）	
【資料 3-4-14】	改革推進会議議事要旨（平成 25(2013)年 6 月、9 月）	
【資料 3-4-15】	学長年頭所感（平成 25 年、26 年）	26 年は「部外秘」のため実地調査時に準備
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	事務分掌規程（本部事務局）	
【資料 3-5-2】	志學館大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 3-5-3】	中期事業計画（管理表）平成 25 年度進捗状況（最終）（合同教授会〔平成 26(2014)年 5 月 7 日〕資料 4-1）	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 3-5-4】	人事基本方針（25 年 10 月理事会資料）	
【資料 3-5-5】	学園事務職員等全体研修会資料	
【資料 3-5-6】	自己啓発研修制度研修費補助に関する内規	
【資料 3-5-7】	階層別（管理職）研修会資料（25 年 9 月）	
【資料 3-5-8】	志學館大学教職員合同研修会資料（25 年 9 月）	【資料 2-8-4】と同じ
【資料 3-5-9】	学外研修会等参加者一覧（平成 25 年度）	

志學館大学

【資料 3-5-10】	人事考課関係書類	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学園施設設備投資 4 か年計画	
【資料 3-6-2】	予算編成方針 (平成 25 年 10 月理事会資料)	
【資料 3-6-3】	平成 26 年度予算について (通知)	
【資料 3-6-4】	経営判断指標判定表 (平成 26 年 5 月理事会資料)	
【資料 3-6-5】	理事会決議録 (平成 26 年 5 月)	
【資料 3-6-6】	私立大学等改革総合支援事業採択通知	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-6-7】	私立大学等教育研究活性化設備整備事業採択通知 (平成 24 年度、平成 25 年度)	25 年度は【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-6-8】	科学研究費申請一覧 (平成 25 年度)	
【資料 3-6-9】	寄附金募集 HP 写し	
【資料 3-6-10】	税額控除に係る証明書 (文部科学省)	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	理事会決議録 (平成 26 年 3 月)	
【資料 3-7-2】	資産運用規程	
【資料 3-7-3】	理事会決議録 (25 年 10 月、26 年 3 月)	26 年 3 月は【資料 3-7-1】と同じ
【資料 3-7-4】	予算執行状況報告 (平成 26 年 5 月)	
【資料 3-7-5】	経理規則	
【資料 3-7-6】	経理規則細則	
【資料 3-7-7】	内部監査報告会資料 (平成 25 年度)	
【資料 3-7-8】	監事監査報告書及び期中監査決裁文書 (平成 25 年度)	【資料 3-4-7】と同じ
【資料 3-7-9】	監査概要報告書 (平成 25 年度)	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	志學館大学学則・第 2 条	【資料 F-3-1】参照
【資料 4-1-2】	志學館大学大学院学則・第 3 条	【資料 F-3-2】参照
【資料 4-1-3】	「自己点検・自己評価に関する規程」	
【資料 4-1-4】	「志學館大学自己点検・自己評価に関する運用規程」	
【資料 4-1-5】	平成 25 年度及び平成 26 年度委員会委員名簿	
【資料 4-1-6】	『平成 11～13 年度 志學館大学の現状と課題 自己点検・評価報告書』	実地調査時に準備
【資料 4-1-7】	『志學館大学外部評価報告書』(平成 15(2003)年 11 月)	実地調査時に準備
【資料 4-1-8】	『志學館大学平成 22 年度 再評価報告書』平成 23 年 3 月財団法人 日本高等教育評価機構・p.1.	
【資料 4-1-9】	『平成 22 年度 志學館大学 自己点検・評価報告書』(平成 23 年 5 月)・p.33.	

志學館大学

【資料 4-1-10】	『平成 23 年度 志學館大学 自己点検・評価報告書』 (平成 24 年 6 月)・p.18.	
【資料 4-1-11】	『平成 24 年度志學館大学自己点検・評価報告書』 (平成 25 年 6 月 26 日)・p.57.	
【資料 4-1-12】	「自己点検・自己評価に関する規程」・附則の部分	【資料 4-1-3】 参照
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	大学ホームページ (学内の自己点検・評価報告書)	
【資料 4-2-2】	大学ホームページ (認証機関に提出した自己点検・評価報告書)	【資料 4-2-1】 と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	『平成 23 年度 志學館大学 自己点検・評価報告書』 (平成 24 年 6 月)・「はじめに」	
【資料 4-3-2】	『平成 22 年度 志學館大学 自己点検・評価報告書』 (平成 23 年 5 月)・p.33.	【資料 4-1-9】 と同じ
【資料 4-3-3】	平成 24 年度自己評価・報告書における改善・向上方策 (将来計画) に対する対応 (合同教授会 [平成 26(2014)年 5 月 7 日] 資料 5)	【資料 2-1-7】 と同じ
【資料 4-3-4】	「中期事業計画 (計画フォーム)」	【資料 F-6-2】 参照
【資料 4-3-5】	中期事業計画 (管理表) 平成 25 年度進捗状況 (最終) (合同教授会 [平成 26(2014)年 5 月 7 日] 資料 4-1)	【資料 2-2-20】 と同じ
基準 4 その他		
【資料 4-①】	「志學館大学教育改革基本方針」(平成 22(2010)年 1 月)	
【資料 4-②】	「志學館大学教育改革実施案」(平成 22(2010)年 9 月)	
【資料 4-③】	「志學館大学第二次教育改革基本方針」(平成 25(2013)年 6 月) (合同教授会 [平成 25(2013)年 7 月 3 日] 資料 3)	【資料 2-6-5】 と同じ
【資料 4-④】	学長「年頭所感 (今年の課題)」(平成 25(2013)年 1 月 4 日)	【資料 3-4-15】 と同じ
【資料 4-⑤】	学長「年頭所感 (今年の課題)」(平成 26(2014)年 1 月 6 日)	【資料 3-4-15】 と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域貢献の実施体制		
【資料 A-1-1】	平成 25 年度委員会委員名簿	【資料 4-1-5】 と同じ
【資料 A-1-2】	志學館大学生涯学習センター規程	
【資料 A-1-3】	生涯学習センター関係者名簿 (H26 年度)	
【資料 A-1-4】	志學館大学心理相談センター規程	【資料 3-1-25】 と同じ
【資料 A-1-5】	心理相談センタースタッフ (2013 年度)	
【資料 A-1-6】	志學館大学発達支援センター規程	【資料 3-1-26】 と同じ
【資料 A-1-7】	平成 25 年度発達支援センタースタッフ	
【資料 A-1-8】	『平成 24 年度志學館大学自己点検・評価報告書』(平成 25 年 6 月 26 日)、p61~p70、「IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」部分)	【資料 1-2-7】 と同じ
【資料 A-1-9】	「平成 24 年度自己評価・報告書における改善・向上方策 (中間報告)」	
【資料 A-1-10】	7 月心理相談センター・発達支援センター合同運営会議議事要旨	
【資料 A-1-11】	「大学院生教育・臨床研究・地域貢献からみた両センター業務の適正化に向けて」	

志學館大学

【資料 A-1-12】	志學館大学地域協働センター規程	【資料 3-3-7】と同じ
【資料 A-1-13】	地域協働センター運営会議、 「紫原地区との連携の可能性を探る」プロジェクト（名簿）	
【資料 A-1-14】	志學館大学図書館規程	
【資料 A-1-15】	平成 25 年度図書館職員名簿、 図書館委員会名簿	
【資料 A-1-16】	地域協働センター第一回会議議事録	
【資料 A-1-17】	平成 25 年度第 6 回生涯学習センター会議議事要旨	
【資料 A-1-18】	地域協働センター第 6 回会議議事録	
【資料 A-1-19】	院生の電話受付時間数：2014 年 3 月現在、平成 25 年度修了生 担当ケース数	
A-2. 地域貢献の事業内容と施設等の利便性		
【資料 A-2-1】	平成 25 年度生涯学習センター実施事業一覧	
【資料 A-2-2】	志學館大学生涯学習センター通信 No.26（2013 年 4 月）	
【資料 A-2-3】	志學館大学生涯学習センター通信 No.27（2013 年 9 月）	
【資料 A-2-4】	志學館大学生涯学習センター通信 No.28（2014 年 4 月）	
【資料 A-2-5】	【自己点検・評価】資料提出生涯学習センター関係	
【資料 A-2-6】	「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」に関する免許状更新講習開設評価結果報告一覧表、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する免許状更新講習の開設評価結果報告書	
【資料 A-2-7】	「心理相談センター月別来談件数、月別総面接回数（平成 25 年度）」、「平成 24 年度心理相談センター報告」、「心理相談センター報告各年度における総相談件数・総面接回数」	
【資料 A-2-8】	中期事業計画（管理表）平成 25 年度進捗状況（最終）（合同教授会〔平成 26(2014)年 5 月 7 日〕資料 4-1）、（「7. 地域貢献事業の一層の推進」部分）	【資料 2-2-20】参照
【資料 A-2-9】	「発達支援センター平成 25 年度報告」、「発達支援センター月別来談件数」、「発達支援センター平成 24 年度報告」、「平成 23 年度発達支援センター面接回数一覧」	
【資料 A-2-10】	発達支援センター平成 25 年度事業	
【資料 A-2-11】	「平成 25 年度地域協働センター活動総括」、「認証評価資料（地域協働センター分）」	
【資料 A-2-12】	平成 25 年度図書館利用者、図書館利用者数推移	
【資料 A-2-13】	2014 大学案内マガジン（大学案内パンフレット） （pp.50～51、pp.54～55）	
【資料 A-2-14】	松本大学視察報告	
【資料 A-2-15】	「プロジェクト型業務」企画書	
【資料 A-2-16】	平成 26 年度共通教育科目講義要項「ボランティア企画実習」、 同「まちづくり企画実習」	
【資料 A-2-17】	志學館大学生涯学習センター共修講座 2013（平成 25）年度（パンフレット）	
【資料 A-2-18】	平成 25(2013)『学生便覧』p.178	
【資料 A-2-19】	志學館大学図書館利用規程	
【資料 A-2-20】	生涯学習センター各講座アンケート結果	
A-3. 地域貢献活動に係る広報のあり方		

志學館大学

【資料 A-3-1】	平成 25 年度生涯学習センター実施事業広報等について	
【資料 A-3-2】	生涯学習センター通信	【資料 A-2-2】【資料 A-2-3】と同じ
【資料 A-3-3】	生涯学習センター各講座案内チラシ	
【資料 A-3-4】	心理相談センター・発達支援センターご利用案内	
【資料 A-3-5】	心理相談センター・発達支援センター平成 25 年度の広報について（心理相談センター、発達支援センター作成）	
【資料 A-3-6】	「平成 25 年度地域協働センター活動総括」、「認証評価資料（地域協働センター分）」	【資料 A-2-11】と同じ
【資料 A-3-7】	志學館大学図書館利用案内 図書館だより（13 号～16 号）	
【資料 A-3-8】	平成 25 年度第 2 回生涯学習センター会議議事要旨	
【資料 A-3-9】	松本大学視察報告 「プロジェクト型業務」企画書	【資料 A-2-14】【資料 A-2-15】と同じ
【資料 A-3-10】	本学ホームページ「紫原地区との連携の可能性を探る」プロジェクト始動！（2013 年 11 月 19 日）、「紫原地区との連携の可能性を探る」プロジェクト活動報告（2013 年 12 月 5 日）」	
【資料 A-3-11】	平成 25 年度第 4 回生涯学習センター会議議事要旨	
【資料 A-3-12】	平成 25 年度第 5 回生涯学習センター会議議事要旨	
【資料 A-3-13】	「学校臨床セミナー」アンケート集計結果	